

秋田県公文書館

# 研究紀要

第十七号

---

講演録

- 「自治体アーカイブズと公文書管理法」……………高橋 実… 1
- 秋田藩家蔵文書と「戦国時代の秋田」……………佐藤 隆… 14
- 秋田県公文書館における普及活動の現状と課題  
—公文書館講座の試みを通して—……………太田 研… 34
- 秋田県における郡役所の文書管理状況について  
—県庁内務部作成の巡察報告書の分析—……………柴田 知彰… 48
- 「佐竹文庫」の資料構造と形成・伝来過程……………加藤 昌宏… 68

彙報

---

平成23年3月

# 自治体アーカイブズと公文書管理法

講師 国文学研究資料館教授 高橋 実氏

はじめに

今日は、まずアーカイブズとは何かについてお話しし、つづいて自治体の取り組みとして熊本県天草市・静岡県磐田市の事例を紹介し、そして昨年成立した公文書管理法について、どういう考えでつくられ、どういう仕組みになっていて、それが地方公共団体にどういう影響を与えるかについてお話ししたいと思います。

公文書管理法の趣旨を活かしたモデル条例案は、弁護士で獨協大学法科大学院教授、内閣府の公文書管理委員会の委員でもある三宅弘さんが、二つの雑誌に発表しています。まず『自治体法務研究』二〇一〇年春号に「公文書管理法の意義・課題と公文書管理条例への提言」で、もう一つは『獨協ロー・ジャーナル』二〇一〇年三月の「公文書管理法の修正過程と公文書管理条例制定と情報公開法改正への展望」です。是非それを参考にさせていただきたいと思います。

一 アーカイブズとは何か

アーカイブズには二つの意味があります。一つは知恵としてのアーカイブズで、個人または組織がその活動の中で作成または收受し蓄積した記録のうち、組織運営上、研究上、その他様々な利用価値ゆえに永続的に保存される記録史料という意味です。もう一つは器としてのアーカイブズで、記録史料が保存、整理され、閲覧、その他の利用ができる施設や機関という意味です。日本ではアーカイブズの適切な日本語訳がまだありません。例えばミュージアムやライブラリーは早くに「博物館」「図書館」と翻訳され、今日では幅広く定着しています。しかし、アーカイブズは「古文書館」「文書館（もんじょ館・ぶんじょ館）」などと訳されたことはありませんが、あまり浸透しておりません。

四年前にフランスの中世史家トック・ブノア氏が来日し、前近代のアーカイブズについて講演をされました。その中でヨーロッパの中心・近世では「ある個人、組織のもとに文書管理の場所があり、例

え一人であっても、その文書管理業務を担当するスタッフがおり、なんらかの文書管理の方法が確認されれば、それがアーカイブズである」ということでした。そうであれば日本の前近代においても同じくアーカイブズはあったと言えます。しかし、ヨーロッパや日本の前近代アーカイブズは教会や団体、あるいは政権の内部のみでの保存・利用であつて、広く市民・国民のための保存・利用ではなかつたのです。それが二百年前のフランス革命を経て、フランスの国立アーカイブズは、フランス政府のためだけでなく、国民のためにもあるということが法のなかでも唱われるようになりました。ここから市民に開かれた近代アーカイブズが始まつたということができ

ます。

現在、残つているアーカイブズ遺構で一番古いものは、写真で見られるように今のローマ市役所の基礎部分になつているもので、かつてローマの高台にあつたタブラリウムです。これがローマ帝国の記録を保存していたアーカイブズでした。

アーカイブズの語源ですが、それは「アルケオン」で、ギリシア語で組織の「頭脳・心臓」を示す言葉です。ですから、組織にとつて記憶の源である記録が大事である、その大事なものを管理し、保存する施設がアーカイブズといわれるようになったのです。

次の写真は、ワシントンDCにあるアメリカ国立公文書館の本館です。新館は郊外にあつて、ここからシャトルバスで行くことができます。アメリカでは、その施設の意味を建物に刻むことが多いの

ですが、アメリカ国立公文書館にある門の番人と言われる老人像の台座には、「STUDY THE PAST」と記されています。これはアーカイブズとは何かということ象徴的に語りかけてくれる言葉です。

さて、アーカイブズの機能としては次の三つがあります。一つは「行政・経営上の情報管理サービスという機能」で、もう一つは「学術研究や教育上の機能」です。これら二つの機能は、文書記録のもつ情報資源としての価値、つまり行政的・経営的価値と歴史的・文化価値という二つの価値に基づいています。そして三つ目、現代のアーカイブズは、この二つの機能とともに「アカンタビリティー」の機能が強調されています。一般には「説明責任」といわれますが、本来は「拳証説明責任」と訳した方が良いと思います。つまり「アカンタビリティー」のための情報資源、「人権を守るための証拠資源」の宝庫としてのアーカイブズ機能が重要視されるようになります。例えば、市の土地と自分の土地の境のことで「おばあちゃん」が市役所に聞きに来た時に、いくら丁寧に説明してもなかなか理解してもらえない。そういう場合「おばあちゃんこういう記録があるんですよ」と具体的な資料を示して説明した方が理解されやすいものです。このように現在のアーカイブズは説明責任の方が重要視されてきており、昨年成立した公文書管理法もこの考え方に立っています。

アーカイブズの目的は、アーカイブズ（記録史料）を保存し、広

く利用に供することで、人類の歴史的文化遺産、知的情報資源、さらに証拠・証明資源として人類のあらゆる創造的活動に生かし、人類の平和と福祉の向上に貢献するということです。そして、過去と現在、そして未来をつなぐ、さらに人と人、国と国、地域と世界をつなぐ、つまり時間と空間を越えて人と人をつなぐ架け橋として重要な役割を担っているのです。

ここにアーカイブズの役割について簡明な説明を紹介します。今から二十年ほど前に山口県文書館の北川健さんが「三つのみ」ということを唱えております。「アーカイブズはみずからが自らの文書記録を、あまねくみんなのために、遠くみらいに向けて保存公開する機関である」ということです。これを秋田県の場合ですと「秋田県自らが自らの文書記録を、あまねく県民みんなのために、遠い未来に向けて保存公開する機関である」というように言い換えると解り易いと思います。

アーカイブズは知恵・情報の宝庫であり、あらゆる機関・団体で設置されるべきものですが、不思議なことに「先進国」といわれる日本では制度的にも思想的にもまだまだ未成熟です。制度的遅れはともかく、問題はなぜアーカイブズの思想が日本では未成熟なのかということです。戦後、連合国司令部が間接統治を行い、本国アメリカでも実現できないようなリベラルな社会システムにしようにし、その一環として博物館・国会図書館などを設置奨励しましたが、不思議なことにアーカイブズは設立しませんでした。連合国軍の占

領統治ということに関係することだと思いますが、いずれにしても私達はこれからアーカイブズを普及させるためにどうするかということと併せて、何が普及を妨げているのかということを経史的なところから考えていくことが必要だと思えます。

## 二 アーカイブズは民主主義の砦

アーカイブズは民主主義の砦だということは今や世界の常識になっています。公文書管理法ができてやっと日本も世界の常識に追いついたといえます。アメリカの国立公文書館 (NARA // National Archives and Records Administration) への元館長カーリンは「NARAはデモクラシーの砦である。NARAの衰退はアメリカ民主主義の衰退につながる」と唱え、NARAの制度的な改革を精力的に進めた人であります。州知事を務めた人で、任命当初、アーキビストでない人がNARA館長に任命されたということで、当初批判もありましたが、その後NARAの改革に大きな成果を残し、その業績は高く評価されています。

お隣の韓国では、日本よりはるかと遅れてスタートしたのですが、三代続いた民主的な大統領が、アーカイブズがないということはデモクラシーがないのと同じだということで、民主主義の基盤としてのアーカイブズの整備を進めました。そしてあらゆる公的機関はアーカイブズの設置が義務付けられるなど、世界的にも先進的なアーカイブズ・システムが作り上げられています。

少し古くなりますが、ミッテラン元フランス大統領が、一九八八年にパリで開催された国際アーカイブズ評議会で、格調の高い演説をしました。それは「アーキビストのこれまでの忍耐と不断の努力によつて資料に価値が置かれ『世界の財産』が作りあげられたことに敬意を表する。私はこれらのアーカイブズなしでは、国政をとることが可能とは思えない。人類の発展のために最上級の方法をとろう」という内容です。さすが近代アーカイブズ発祥の地パリでのフランス大統領の演説だと思いました。

### 三 自治体アーカイブズの実情

日本の現状はどうでしょうか。都道府県レベルでアーカイブズが整備されているのは三十ちよつと、全体の五分の三に留まっています。市町村レベルでは独立した建物を持つているところは多くありませんが、機能としてのアーカイブズがあるところはそんなに少なくはありません。また来年四月一日に公文書管理法が施行されると、これは大きな追い風になります。今のところ多くの自治体が様子見の状態だと思えますが、先進的などころではすでに公文書管理条例を制定していますし、検討しているところも少なくありません。

具体的な例として、熊本県天草市の場合を紹介します。市組織体と地域の記憶装置としてのアーカイブズをつくらうということで二人の職員が連携して取り組みを始めていました。

天草にアーカイブズが設立されることとなった直接のきっかけは

情報公開でした。情報公開をするためには、文書管理をしつかりしなければならぬ。これまでの文書管理整備の大半は文書を整理することで、整理の大方は廃棄することでした。オフィス・クリーンオフ作戦というわけです。有用な文書の廃棄、それに危機感を持った二人の職員が、非現用公文書等の保存活用を目的に、公文書館法に則ったアーカイブズの設立を目指したことから始まりました。

市長の指示もあつたのですが、まず機運作りをしていこうということになつたようです。ただ予算はない。そこで、できるだけお金をかけないやり方で進めようと工夫して、大分県での全史料協の会議が終わつた後、何人かが阿蘇山を越えて車で天草に連れて行かれました。そこでシンポジウムを開催し、そして三段階対応案を作つて翌日市長に提言しました。

三段階案とは、まず当面の課題として、新文書管理システムの導入とそれに伴う非現用公文書等の保存場所の確保です。つづいて非現用公文書等の評価・選別ガイドラインを開発するというところで、最後は非現用公文書等の将来的活用は市民と行政が共同で検討するという形で、最終的にはアーカイブズの設立を目指すということでした。そして、天草は島ですので、近い将来全島が合併するということ前提に島全域のアーカイブズの設立構想が具体化していくことになつたのです。その二・三年後に天草アーカイブズが設置され、以下のような基本理念が出されました。それは「市民による地域文化創造の拠点に」「より開かれた市政運営をめざして」「情報資源を

活かした高度な行政の実現を」という三つの柱を掲げたもので、地域アーカイブズの役割が明示されています。現在、二市六町が合併して天草市となり、旧五和町の役場庁舎にアーカイブズが設置されています。天草アーカイブズは、歴史的文化資源または行政情報資源として重要なものを収集、整理、保存し、広く市民と行政の利用に供することを目的として設置されました。今までの文書館は、どちらかという歴史資料に重点が置かれていました。それはそれで大事ですが、天草アーカイブズのように歴史資料と併せて行政内部の情報資源センターとして、業務を効率的・効果的に行う面でも役割を果たすことが重要視されるようになっていきます。

また三年前に磐田市に歴史文書館が設置されました。その構想段階で、「歴史と文化薫るまちづくり」という市政方針を実現するための一つとしてアーカイブズが設立されるべきであると提案されました。市民の参加と協働は情報の共有と対になるもので、過去・現在情報共有の場として歴史文書館が竜洋支所二階に設置され、活用されています。文書館の提案書には「市民とともに、市民のために」と記されています。市民参加の開かれた市政を推進するため情報公開制度を導入していますが、公開の対象となっているのは現用公文書のみで、非現用公文書は廃棄するというのがこれまでの考え方でした。これに加えて、保存期間が満了した非現用文書の中にある歴史的に重要な文書記録を保存、公開し、それを活用して豊かな地域づくりと文化の創造に必要な施設としてアーカイブズが存在

するということ、歴史文書館が設置されたのです。

こういう市民参加型の開かれた行政という考え方は多くの地域で採用されてきています。いわゆる行政主導型から一般市民参加協働型という形に変わってきています。日本全体でも霞ヶ関主導から地域主導に変えるということも同じ潮流です。これは裁判でも同じです。法律に素人である市民が裁判に参加する。裁判官など法律専門家だけでなく、そこに市民が参加することで新しいレベルの司法が展開するのです。行政でも、市と市民が協働で活動することによって新しいレベルの地域社会を形成することができます。キーワードは「市民参加」です。市民の参加・協働のためには、過去・現在の情報共有が必要不可欠です。そしてこれからは、ものを製造する社会から、新しい文化を創造する社会、知識・情報に価値が置かれる社会、そういう時代に移っていくわけですが、この大きな変革にしっかりと対応していくそのためには色々なものが需要ですが、その一つがアーカイブズだと思います。

行政の文化化、つまり高度で内容ある行政、効率的で地域に根ざした行政を展開していくことが求められています。さらに国・県など外からの指示や外にモデルを求めのではなく、地域内から過去の歩みの中から内在的にアプローチするのを基本にする行政、つまり過去に学びつつ行政を行うという姿勢が必要です。自らの地域に誇りを持てる行政を展開すること、市民と協働して高度で効率的な行政を進めることが、地域住民にとって大きなプラスの効果になつ

て現れるということが重要です。行政も住民も知価社会に適應するために、単に仕組みを変えるのではなく体制と思想を変える必要があります。過去・現在の情報を蓄積し、整備し、有効に活用することによって個性と創造性に富んだ地域行政を生み出す、それを担うのがアーカイブズであるという体制と思想が大切です。

長野県松本市では、旧公民館を活用した市史編纂室がアーカイブズになりました。これはこれで良いのです。埼玉県戸田市の場合、市立博物館二階に書庫と閲覧室を置いてアーカイブズセンターとしました。これでも良いのです。役所の文書が継続的に移管され、整理されて公開されています。機能としてのアーカイブズです。

#### 四 戦後の史料保存運動と公文書館法

公文書管理法の話に入りますが、その前に、戦後史料保存運動について概観してみたいと思います。戦後の混乱の中で史料の散逸防止運動が起こり、歴史研究者の請願によって一九五一年に文部省史料館ができました。ここでは五十万点の近世・近代史料が整理され、公開されています。日本で最初のアーカイブズが作られたのは山口県です。鈴木賢祐さんが主導したもので、彼は戦前満州図書館の司書をしていて、ソ連軍が満州に進入してきた混乱時に体を張って資料を守ってきた方です。帰国後、山口県立山口図書館の館長となり、シエレンバーグ著『モダン・アーカイブズ』などを翻訳し、勉強して、一九五九年に山口図書館の一角に文書館を設立しました。現

在は新山口県立図書館の二階部分に設置されており、利用者もかなり多い状況です。

一方、国立公文書館が設立されたのは一九七一年です。一九六〇年代に「国立公文書館問題」が起きますが、その端緒になったのが日本学術会議の勧告「公文書散逸防止について」です。学術会議の勧告というのは影響力があり、内閣総理大臣はそれに文書で答えなければなりません。そうした動きの中で国立公文書館が建設されました。当初は、現在の国立近代美術館の敷地も含めたところに建設される予定でしたが、敷地は半減し、できあがった建物は地上四階、地下二階の建物で、常勤職員が四〇数名で、今もほとんど変わっていません。規模も韓国や中国に比べずと少ない。書庫も満杯になったので、つくば分館を新設しました。たしかに建物や組織・人員は不十分ですが、最近の国立公文書館はたいへんアクティブとなり、日本のアーカイブズ・システムの拡充のために精力的に仕事を進めております。

ところで一九八七年に成立した公文書館法ですが、これを積極的に進めたのが参議院議員の岩上二郎さんでした。岩上さんは茨城県知事の後、茨城県立歴史館の館長や全史料協の会長をつとめ、その過程でアーカイブズが大事だということを強く認識するようになり、参議院議員となつてから公文書館法の議員立法を推進していったのです。

公文書館法の意義としては三つあると思います。①公文書の「歴

史資料」としての価値を法律上初めて明記したこと。②適切な措置を講ずる「責務」があるとされたこと。つまり公文書館を設置してその責務を果たすか、あるいは図書館等で保管して責務を果たさなければならなくなったということです。ただ、都道府県レベルでは何らかの具体的対応がなされているのに対して、市町村レベルでは責務は果たされていないケースが多いのが現状です。③「専門職員」を置くとしたこと。ここでいう専門職員規定はなかなかレベルが高く、図書館の司書や博物館の学芸員は法文上「専門的職員」と、いずれにも「的」が付くのに対して、公文書館法では「専門職員」で「的」が付いていません。

さてこの公文書館法には色々問題があります。まず①条文の曖昧さです。所詮は館（やかた）法であるということで、文書管理基本法の制定が必要だと我々は提言してきました。それが公文書管理法の制定につながっていきます。②民間史料への言及がないことです。当時は民間史料には法の網は被せられないということでした。しかし今度の公文書管理法では、寄贈・寄託という形をとって民間史料の保存に対処しうる小さな窓が開かれました。③親機関からの移管、引き継ぎの規定がないことです。この段階では難しかったのですが、公文書管理法では一定の規定が盛り込まれています。④専門職員については「当分の間、置かないことができる」という附則が問題です。当分の間という、普通、我々は二〜三年と思えますが、公文書館法施行から二十数年経ってもまだ附則がついたままです。

これはアーキビスト養成制度がまだ充分でないことに起因したものです。このままでは専門職規定が死文化することになります。

## 五 機能としてのアーカイブズ

そうした問題を抱えながらも公文書館法によってアーカイブズ・システムが胎動しはじめたことは間違いないことで、市町村段階でも機能としてのアーカイブズが増加してきていると思います。

この機能としてのアーカイブズということを是非皆さんで考えていただきたいと思っています。難しいハコ建築などを目指すのではなく、まず空いた建物などを利用して小規模ながらもアーカイブズを設立できればよいと考え、そしてそれを担当する職員、できれば教育やトレーニングを積んだ専門職員は置いた方がよいと構えて、そして管理・運営のチエ（アーカイブズ学）を稼働させる、これが機能としてのアーカイブズです。

それを支援するのが国立公文書館であり、秋田県公文書館などの都道府県のアーカイブズです。都道府県のアーカイブズでは、秋田のこの会議のような関係職員の研修などを行っています。少なくとも市町村では、文書管理規則に条文を加えて、何らかの形で保存期間満了文書を図書館や〇〇編纂室に引き継ぐようなシステムにしています。市町村では、まず機能としてのアーカイブズを実現すべきだと思います。その上で実績を積み、次のステップを展望していくというようにした方がよいと思います。

## 六 公文書管理法について

つづいて本題の一つ公文書管理法についてです。五年前の小泉元首相の施政方針にアーカイブズの充実が入りました。これは当時の福田官房長官が入れたものですが、それから福田首相の下で「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が設置され、二〇〇八年十一月に最終報告がまとめられました。この最終報告にそつた「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）が昨年（二〇〇九）の六月二十四日に国会において全会一致で成立しました。

この有識者会議報告書では、公文書の意義について次のように述べています。つまり「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史事実の正確な記録である『公文書』は、この民主主義の根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産である」というものでした。

そして、公文書管理の改革目標が三つ明示されています。①文書の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保。文書の誤廃棄や行方不明を防止するとともに、過去の記録の利用を容易にし、業務の効率化を図るため、いつでも文書の所在を特定できる文書管理システムを構築すべきであるということです。②政府の文書管理に対する信用（クレディビリティ）の確保。保存管理している文書を公開するこ

とにより、政府への信頼が生まれるということで、この背景には一九九〇年代から現在に至る色々な記録廃棄問題がありました。文書作成義務の法定化、文書管理基準の明確化、公文書担当機関間等により、文書管理サイクル全体を通じた適切な管理を行う体制の整備をするべきであるということです。③文書の利用可能性（アクセスビリティ）の確保。国民共有の知的資源である公文書の活用を促進するため国民に対する利用の利便性のさらなる向上を図るべきだということです。

これらを実現することによって、最終目的である現在及び将来の国民に対する説明責任を果たすことができるとし、国の意志決定過程も含め公文書を体系的に整理・保存するとともに、国民の知的資源として後世に伝えるべきであるということを最終報告で提言しています。

実現の方策としては、①公文書管理法を制定して統一的な文書管理システムを確立すること。これが根幹です。また②国立公文書館の権限と機能を拡充すること。これも重要だと思います。それから③各省庁に文書管理の専門家を置くことです。これは市町村にも言えることですが、やはり本務を持ちながら文書管理をするのはいへんですから、専門職としてレコードマネージャーやアーキビストを配置するべきだということを有識者会議が提言しています。

それでは公文書管理法の内容と仕組みに入っていきたいと思えます。情報公開法も同様ですが、公文書管理法を貫く基本的な考え方

というのは、受託者、つまり公務員に説明責任があるということだ。政府は主権者である国民・市民の信託を受けて、権限を付与され、税金を用い、業務を遂行しているわけで、委託者である国民・市民は受託者に説明責任を課すことで、制御権を確保しておく必要があります。これは地方自治体でも同じことです。良質な情報は、業務の現場に生まれ、集まります。ですから説明責任を全うするためには情報の開示が必要であり、これが情報公開制度の目的になったわけです。それを、公文書管理法では「時を貫く説明責任」に深化させたのです。この「時を貫く」というのは、当時の上川陽子担

### 公文書管理法のポイント

- ①一定の保存期間が経過した公文書の廃棄には、首相の同意が必要
- ②政策決定過程を検証できる形で文書を作成する規定
- ③歴史的公文書は原則、国立公文書館などへ移管
- ④公文書は「国民共有の知的資源」。役所の説明責任と国民の主体的な利用を明確化。
- ⑤外部有資格者による「公文書管理委員会」を設置。
- ⑥施行後5年をめぐりに見直し

図1

当大臣が命名したもので、確か中国の古典にある言葉だそうです。つまり現代世代だけでなく将来世代に対しても説明責任を全うすべきということも明記したということです。したがって、未来の世代のためにも、現代世代の公務員は、自らの業務文書記録をきちんとマネージメントしていなくてはなりません。

続いて公文書管理法の作り方ですが、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的財産として、主権者である国民が主体的に利用しうるようにするのが法の一番目の直接目的です。二番目の直接目的は、行政文書等の適正な管理と歴史的公文書等の適切な保存及び

利用を図るということです。こうした直接的目的を実現することによって、①行政の適正円滑な運営を確保する、②そして現在及び将来の国民に対する説明責任を確保するというのが究極の目標になっているのです。そのためには過去の事実、意志決定の過程についても正確な記録が不可欠であるという作り方になっているのです。

公文書管理法の特徴の一つは「公用物」という考え方を取り入れたことです。いままでの役所の文書は役所の電話などと同じく「公用物」でした。税金で作られ購入されたものですが、一般の方が自由に使えるというものではありませんでした。ところが公文書管理法によって、業務を遂行するために必要な文書は公用物であるとともに公用物であるとされたのです。公用物というのは公園のようなものだから、文書は市民・県民が自由に閲覧できるものとなったのです。

公文書管理法ができたため、公文書管理法が政府文書のライフサイクル全体を通じた文書管理の一般法になりました。それを所管するのは内閣府です。そしてこれまで政府文書管理を規律していた情報公開法は、現用文書利用の特別法として位置付けられるようになりました。公文書管理法は来年二〇一一年の四月に施行されることになっています。

つづいて公文書管理法のポイントですが（図1参照）、一定の保存期間が経過した公文書の廃棄には、首相の同意が必要になります。具体的には首相の管轄のもとにある内閣府の国立公文書館長の同意

が必要であるということです。これまで各府省が自由に廃棄できたものが、法の網を被つて、廃棄には内閣総理大臣の同意が必要になったのです。さらに政策決定過程を検証できる形での文書を作成することも規定されました。委員会の議事録など、各過程における文書も作成し、保存するということです。歴史的公文書は原則として国立公文書館などへ移管することになりました。公文書は「国民共有の知的財産」ということで、役所の説明責任と国民の主體的な利用を明確化しました。外部有識者による「公文書管理委員会」の設置や施行後五年を目途に見直しをすることなども盛り込まれました。

### 七 公文書管理法の意義と課題 (図2参照)。

情報公開法が施行され、この法の趣旨を踏まえて条例を制定すべきであるという努力義務規定に則つてほとんどの市町村で情報公開条例が作られました。しかも相当短期間でできあがりしました。公文書管理法の場合も、努力義務ということで情報公開法とまつたく同じ規定です。ただ世論のバックアップというのは情報公開法の時よりも弱いと思いますが、「努力義務」ですからやはり公文書管理法の趣旨に則つて各地方公共団体には公文書管理条例を作っていた、いただきたいと思います。

毎日新聞に「公文書管理法案 改革のまだ入口だ」という社説が掲載されていました。同じような社説で三年ほど前の秋田魁新報の

社説を先ほど見せていただきましたが、なかなかレベルの高い論説になっていました。ちなみに毎日新聞は「各省が作る公文書の管理行政はこれまで無いに等しい惨状であり、年金記録の紛失などずさ

### 公文書管理法の意義と課題

- 国の公文書管理に関する画期的な法律が成立し、日本の記録管理とアーカイブズの世界は新しい時代を迎えた。
- 今後は政令等の整備や施設・人材の拡充を通じて制度の具体的実現を図るとともに、
- 地方公共団体においても、公文書管理法の趣旨にのっとり記録管理とアーカイブズ制度の充実を図っていくことが求められる。

図 2

んな文書管理や、官僚の情報隠しの温床となつてきた。政府案の不備がある程度は正しルール化に踏み出すことは前進だが、後回しとなつた国立公文書館の拡充も含め、残された課題は多い。息の長い取り組みが必要である。(中略) 公文書について、自・民両党は『民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源』と新たに

位置づけ『国民が主體的に利用し得るもの』と法案に明記することでも合意した。適切な文書管理は国の歴史の散逸を防ぐだけでなく、行政を透明化することでそのあり方を大きく変える。まさに、霞ヶ関改革の一環である」と述べています。

たしかに課題もあります。簡単に言うとう文書管理風土の改革が不可欠だということです。文書を残さない、見せないというこれまでの習慣を変えることが重要です。文書管理に関する薬、良薬は口に苦いですが、継続的に長く服用していくことにより、文化・風土を変えていくことができます。

課題の二つ目は、公文書管理法あるいは公文書管理条例では網を

被せられない民間企業等の記録をどうするかということ。さらに地域の文書記録はどうなるのか。今、家を継ぐ人がいない山間部などでは、集落そのものが成立しなくなってきています。するとそこにあつた近世や明治・大正・昭和といった時代の記録は、集落とともに消え去ってしまう危険があります。

課題の三つ目は、新しいシステムには専門職員が不可欠だということです。一般職員が整理削減されていくなかでそれをどう確保するのかということが重要です。

## 八 公文書管理法と自治体の対応

つづいて地方公共団体への影響についてです。

前述したように、情報公開法と情報公開条例の場合と全く同じです。公文書管理法の趣旨を尊重して条例化することが求められています。内閣府では自治体への条例制定義務化の議論もあつたようですが、最終的には見送りになりました。しかしやはり努力義務は重い規定だと思えます。自治体としてどのような制度を構築すべきかですが、それは法律の趣旨を最大限に生かしつつ自治体の独自性や必要条件を反映させる文書管理システムの構築が求められていると思えます。

情報公開法での文書管理規定が削除され、非現用公文書にも利用請求権が付与されましたから、情報公開条例の改正と公文書管理条例の制定が求められています。

それから現用・非現用文書全体についてのレコード・スケジュール規定を条例に盛り込むことも必要です。この文書はこういう形で保存し、利用に供していくという公文書のライフサイクル・システムを導入することです。現用と非現用を分け、非現用は機械的に廃棄するという考えはなくし、文書管理を川上の文書作成現場から川下のアーカイブズでの保管まで拡充することです。香川県では、保存期間を満了した文書を「廃棄」とするのでなく、「用途廃止」と規定しました。その上で、川下の香川県公文書館の役割を、川上を含めた文書管理全体に及ぶものとししました。

二一世紀はじめの日本は、文書・情報の新しい仕組みができた時期と評価されるだろうと思えます。公文書管理法が二〇〇九年六月に成立し、その前には情報公開法が二〇〇一年十月に施行され、政策評価法が二〇〇二年四月に施行されています。いずれも情報の公表・共有・活用による高度な民主社会の実現を目指したものです。この新しいコンセプトは地方自治体にも、さらに民間にも波及させていかななくてはなりません。

## 九 秋田にもアーカイブズを

最後に、「秋田にもアーカイブズを」と提言したいと思えます。「公文書管理法」新時代における公文書管理とアーカイブズ構築について提案です。市町村の動向を見ると、アーカイブズを設置したいという考えを持っているところがみられます。小さな動きですけ

れども、公文書管理条例の制定や文書管理システムの改善、アーカイブズの設置などについて今たしかかな胎動があります。具体的には現用・半現用文書管理の効率化・高度化の促進、行政事務の適切な遂行のための情報公開の推進、非現用文書の中から歴史的資料を適切に保存し活用するためのアーカイブズ・システムの構築などです。

みなさんに検討していただきたいのは、総合文書管理システムやアーカイブズ・システムの構築計画です。神奈川県およびこの秋田県などの進んだアーカイブズ・システムを導入することを前提に、既存の文書管理を見直して新しい文書管理システムを導入し、利用請求権などを盛り込んだ公文書管理条例制定に向けて一步を踏み出してもらいたい。そのための総合文書管理システムおよびアーカイブズ・システム構築の段階的計画を示しました（安藤正人

#### 総合文書管理システムならぬ アーカイブズ・システム構築計画

- ・ステップ1 行政事務分掌と文書管理システムの総合調査と現状分析
- ・ステップ2 新しいレコード・スケジュールの策定
- ・ステップ3 文書管理部門の再構築とアーカイブズ部門の設置
- ・ステップ4 文書管理法制の再整備(条例制定、規則改正など)
- ・ステップ5 全庁的な文書管理研修の実施
- ・ステップ6 新しい文書管理システム(アーカイブズ・システム含む)の段階的導入と稼働

#### 図3

「公文書管理法」新時代のアーカイブズと市民」『住民行政の窓』第三五〇号、二〇一〇年。ステップ1からステップ6までの段階的整備計画です（図3参照）。市町村合併等を受けて、まず現状を分析する。それで新しいレコード・スケジュールを

策定し、文書管理部門の再構築とアーカイブズ部門の設置、全庁的な文書管理研修の実施、そしてアーカイブズ・システムを含む新しい文書管理システムを段階的に導入し稼働させていくことが必要です。

#### おわりに

お話を終えるに当たって将来の世代への責任ということについて触れます。現在、日本では膨大な国債や地方債などを背負っています。いくら日本が千五百兆円の預貯金があるにしても、何世代にも渡って解決していかなくてはいけないたいへん大きな問題です。これについては将来世代に充分に説明する責任がわれわれにはありません。なぜあの時にこういう判断をしたのか、そしてこういうことをやった結果として借金がこのように残ることになったというようなことを説明できる資料をしっかりと残す義務があるのです。

各自自治体においては、館（やかた）にこだわらず、機能・システムとしてのアーカイブズの整備を目指してもらいたいと思います。第一に文書管理の実態を把握し、文書管理問題の改善を図る態勢を確保し、そして公文書管理と歴史的公文書等の引き継ぎ・保存規定を盛り込んだ条例・規定を整備すべきだと思います。

図4で示しましたように、組織記録・地域記録をアーカイブズで整理・保存することによって組織知・地域知に発酵させ、そして社会知となった美酒を心ゆくまで味わうことができるようになるので

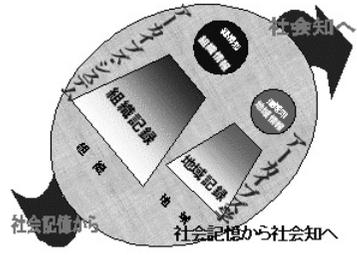


図 4

この社会知を自治体も地域住民も、情報資源として十分に活かして、より高度な新しい社会をつくりだしていく、知が地域づくりの中軸となるような二一世紀日本の知備社会をつくる必要があると思います。その中心的役割を担うものがアーカイブズであり、アーカイブズ運営の中軸が専門職員アーキビストなのです。

# 秋田藩家蔵文書と「戦国時代の秋田」

佐藤 隆

## はじめに

平成二十二年度の企画展は古文書班が担当し、「戦国時代の秋田―秋田藩家蔵文書の世界―」を行った。前後期五九日間で入館者七六三九人と好評であった。本稿は、展示に関する業務報告を行うとともに、展示に関連して秋田藩家蔵文書に関して若干の考察した内容を提示することで、戦国時代の秋田を考える上での資料を提供することを目的とする。

### 一 企画展『戦国時代の秋田』

今回の展示の目的は、次の二点であった。

- ① 秋田藩家蔵文書を一般に知らしめること
  - ② 秋田藩家蔵文書からわかることとして「戦国時代の秋田」像を一般に提示すること
- ①に関しては、秋田藩家蔵文書の説明から始まり、歴史上の人物

(織田信長など)の秋田に関連する資料を取りあげて翻刻と解説を行って興味付けとした。また、中世文書の多様な文書例(公翰旨・下文など)を示すことで資料そのものに対する興味の喚起も行った。

②に関しては、秋田藩家蔵文書を材料にして、大永四年(一五二四)から慶長七年(一六〇二)までの秋田での出来事をまとめ、特に天下統一との関わりの中で、秋田の状況がわかるように示した。企画展のコーナーごとの内容は次のとおりである。

#### 企画展「戦国時代の秋田」

##### I 秋田藩家蔵文書

- (1) 秋田藩家蔵文書について
- (2) 歴史上の人物と秋田

① 源頼朝 ② 織田信長 ③ 豊臣秀吉 ④ 徳川家康

##### II 戦国時代の秋田 I―秀吉の天下統一まで―

##### III 戦国時代の秋田 II―秀吉・家康と秋田―

- (1) 奥羽仕置 (2) 太閤検地 (3) 慶長五年奥羽合戦

#### IV 秋田の戦国大名その後

#### V 様々な古文書

前期①繪旨 ②宣旨(官宣旨) ③奉書 ④起請文

後期⑤下文 ⑥下知状 ⑦御内書 ⑧印判状

秋田藩家蔵文書は、これまでほとんどが東国中世史の資料として使われてきた。秋田藩家蔵文書は資料総数三九七四点、うち「茨城県史料」では二〇〇〇点(五〇・三%)が翻刻されており、それに対して、「秋田県史」で扱われている資料は七〇点(一・八%)のみであった。

しかし、最近の秋田県内の自治体史等を参考に、年がはつきりしている秋田県関係の文書をまとめたところ、一八三点(四・六%)であった。そのうち秋田市史では四八通、能代市史では七〇通、横手市史では九七通(それぞれ重複がある)がとりあげられている。

秋田県関係文書の巻ごとの内訳は次のとおり。

6卷(2通)	8卷(4通)	11卷(9通)	14卷(6通)
27卷(7通)	28卷(32通)	31卷(1通)	32卷(5通)
33卷(6通)	37卷(2通)	38卷(21通)	40卷(5通)
43卷(13通)	45卷(3通)	46卷(1通)	47卷(1通)
49卷(5通)	50卷(4通)	51卷(20通)	52卷(2通)
56卷(13通)	57卷(4通)	58卷(6通)	59卷(3通)

60卷(7通) 61卷(1通)

11巻は角間川給人の提出分で全13通のうち年未詳・元服書をのぞいて9通となっている。28巻は城下庶民文書、38巻は文化新出文書、43巻・51巻・56巻は城下諸士文書である。小野寺・秋田・戸沢等の旧臣は、佐竹氏に仕える段階で庶民扱いであったり、元禄より後の文書改めで提出したり、少数の久保田在住の諸士の文書が残されていたことがわかる。

この一八三点の文書を年代順に並べて、それぞれの内容を記載し、該当する県史・市史の資料番号を付記したものが表1である。この表をもとに、展示後半の「戦国時代の秋田」像を組み立てた。

#### 二 秋田藩家蔵文書

秋田県公文書館には秋田藩家蔵文書と呼ばれる資料群が二つある。資料番号A二八〇―六九の臨写本六一冊と資料番号A二八〇―二のいわゆる樋口本四〇冊である。また、東大史料編纂所の秋田藩採集文書は佐竹文書(千秋文庫蔵)と臨写本の一部の写であり、樋口本は秋田藩採集文書のさらに一部の写であるので、臨写本がそれらの原本で間違いはなく、臨写本六一冊を秋田藩家蔵文書と考えてよい。また、佐竹文書六冊を含めて秋田藩家蔵文書六七冊とする考えもあるが、佐竹宗家の文書はあくまでも佐竹文書と考えるべきで、

一門を含めた藩士から収集された家蔵の文書の写と考えれば、現在秋田県公文書館にある臨写本六〇冊（一冊は文書目録）が秋田藩家蔵文書本体といえる。なお、第一巻の文書目録には御文書として佐竹宗家の文書も記載されている。

〈秋田藩家蔵文書と自治体史編纂の動き〉

一九六〇（S三五）「秋田県史」古代・中世資料編

七八（S五三）「秋田藩家蔵文書対照索引」

（秋田県立秋田図書館）

八一（S五六）市村高男「いわゆる『秋田藩家蔵文書』について

の覚書」（小山市史研究三）

八四（S五九）「本荘市史」史料編Ⅰ上

八五（S六〇）「本荘市史」史料編Ⅰ下

八六（S六一）「茨城県史」中世編（通史編）

八七（S六二）「本荘市史」通史編Ⅰ

九一（H三）「茨城県史料」中世編Ⅳ

九一（H三）根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」

（栃木史学五）

九三（H五）秋田県公文書館開館

九四（H六）「茨城県史料」中世編Ⅴ

九六（H八）伊藤勝美「『秋田藩家蔵文書』の伝来の過程」

（公文書館研究紀要第二号）

九六（H八）「秋田市史」中世史料編

九七（H九）「秋田藩家蔵文書目録」（秋田県公文書館）

九七（H九）伊藤勝美「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」

（公文書館研究紀要第三号）

九八（H一〇）「能代市史」資料編 中世一・二二

九九（H一一）「秋田市史」中世通史編

二〇〇六（H一八）「横手市史」史料編 古代・中世

〇八（H二〇）「能代市史」通史編Ⅰ

〇八（H二〇）「横手市史」通史編 原始・古代・中世

秋田県史はちょうど五〇年前に刊行された。県史では資料の引用に「秋田藩家蔵文書」とある場合は樋口本をさし、樋口本にないものは「秋田藩採集文書」（東大影写本）と表記されている。すなわち、県史では臨写本が使われていなかった。

その後、秋田藩家蔵文書の利用について二度の画期があった。

一度目の画期は、S五三の対照索引の刊行とその後の「茨城県史」・「本荘市史」の編纂である。対照索引により臨写本も樋口本と同じ「秋田藩家蔵文書」という資料群名が付与された（ただしS五三の初版刷り刷では「秋田藩家蔵文書（秋田藩採集文書）」と並記している）。そして、この段階では、利用の対象は佐竹氏に關係する東国中世史と、本荘地域・最上氏關係の戦国史に限定されていた。

茨城県史料では「秋田藩の一連の修史事業の最終目的は『佐竹系図』『佐竹家譜』の編さんであり、「家蔵文書」はこの過程での産物であった。しかし、現代への我々の最高の贈り物は、常陸を中心とした中世東国の諸相を、そのままに伝えてくれる「秋田藩家蔵文書」の編さんであったといえよう」（中世編IV解説）と評価されている。また「この文書集には本来、全体を一括しての正式な呼称はなく、各冊ごとに「家蔵文書」と標題が付けられているが、本巻では便宜「秋田藩家蔵文書」と呼ぶことにした」と資料群名を秋田藩家蔵文書とした経緯が述べられている。

二度目の画期は、H五の公文書館開館とH九の目録刊行を契機として、「秋田市史」・「能代市史」・「横手市史」の各自治体史の中世編の刊行である。これらには、秋田藩家蔵文書が中心的な資料として使用されている。

ちなみに「本荘市史」史料解題では、「本文書によつて、本荘満茂の由利入部・本城城下の建設・由利領内の各氏の最上氏との交接等がわかり、本荘市史にとつては不可欠の史料である」と述べられている。「能代市史」資料解題では「秋田氏旧臣の文書も多く、それが秋田県の中世史以降の歴史解明に役立つ」としながらも、「写本であるだけに誤写もあり、また判読不明のまま字体をまねたものには、さらに判読を難しくさせているものもあり、周辺史料で補つていく必要もある」としているが、これは臨写本というよりは樋口本の問題点と考えられる。

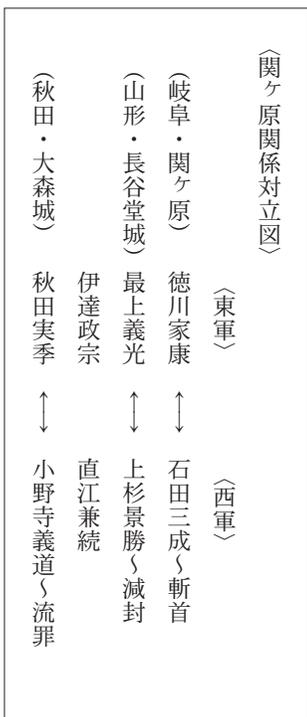
総じて、秋田県の中世史に関して、秋田藩家蔵文書が本格的に使用されたのは、この一〇年のことであるといえる。

それでは、秋田の歴史の中で秋田藩家蔵文書をどのように使つていくか。例として慶長五年（一六〇〇）を取りあげる（表2参照）。

慶長五年のものはつきりわかる文書は五一点である。うち秋田県関係が一七点、関ヶ原の戦いに関連する資料が一三点である。

例えば、上杉景勝の家老である直江兼統の書状が九通あり、七月から九月までに集中している（景勝書状は三通）。

それらは結城氏（宇都宮氏）を通じて佐竹氏との連携を探る書状や、戦局を知らせるものであったりしたが、関東での家康を含めた東軍の動きと連携するものであり、同時に上杉に対抗して最上義光が由利への連携を図る動きとつながり、さらに由利衆と秋田実季の連携、最上に対抗して小野寺義道の対立へと発展し、秋田の大森城の戦いへとリンクしていくものであった。対立関係は次図を参照。



以上のように、関ヶ原の戦は局地戦ではあったが、東北でも戦いは行われた。その意味で関ヶ原に付随する東北での戦いを総称して「慶長五年奥羽合戦」という呼び方があり、今回の展示もその呼称に随った。

それでは、なぜ秋田藩家蔵文書に慶長五年の文書がこのように大量に、また上杉景勝や直江兼統の書状などが集中的に残されたのか。

「秋田藩家蔵文書」の編纂は、「佐竹系図」「佐竹家譜」編纂のための資料集めが目的であった。文書所総裁の岡本元朝は、家蔵文書を材料に「義宣家譜」を編んだ。そのために資料一点ずつを厳密に吟味し、偽文書を排し、残された資料は正確に臨写して家蔵文書を編纂した。それは現在残されている原本との比較でわかる。

義宣家譜では関ヶ原の戦に関する評価について、前述の上杉景勝書状や直江兼統書状をすべて引用して、義宣が家康に敵対したと結論づけた（「公文書館だより」第二四号資料紹介「直江兼統と佐竹氏の秋田転封」参照）。

岡本元朝は近代的資料批判の精神で歴史を厳密に構築しようとし、その成果は義宣家譜に結実し、秋田藩家蔵文書という資料群を後世へ残したといえる。

### 三 戦国時代の秋田

秋田の中世に関するまとまった叙述は『秋田県史』第一巻古代中

世編である。そこには次のような記載がある。

『奥羽永慶軍記』の比較的信頼できる永禄中頃以降の記録によると・・・①天正十四年（一五八六）六月、小野寺義道は間室を攻め略しようとして最上義光と有屋峠で戦った・・・②天正十六年（一五八八）頃、小野寺氏は秋田実季と淀川において戦った。」

「奥羽永慶軍記」を根拠として①天正十四年有屋峠の戦い、②天正十六年淀川の戦いを上げている。①は戦国時代の一般書でも取り上げられる有名なものであるが、②は前年十二歳で家督を継ぎ翌年には湊合戦を戦う実季がこの年に小野寺氏と戦いをするかは一般的には疑問と思われるところである。

このように資料の少ない中世に関しては、軍記物を根拠として叙述することがこれまでは多かつた。ちなみに公文書館が所蔵する軍記物をリストにしたのが表3である。しかし、同時代のいわゆる一次史料ではないものをどう使うかは難しい。

まず、有屋峠合戦については近年「横手市史」によって以下のように疑問が呈された。

「この事実を示す一次史料は皆無であり、記事は『奥羽永慶軍記』を始めとする軍記のみに限られている」「最上氏側の軍記である『最上記』ではこの合戦についてまったく触れられていない」とし、『小野寺氏研究資料』を編んだ深澤多市が『奥羽永慶軍記』と小柳家文書を根拠に合戦の実在を主張しており、「小柳家文書の記事」というのは、明治初期に作成され同家の家譜（『小柳藤原姓家系書』）にあ

るもので、「有屋峠合戦軍功に依て長光の刀給り、今に所持罷り在り候。年号月日不詳」と記されている」として、天正十六年の仙北郡内での小野寺氏と六郷氏や山田氏の対立などの動きを総称して「仙北干戈」と呼び、それに関連する最上氏の派兵が「後世「有屋峠合戦」として、あたかも戦国大名による「国盗り」の戦いよろしく脚色されたのではないだろうか」と結論づけた。

では、もう一方の淀川の戦いはいかうか。それらを確認するために、この時期の秋田における戦いの状況はどうなっていたか、表1の年表から戦闘に関する部分を抜き出したのが次の表である。

〈秋田藩家蔵文書に見える秋田地方の戦闘〉

①永禄十一 庄内の大宝寺氏と砂越氏の対立に下国愛季が介入

永禄十二 小野寺茂道が西馬音内周辺の合戦で勝利する

由利の矢島氏と仁賀保氏が対立

↓仁賀保氏に小野寺氏が援軍

元亀元 大宝寺氏が由利へ侵略

下国愛季が豊島征伐を行う

元亀二 大宝寺氏と小野寺氏が連携する

下国愛季と小野寺氏が和睦

②天正十 下国愛季が由利に出陣、大宝寺氏と対立

大宝寺氏が仙北戸蒔氏・金沢氏に小野寺氏勝利を祝う

天正十一 下国愛季が大宝寺氏と由利で戦い勝利する

小野寺氏は仙北郡内の混乱の收拾に専念する

天正十二 庄内の大宝寺義氏が滅んだ混乱に乘し大宝寺氏と東禅寺氏の対立に最上義光が介入

③天正十五 由利郡内の混乱収束し仁賀保も落着あり

庄内の混乱も収束し大宝寺氏と東禅寺氏の和議成立

天正十六 最上義光と伊達政宗が戦い最上氏が勝利

最上義光が小野寺氏と六郷氏の和議を取りなす

秋田実季と戸沢氏・小野寺氏が淀川で戦う

天正十七 秋田実季と南部氏が比内をめぐって争う

豊島道季が戸沢盛安の援軍を得て秋田実季を檜山城に

攻める、籠城ののち和議なる Ⅱ湊合戦

秋田実季が由利衆に助勢を求める

④慶長五 最上義光が由利衆に徳川家康に与するよう勧告

秋田実季・由利衆が大森城を攻めるも落城せず

小野寺義道が庄内へ援軍を要請

秋田実季が山屋村孫左衛門・加満田平左衛門が大森城

の戦いに参加したことを証明する

以上の記載からは以下の四つの画期をみることができる。

①は永禄十一年（一五六八）から元亀二年（一五七一）までの由利の矢島と仁賀保の対立とそれをめぐる庄内の大宝寺氏と下国愛季

の対立、大宝寺氏と小野寺氏の連携による下国愛季と小野寺氏の対立であり、一方で下国愛季は対立した一族の豊島氏を倒し檜山安東氏と湊安東氏を統一する。

②は本能寺の変のあつた天正十年（一五八二）から天正十二年（一五八四）である。①と同じように由利をめぐつて下国愛季と大宝寺氏が対立するが、小野寺氏は仙北郡の混乱のため参加できず下国愛季が勝利する。大宝寺氏では当主の義氏が滅び混乱に乗じて最上義光が庄内へ勢力を拡大する。

③は豊臣秀吉が惣無事令を出した天正十五年（一五八七）から奥羽仕置直前の天正十七年（一五八九）である。由利郡は下国愛季の影響下で、仙北郡は小野寺義道の影響下で混乱もおさまるが、小野寺義道と六郷氏の対立が表面化し、一方安東氏は下国愛季が急死し、後を継いだ秋田実季が年少のため以前対立していた一族の豊島氏が反旗を翻した。その隙をついて戸沢盛安が勢力拡大をはかり、秋田実季を檜山まで押し込んだ。秋田実季は影響下にあつた由利衆の支援により、戸沢盛安の勢力を駆逐することに成功する。

「奥羽永慶軍記」にある天正十四年の有屋峠の戦いは全く秋田藩家蔵文書からはうかがうことは出来ない。

一方、客観的には疑問であつたが、天正十六年の秋田実季と小野寺義道の淀川での戦いは確認できる。この戦いは戸沢氏が秋田氏の混乱に乗じて戦局を拡大しようとしたもので、それが本格的な戦闘として翌年の湊合戦へと発展する。また、小野寺氏の出兵は「仙北

干戈」の延長であり本格的なものでなかつたことがわかる。

すなわち、戸沢氏は、仙北郡内の混乱を納めきれない小野寺氏や、矢島氏の滅亡（天正十六年か）で混乱し最上氏の影響力が強まった由利郡の状況、比内をめぐつて南部氏と対立している秋田氏の状況などの間隙を縫つて、豊島氏を使って秋田氏への勢力の拡大をねらつたというのが湊合戦であつた。秋田氏内部の抗争ではなく、秋田の戦国時代の最後にして最大の大きな変動を伴つた動きであつたといえる。この直後に豊臣秀吉による奥羽仕置がおこなわれ、湊合戦に積極的に参加できずに勢力を拡大できなかった小野寺氏は、影響力を強めた最上氏に領地を奪われることになる。

④は関ヶ原の戦いのあつた慶長五年（一六〇〇）である。最上義光が由利衆に働きかける様子、それに伴つて秋田実季と最上に対抗する小野寺義道が対立し大森城をめぐる戦いへと発展する。

秋田藩家蔵文書のみから見ても以上のようなことがわかる。出来る限り原本（一次史料）にあたること、それが原則である。軍記物などの使用については、周辺の資料を検討しながら慎重に使うことになる。しかし、資料のない時期のものについては、軍記物等も重要な材料となる。その意味で一次史料と位置づけられている秋田藩家蔵文書のほかに資料はないのか。

慶長七年（一六〇二）の国替で佐竹氏が秋田に入部するが、その代わりに中世以来の秋田の旧領主は常陸へ国替が改易になつた。常陸へ移つた領主は水戸徳川家の成立でもう一度国替となる。例えば、

秋田氏は常陸宍戸へ国替の上、さらに三春へ移される。当主は明治維新まで三春藩主であり、その文書は東北大学附属図書館に寄贈され「秋田家史料」として公開されている（秋田県公文書館でも原所蔵機関から許可を得て複製本を公開している）。領主の資料は別に残されたが、秋田氏の家臣として秋田に残ったものでその後佐竹家に仕官したものは戦国期の文書をそのまま秋田の地で文書を家蔵した。一方、小野寺氏は改易となり、義道は石見へ流され家臣は離散した。領主の資料は残されなかったが家臣たちは佐竹家に仕官して文書を残した。すなわち、国替の領主であれ改易の領主であれ、家臣の記録として秋田に文書が残されていることになる。

家蔵文書の編纂の契機は、佐竹系図・佐竹家譜の編纂のための家臣からの古文書・系図・由緒書の提出であり、原本があり内容が吟味されたものは臨写された。原本がないものや系図・由緒書は元禄家伝文書として別にまとめられた。秋田藩家蔵文書と元禄家伝文書の関係は、家伝文書から正当と認められたものが家蔵文書となったのではない（拙稿「秋田藩の系図史料について」研究紀要第七号）。元禄家伝文書をもとに藩によってまとめられた諸士系図があり、それをもとに系図目録によって各家の資料がまとめられている。そのデータから、秋田の戦国領主の家臣のデータをまとめたのが表4である。

例えば、由利十二頭の系図で残されているのは8家で、赤尾津（小介川）、鮎川（角間川給人）、岩屋、内越、大井（梅津家臣）、下村

（梅津家臣）、芹田、滝沢（角間川給人）である。残っていないのは5家で、石沢、潟保、子吉、仁賀保、根井である。

もう一つは、現在秋田藩家蔵文書として編まれている六一冊以外に、これに準じた資料がある。表5に示したものがそれである。関連して表6と7に県A―一四七、一四八の文書リストを示した。

例えば小野寺旧臣の主だったものは、角間川を開墾して梅津家の給人として佐竹に仕えた。諸士系図には次の43家が小野寺旧臣・角間川給人として記載されている。彼らの所蔵していた文書は家蔵文書一一巻と県A―一四八に納められた。

伊藤、石川、△石山、△×六郷、幡江、×戸嶋、落合、大沢、  
△大友、○川村、金子（2家）、田中、○瀧沢、高田、中島、  
南部倉、×白井、運藤、×黒澤、△八木、△松岡、×深堀、  
×金、小淵、○新田目、○鮎川、○芹田（2家）、青河、佐藤  
佐貫、湯野澤、宮原、東海林、△島森（3家）、○△日野、  
○関口（3家）、△杉沢

（注）○家蔵文書一一巻の提出者（7家）

△県A―一四八の提出者（8家）

×角間川在住でない小野寺旧臣（6家）

以上の表4、表5を使うことで戦国時代の秋田の諸相はさらに広がりを見せるであろう。

## おわりに

秋田の中世史の全体像を示すために今後の課題をあげておく。

① 秋田藩家蔵文書の翻刻作業

② 秋田藩家蔵文書以外の中世資料の発掘

(館外資料・県外資料を含む)

③ 周辺資料(軍記物や系図・由緒書)の検討

④ 上記①～③をふまえた秋田の中世資料集の編纂

以上はどこまでが公文書館の館としての仕事になるかはわからないが、最終的には秋田県としての中世資料集の編纂が目標となる。

近年になって県内自治体史の新たな編纂により、秋田県の中世史像が確実に改まりつつある。その中心の資料群として「秋田藩家蔵文書」はあり、東国中世史のみならず、秋田の中世史解明のため、周辺の資料を含めて、研究者だけでなく一般の方にも、今後大いに利用してもらいたい資料群である。

(古文書班 さとうたかし)

表1 秋田藩家蔵文書による「戦国時代の秋田」年表

和暦	西暦	月	日	出来事	資料番号	資料名	自治体史
大永4年	1524	3	7	室町幕府管領・細川高国、鷹を進上した湊安東左衛門佐入道に札を述べ、以後の懇意を望む	51-11	細川高国書状	県史826 能代112
天文10年	1541	8	19	庄内の領主・土佐林禪棟(藤島城主)、湊鉄船庵(亮季)に砂越氏(山形県飽海郡の国人領主)の内紛を斡旋したことについて感謝する	51-16	沙弥禪棟書状	能代115
		12	13	庄内の領主・土佐林禪棟、湊庵主(鉄船庵亮季)に、秋田郡の平穩を喜ぶとともに、紅燭50挺を送る	51-15	沙弥禪棟書状	能代116
天文20年	1551	3	27	本願寺、600年ぶりの仏事にあたり、湊鉄船庵(亮季)に参詣を求め、念入りな祈祷を行う	51-20	本願寺書状	能代126
永禄10年	1567	3	20	安房守張盛、湊家家臣・湊駿河守をおして家督のことなどを御南に申し入れる	57-16	安房守張盛書状写	能代144
永禄11年	1568	12	20	砂越也足軒(砂越城主・宗順)、主人・大宝寺氏(大浦城主)との争いを湊安東氏が解決してくれたことに感謝する	51-19	沙弥宗恂書状	能代146
永禄12年	1569	7	4	岩屋朝盛、西馬音内殿(茂道)に、西馬音内周辺での合戦に勝利したことを祝し、懇志を請う	28-36	岩屋朝盛書状	横手95
		7	29	是より先、矢島氏、向仁賀保を攻撃する。この日、藤島城主・土佐林禪棟、矢島攻略に岩屋氏の加勢を求める	56-33	杖林斎禪棟書状	本荘433 横手93
		10		小野寺氏、由利の矢島氏と仁賀保氏の対立にあたり、仁賀保氏方についた庄内の土佐林禪棟に援軍を派する	61-36	杖林斎禪棟書状	横手94
		12	18	土佐林氏頼(禪棟の子)、小野寺氏の家臣・日野氏に、安東氏との和睦をすすめ、会談に小野寺氏の参加を求める	11-5	土佐林氏頼書状	横手96
		12	18	前記書状(11-5)の追翰	11-6	土佐林氏頼書状	能代148 横手97
元亀元年	1570	9	13	下国愛季、湊氏季の子息の元服を祝い一字を与える	51-23	下国愛季書状	県史838 能代152
		11	5	是より先、大浦城主・武藤(大宝寺)義氏、由利の矢島・根井両氏に鮎川氏加勢を命ずる。ついで、小介川氏、武藤氏に帰属を願う	11-2	大宝寺義氏書状	本荘434 横手101

		11	17	大浦城主・武藤（大宝寺）義氏、由利の鮎川氏に、竹井時友（土佐林禪棟の腹心）と和議なること、及び小野寺・赤宇曾両氏への使者派遣を報じ、鉄砲を送る	11-3	大宝寺義氏書状	本荘435 横手102
		12	3	下国愛季、豊島征伐の状況を報ずると共に、目々木・荒町を由利に加えんと、雄勝・小野寺氏の提案を拒否する	11-9	下国愛季書状	県史844 能代154 横手103
		12	13	下国愛季、湊氏季の息・孫太郎の元服に際し、「種」の一字を贈る	51-22	元服書	県史838 能代155
元亀2年	1571	2	20	是より先、大浦城主・武藤（大宝寺）義氏、雄勝の小野寺氏と音信を通じ、横手の大儀山正平寺に、庄内叛乱のため、小野寺氏との修好維持に尽力あることを期待する	59-6	大宝寺義氏書状	本荘452 能代156 横手105
		4	8	田川郡藤島城主・土佐林禪棟、下国愛季の臣・大高筑前守に書を送り、羽黒山造営のために板柁その他の材木を送られんことを求む	51-17	沙弥禪棟書状	県史854 能代141
		4	21	武藤（大宝寺）義氏、羽黒山の三長吏を成敗する	56-25	東禅寺氏永書状	本荘435
		6	28	是より先、仁賀保氏、大浦城主・武藤（大宝寺）義氏に、竹井時友助命を歎願する。この日、義氏、歎願につき赤宇曾氏と談合することを、岩屋氏に伝える	56-16	大宝寺義氏書状	本荘436
		7	7	大宝寺義興（義氏弟）、七夕の祝儀として書状・酒肴を贈られた礼状を出す	23-40	大宝寺義興書状	横手106
		7	17	湊安東氏と小野寺氏との間に和睦が成立する	57-15	杖林斎禪棟書状	能代160 横手109
		7	24	田川郡藤島城主・土佐林杖林斎禪棟、下国愛季の臣・大高筑前守に書を送り、最上郡真室城主・鮭延愛綱と最上義光との和なるを報ずると共に、安東氏と小野寺氏との講和を喜ぶ	51-18	沙弥禪棟書状	県史843 能代161 横手110
元亀3年	1572	11	20	男鹿本山の別当・日積寺円隆、大僧正となる	59-36	口宣案	秋田200 能代164
天正3年	1575	2	20	織田信長、謹上書礼をもって、下国愛季に、鷹師を差し遣わすとともに、珍鷹を所望する	51-9	織田信長朱印状	県史840 秋田201 能代166
天正4年	1576	5	26	湊九郎茂季、蠣崎・津軽および浅利氏との交流を、愛季家臣・奥村惣右衛門に知らせる	28-2	湊茂季書状写	秋田203 能代168
		10	21	愛季家臣・小鴨与三郎、奥村惣右衛門に由利の形勢を伝え、豊島番を勤めたことを伝える	28-8	小鴨某書状	秋田204 能代169
		12	30	由利・小介川光定、元服する	49-44	元服書	
天正5年	1577			湊九郎茂季、奥村惣右衛門尉に、連歌・俳諧について指導を受ける	28-1	湊茂季書状写	秋田210 能代174
		4	14	小鴨与三郎、奥村惣右衛門に、「流」の儀なるものを送り、懇意をあらわす	28-7	小鴨時基書状	秋田205
天正6年	1578	10	4	松前の蠣崎季広、愛季の家臣・奥村宗右衛門に、津軽よりの帰陣を祝うと共に、再会したい旨を申し述べる	28-4	蠣崎入道阿陀書状	秋田211 能代176
天正7年	1579	1	17	松前の蠣崎季広、愛季の家臣・奥村宗右衛門に、津軽での争乱にあたり出兵の意志あることを報ずる	28-5	蠣崎入道阿陀書状	県史883 秋田212 能代178
		1	17	蠣崎慶広、奥村宗右衛門に、愛季に昆布と鯨を贈ったことや蝦夷地が平穏であることを伝える	28-6	蠣崎慶広書状	県史883 秋田213 能代179
天正8年	1580	4		角館・戸沢盛資、元服する	57-17	元服書	
天正10年	1582	3	9	下国愛季、由利新沢（大内町）における一部式部少輔（太平の国人衆）の軍忠を賞する。是より先、大浦城主・大宝寺義氏、由利諸氏を討つ。ついで、愛季、由利に出陣して郡境において戦う	27-31	下国愛季黒印状	県史844 能代196
		6	29	蠣崎季広、愛季の家臣・奥村宗右衛門に、大宝寺氏の由利侵入の時は、援助の意志あることを伝える	28-3	蠣崎入道阿陀書状	県史844 秋田218 能代186
		7	5	大宝寺義氏、戸蒔少輔（山北・大曲の国人）に、由利の小介川氏討伐や秋田地方への侵入にあたり、大浦（津軽）氏の南下を望む旨を報ずる	49-46	大宝寺義氏書状	県史844 秋田219 能代187 横手118
		7	12	大宝寺義氏、山北の金沢氏に、小野寺氏の勝利を祝うとともに、由利攻略の意志のあることを申し述べる	51-70	大宝寺義氏書状	県史844 秋田220 横手119

天正11年	1583	1	11	是より先、大浦城主・武藤（大宝寺）義氏、板桶山・荒沢（大内町）にて安東氏と戦い、この日、当年を下由利攻略に費やすことを、雄勝・小野寺氏の家臣・金石見守に披露する	50-75	大宝寺義氏書状	県史844 秋田224 能代191 横手124	
			1	24	下国愛季、岩屋合戦における小介川図書助の軍忠を賞し感状を与える	49-42	下国愛季書状	県史850 能代192
		閏1	26	是より先、下国愛季、由利の陣にて勝利を得るも、武藤（大宝寺）氏の調略により、小野寺氏の援兵を得ることでできず、仙北郡内の混乱の收拾に専念することを望む	11-8	下国愛季書状	県史851 能代193 横手125	
			2	15	愛季の家臣・石郷岡氏景、六郷氏に、深浦口の謀叛の鎮定と縫殿助が金沢で殺されたことを伝える	37-35	石郷岡氏景書状	秋田227 能代194 横手126
			2	19	愛季の家臣・石郷岡氏景、山北の前田薩摩守に年頭の遣使に対する礼を述べる	27-26	石郷岡氏景書状	秋田228 能代195 横手127
天正12年	1584		2	21	最上義光、小野寺氏の家臣・関口能登守（馬鞍城主）に書を送り、その音信を喜ぶと共に、庄内における大宝寺義興（義氏弟）と義氏家臣・東禅寺筑前守（前森蔵人）との対立を仲裁せんことを報ずる	11-1	最上義光黒印状	県史863 横手128
天正13年	1585		2	17	庄内の新興勢力・東禅寺義長（前森蔵人）、下国愛季に、青陽の嘉祥を祝い太刀一腰を進上する	51-21	東禅寺義長書状	秋田233 能代199
		閏8	4	是より先、由利の岩屋孫二郎（朝盛）の父、東禅寺氏永（前森蔵人）を訪問する	56-24	東禅寺氏永書状	本荘455	
			9	11	東禅寺氏永（前森蔵人）、今日未明九郎殿到着せしこと等を、由利の岩屋孫二郎（朝盛）に報ずる	56-23	東禅寺氏永書状	本荘456
			12	25	下国愛季、湊摂津守（氏季）へ、来春は申したいことを申し述べる	37-31	下国愛季書状	秋田235 能代201
天正14年	1586		12	下国愛季、湊安東茂季の二男・孫十郎に「政季」の名を贈る	51-12	元服書	県史862 能代202	
天正15年	1587		1	5	下国愛季、御曹子に新春の御祝いとして白木弓一張を送る	28-9	秋田慶季書状写	秋田237
			1	19	下国愛季、男鹿北浦・遍照院に、年頭の挨拶に礼を述べるとともに、これから御祈禱に励むよう申し伝える	58-38	下国愛季判物	秋田238 能代203
			3	27	是より先、由利郡内収束し、仁賀保も落着あり。この日、下国愛季の家臣・石郷岡氏景、六郷政乗の助勢を深謝し、愛季、旧冬より棲遅中なるを六郷政乗に伝える	60-24	石郷岡氏景書状	県史851 本荘458 能代204 横手133
			5	羽黒山別当・宥源、湊摂津守（氏季）に御祈禱の礼を送るとともに、庄内情勢について愛季の調整を頼む	51-28	宥源書状	秋田239 能代206	
			7	朝田某に豊衛門尉の名乗りを与える（官途状）	11-7	元服書	横手補15	
			8	男鹿本山の大衆、下国愛季の病氣平癒祈願のため、大般若経六千巻を転読する	58-40	巻数草案	県史866 能代207	
			9	6	東禅寺氏永（前森蔵人）、庄内の兵乱が収束し岩屋朝盛からの音信を喜ぶ旨を伝える	56-22	東禅寺氏永書状	本荘461
			9	6	是より先、東禅寺氏と武藤（大宝寺）氏の和議成立する。この日東禅寺氏永家臣・蟹沢永次、氏永が由利の岩屋朝盛から音信あるを悦ぶ事伝える	56-35	蟹沢永次書状	本荘461
			9	28	東禅寺氏永、岩屋能登守（朝盛）に、氏永が由利衆に取り詰めらるること、由利中の諸侍が岩屋氏を頼りとする旨を送る	56-21	東禅寺氏永書状	本荘461
			12	3	豊臣秀吉、関東及び陸奥出羽両国に惣無事令を発する	13-1	豊臣秀吉判物	能代208
天正16年	1588		2	5	最上義光、家督を継いだ小野寺義道に、謹上書で贈答書を送る	8-61	最上義光書状	横手137
			2	9	岩屋朝盛、最上義光の家臣・氏家守棟に対し、旧冬庄内下向の義光に参上せし時のことを伝える	56-20	岩屋朝盛書状	本荘467
			2	20	最上義光の家臣・中山光直、最上氏の使節・貴志老岐守に託して、由利の岩屋朝盛に書を送り、その好意を謝すると共に、大崎口の戦に大崎義隆が伊達氏に勝利を得たるを報ずる	56-27	中山光直書状	県史870 本荘469
			2	25	由利の内越光安、吉高上野守に庄内の混乱を伝え、併せて由利の仁賀保・子吉・赤宇曾の動向を伝える	50-79	内越光安書状写	本荘468

		2	28	武藤義勝（義興養子）、民部少輔の死に際し、使者を送り、岩屋朝盛を見舞う	56-17	武藤義勝書状	本荘482
		2	30	是より先、最上義光、大崎口にて伊達政宗を破る。ついで義光、勝利の報を由利の岩屋朝盛に送り、越後国境に庄内衆配置を伝える	56-12	最上義光書状	本荘469
		7	18	最上義光、由利の小介川治部大輔に書を送り、伊達政宗との和議なるを報じ、更に寺崎民部少輔を派遣するをもって、共に小野寺・六郷両氏との和議を執り成さんことを求む	49-43	最上義光書状	県史874 横手142
		8	6	是より先、上杉景勝の家臣・本庄繁長、庄内に来攻して、最上勢を撃破する。由利の岩屋朝盛、庄内番手として出陣するが、合戦なく帰還する。また、戸沢氏と秋田氏の間には衝突が起こる	50-77	岩屋朝盛書状	県史875 横手146
		8	13	最上義光、由利の仁賀保兵庫頭に、仙北における小野寺・六郷両氏のとりなしを求める	27-33	最上義光書状	県史874 本荘460 横手147
		9	19	由利の岩屋朝盛、吉高某に書を送り、庄内が大宝寺義勝（義興養子）の位置となるについて、由利中皆それに従うべきことを報ずると共に、秋田氏と小野寺・戸沢両氏の対陣において、小野寺勢は退陣して淀川に布陣するも、秋田勢は尚仙北郡小種村に在ることを告げる	50-78	岩屋朝盛書状	県史876 本荘475 能代214 横手148
天正17年	1589	4	13	湊茂季、嘉成右馬頭（秋田氏重臣・阿仁を支配）に、南部氏との戦いにおける勲功を実季に報告した旨を伝える	32-34	秋田茂季書状	県史880 秋田259 能代216
		4	18	是より先、南部・秋田両氏比内を争う。この日の戦に、嘉成右馬頭重盛、南部方の宣森判官を討てる奈良岡惣五郎の軍功を賞し、秘蔵の馬を与える	32-37	嘉成重盛書状	県史880 秋田250 能代217
		4	18	嘉成重盛、家臣・奈良岡惣五郎に対し、阿仁塚之台の戦いにおける戦功を賞す	32-38	嘉成重盛感状	県史880 秋田251 能代218
		5	13	豊島道季が叛し、のち郡内諸城主・戸沢盛安等の援を得て、秋田実季を松山城に攻める。実季、籠城150余日ののち、ついに之を退く。嘉成康清、湊合戦の船越・脇本辺での勝利を息子の右馬頭に知らせる	32-35	嘉成康清書状	県史878 秋田257 能代219 横手153
		5	23	是より先、豊島城主・豊島道季、秋田実季に叛し、実季を松山城に攻める。この日、秋田実季、由利衆に助勢を求める	43-91	秋田実季書状	県史878 本荘476 能代220 横手156
		5	30	松橋盛光（阿仁南城の小領主）、嘉成氏家臣・奈良岡惣五郎に、一族の初陣に当たり、援助の礼として葦毛の馬を進呈する	32-36	松橋盛光書状	秋田253 能代221
天正18年	1590	2		男鹿の真遍寺、不動明王護摩妙供7箇日を修し、秋田実季並びに男女御君達の息災、延命武運長久、怨敵退散を祈願する	58-41	巻草草案	県史884 能代225
		8	17	上杉景勝・大谷吉継ら、出羽検地奉行として同国内に入る。出羽国検地代官衆、戸沢光盛に仕置に参向すべき由を通報する	51-10	前田利家・大谷吉継・木村常陸介連署書状	県史895 能代233 横手165
		8		角館・戸沢盛茂、元服する	45-12	元服書	
		12	24	豊臣秀吉、由利諸氏に知行を宛行する（岩屋能登守あて）	40-84	豊臣秀吉朱印状	県史920
		12	24	（下村彦次郎あて）	27-30	豊臣秀吉朱印状	県史920
天正19年	1591	2	3	小野寺義道、川連氏を成敗し、関口河内・金掃部・高田秀用を川連城代に任じる	38-32	小野寺義道書状	横手248
		6	3	小野寺氏の重臣・西野道俊、大谷吉継の意を受け、太閤蔵入地の年貢をすみやかに納めるよう催促する	45-67	西野道俊書状	横手250
		6	6	雄勝郡西馬音内城主・小野寺茂道、上杉氏の家臣・直江兼統に書を送り、藤嶋一揆の鎮定を賀すると共に、上洛の砌の芳志と横手・小野寺氏への懇意を謝する	28-42	小野寺茂道書状	県史932 横手251
		7	7	比内・浅利久義（頼平）、比立内・越山作内を独結の肝煎に任命する	28-34	浅利久義黒印状	能代316
		7	20	浅利久義（頼平）、片山弥伝（浅利三家老の一人）に対し太閤検地後の支配も従来と変わらないことを保証する	28-32	浅利久義書状	能代317
		8	12	最上義光、書状と共に氏家尾張守を由利に遣わし、由利諸氏に対し、奥州仕置のため徳川家康及び豊臣秀次の伊達口に到着せるを報じ、参陣の用意あるべきを告げる	43-90	最上義光書状	県史934 本荘489 横手254

		11	30	小野寺氏重臣・西野道俊、領内の家臣らに朝鮮出兵の準備のことを告げる	28-52	西野道俊書状	横手255
		12	28	最上義光、由利・赤尾津豊前に、歳暮の祝儀として銀子一枚などを進上されたことに礼を述べる	27-3	最上義光書状	秋田274
文禄元年	1592	2	5	最上義光、由利・岩屋右兵衛へ、毛氈を送ったことを報ずる	40-97	最上義光書状	秋田276
		5	10	朝鮮出兵により小野寺義道も出陣し肥前名護屋に在陣する	46-44	小野寺義道書状	横手256
		7	2	小野寺重臣・西野道俊、由利の岩屋朝盛に返書し、朝盛の子・孫太郎の上洛に触れると共に、名護屋に在陣せる義道の健在を報ずる	40-104	西野道俊書状	県史937 横手257
		8	20	由利・仁賀保兵庫頭、仁賀保宮内少輔に知行を宛行する	43-92	仁賀保光重知行充行状	県史938
		11	14	西野道俊、小野寺茂道（西馬音内城主）に、在陣中の義道が息災である旨を伝える	28-49	西野道俊書状	横手259
		12	8	大谷吉継、小野寺茂道に対し、義道留守中は道俊や同じく義道家臣・黒沢甚兵衛（道家）と談合し諸事取り計らうよう命ずる	43-44	大谷吉継書状	横手260
文禄3年	1594	8		秋田実季領、男鹿島田文目録	14-118	秋田実季知行目録	県史946 秋田292 能代251
		8		"	60-13	田文目録（小鹿島之内知行之帳）	県史946
		8		秋田実季、館岡久内に、新城小友村内113石の土地を知行地として与える	45-94	秋田実季知行充行状	秋田290 能代252
		8		秋田実季、土橋新右衛門らに、豊島庄豊成村内の土地を知行地として与える	45-95	秋田実季黒印状	秋田291 能代254
		8		秋田実季、湊越前入道に、添川村内100石の土地を知行地として与える	14-119	秋田実季知行充行状	県史948 秋田293 能代253
		8		"	60-14	秋田実季知行充行状写	県史948
		9		秋田実季、袴田小左衛門に、桧山合浦100石の土地を知行地として与える	28-57	秋田実季知行充行状	県史948 秋田295 能代257
		9		秋田実季、男鹿赤神権現に神田を寄進する	58-39	秋田実季寄進状	県史949 秋田296 能代256
		10	23	秋田実季の上洛について、その家臣が誓書を呈する	28-53	湊英季外四名起請文案	県史951 秋田299 能代323
慶長元年	1596	6	23	小野寺義道、家臣・松岡喜左衛門に偏諱を与え、道景と名乗らせる	33-55	小野寺義道名字書出	横手268
		9	2	秋田実季、西嶋又二郎に、飯島村内100石の土地を知行地として与える	28-15	秋田実季知行充行状	県史964 秋田330 能代263
		10	29	秋田実季、一部助七郎に、太平中津川村内100石の土地を知行地として与える	27-32	秋田実季知行充行状	県史964 秋田333 能代264
		11	27	秋田実季、茂木勘右衛門へ、湊二郎五郎より十人分の扶持を受け取るよう申し渡す	14-120	秋田実季知行充行状	県史964 秋田334 能代265
		11	27	"	60-15	秋田実季知行充行状写	県史962
慶長2年	1597	2	15	秋田実季、家臣の茂木勘右衛門に小掛山以外の山から材木を伐ることを許す	14-121	秋田実季黒印状	県史969 秋田339 能代370
		2	15	"	60-16	秋田実季知行充行状写	県史969
		5	3	秋田実季、家臣の西嶋又一に舟岡山において1000挺の杉材を伐ることを許す	28-16	秋田実季黒印状	県史970 秋田342 能代372
		10	27	大井光秀、元服する	49-45	元服書	
				豊臣秀吉、秋田実季をはじめ小野寺・戸沢らに領地高に応じた板の注文を発する	52-65	豊臣秀吉板注文	年未詳3 秋田378 能代362 横手271
慶長3年	1598	8	15	秋田実季、茂木勘右衛門へ、草生津村など3ヶ村206石余の土地を知行地として与える	14-122	秋田実季知行充行状	県史982 秋田405 能代270

		8	15	"	60-17	秋田実季知行充 行状写	県史982
慶長4年	1599	1	11	秋田実季、羽板1000間を扶助する	31-55	秋田実季黒印状	県史987 能代391
		1	29	西馬音内茂道、家臣の原田佐渡守へ領内の諸役 について指示を出す	28-43	小野寺茂道書状	横手291
慶長5年	1600	1	11	高岡村、新屋村の知行目録（湊九郎）	27-41	湊茂季(?)知 行充行状写	
		5	7	是より先、徳川家康、上杉景勝に西上を促すも、 その聴かざるを慮り、最上義光等をして東歸せ しめ、戦備を調わしむ。この日、最上義光、由 利郡の仁賀保・赤尾津・滝沢諸氏に伝え、徳川 家康に組みせんことを勧告する	43-31	最上義光書状	県史994 本荘493 秋田440 能代426 横手315
		5	20	上筑前守家忠が西馬音内則道に対し伊兵庫の処 遇について述べる	28-46	上筑前守家忠書 状	横手316
		8	22	秋田実季、湊左馬丞に、川南通り白河村内の2 00石の土地を知行地として与える	51-24	秋田実季知行充 行状	県史1002 秋田450 能代276
		8	22	秋田実季、湊左馬丞に、平沢村内の200石の 土地を知行地として与える	51-25	秋田実季知行充 行状	県史1002 秋田449 能代275
		8	29	徳川家康の家臣・城織部信茂、関ヶ原の戦いの 直前の動静を伝える	43-43	城織部書状	横手337
		10	3	徳川家康、堀秀治に南部一揆鎮圧を命じる	40-95	堀秀治書状	本荘494
		10	6	小野寺義道、西馬音内則道が山田にて敵5人を 討ち果たしたことを祝す	43-41	小野寺義道書状	横手341
		10	7	小野寺義道、鮭延口、六郷口、伊達氏の最上援 軍のことについて報じる	43-39	小野寺義道書状	横手342
		10	19	村上頼勝、堀秀治とともに庄内に出陣する	56-18	村上頼勝書状	本荘494
		10	22	秋田・由利衆、大森城を攻めるも落城せず。小 野寺義道、西馬音内則道に諸方の戦況を伝え、 深堀へ増援及び庄内（志田義秀か）への救援を 命ずる	43-40	小野寺義道書状	県史1014 県史1015 横手350
		10	24	小野寺義道、重ねて西馬音内則道に諸方の戦況 を伝え、深堀への増援及び庄内への救援を命ず る	43-38	小野寺義道書状	県史1017 横手352
		10	24	秋田実季、山屋村の孫左衛門が大森城の攻防戦 に参加したことを証明する	27-28	秋田実季黒印状	秋田463 能代450 横手353
		10	24	秋田実季、加満田平左衛門が大森城の攻防戦に 参加したことを証明する	29-5	秋田実季黒印状	
		10	30	秋田実季、八森不動にたいし毎年米3石を寄進 する	58-64	秋田実季黒印状	県史1018 秋田464 能代278
		10	30	秋田実季、茂木孫三に、鎌田旦右衛門より扶持 米3石を受け取るよう指示する	14-123	秋田実季黒印状	秋田465 能代277
		10	30	"	60-18	秋田実季知行充 行状写	秋田465
慶長6年	1601	4	12	小野寺義道、家臣の関口弥次郎から送り届けら れた3匁を返却する	38-30	小野寺義道書状	横手362
		5	20	最上義康、西馬音内則道に、庄内が落ち着いた こと、会津への出陣準備をすすめることを告げ る（小野寺改易にともない西馬音内氏が庄内へ 逃げのびる）	43-37	最上義康書状	横手373
慶長7年	1602	4	22	小野寺義道、改易後、石見国へ無事着いたこと、 五十人扶持を与えられたことを旧臣・金秀定に 報じる	49-51	小野寺義道書状	横手377

表2 慶長5年(1600)家蔵文書リスト

	月	日	資料番号	資料名	差出	受取	
1	※	1	11	27-14	湊茂季(?)知行充行状	湊九郎	
2			21	12-68	佐竹義宣書状	義宣	真壁掃部助
3		2		17-29	赤館城領覚		
4			20	41-2	岩城貞隆知行充行状	貞隆	半田佐左衛門
5			20	48-68	岩城貞隆知行充行状	貞隆	藤井勘丞
6			22	44-81	北義憲知行充行状	(花押・黒印)	
7		3	4	41-4	某知行充行状		半田佐左衛門
8			10	48-75	佐竹義宣知行充行状	(黒印)	深谷文六郎
9	※	5	7	43-31	最上義光書状	羽出羽守義光	仁賀保・赤津・滝沢
10	※		20	28-46	上筑前守家忠書状	上筑前守家忠	小式部
11	※		24	40-93	本多忠勝書状	本多中務忠勝	岩屋右兵
12		6		3-20	元服書		隠明寺平五郎盛次
13		3		4-29	長東正家・増田長盛連署書状	長東大蔵太輔正家ほか4名	
14			9	35-34	岩城貞隆知行充行状	貞隆	佐藤太隅守
15			9	46-22	岩城貞隆知行充行状	貞隆	根本紀伊守
16	☆	7	2	8-16	直江兼統書状	兼統	山田喜右衛門尉
17			11	44-21	東義久知行充行状	(黒印)	河井修理亮
18	☆		19	9-19	上杉景勝書状	景勝	結城七郎
19			24	17-103	佐竹義宣書状	義宣	須田美濃守
20			25	31-20	佐竹義宣黒印状	(黒印)	
21			26	42-19	佐竹義宣書状	義宣	太繩讀岐
22	☆		28	30-20	上杉景勝書状	景勝	塩谷伯耆守・栗林肥前守・鹿沼右衛門尉
23	☆		28	8-17	直江兼統書状	兼統	山田喜右衛門尉
24	☆	8	2	8-18	直江兼統書状	兼統	山田喜右衛門尉
25	☆		2	8-19	直江兼統書状	兼統	山田喜右衛門
26	☆		3	8-20	直江兼統書状	兼統	山田喜右衛門尉
27	☆		4	8-21	直江兼統書状	兼統	山田喜右衛門尉
28			7	4-71	東義久知行充行状	(黒印)	江川弥右衛門
29	☆		19	9-20	上杉景勝書状	景勝	結城七郎
30	☆		19	9-22	直江兼統書状	直山城守兼統	結七
31	※		22	51-24	秋田実季知行充行状	実季	湊左馬丞
32	※		22	51-25	秋田実季知行充行状	実季	湊左馬丞
33			28	42-70	佐竹義宣知行充行状	(黒印)	太和田近江守
34	☆		29	9-21	直江兼統書状	直山城兼統	結七
35	☆		29	43-43	城織部書状	城織部	寒河江
36		9	13	24-68	佐竹義宣知行充行状	(黒印)	太塚拾郎
37	☆		21	8-15	直江兼統書状	直山兼統	安上
38			27	48-34	岩城貞隆知行充行状	貞隆	幕内軍曹
39	※	10	3	40-95	堀秀治書状	羽久太秀治	岩屋右兵衛
40	※		6	43-41	小野寺義道書状	遠江守	西式大
41	※		7	43-39	小野寺義道書状	義道	
42	※		19	56-18	村上頼勝書状	村周防頼勝	岩屋右兵
43			20	4-28	徳川秀忠書状	秀忠	佐竹中務太輔
44	※		22	43-40	小野寺義道書状	義道	西式大
45	※		24	43-38	小野寺義道書状	義道	西馬音内式部少輔
46	※		24	27-28	秋田実季黒印状	(黒印)	山屋村・孫左衛門
47	※		24	29-5	秋田実季黒印状	(黒印)	加満田平左衛門
48	※		30	58-64	秋田実季黒印状	実季	不動院
49	※		30	14-123	秋田実季黒印状	(黒印)	茂木孫三
50	※		30	60-18	秋田実季知行充行状		茂木孫三
51		11	9	57-9	南部利直知行充行状	利直	富沢幽齋

※秋田県関係

☆関ヶ原関係

表3 秋田県公文書館所蔵・中世軍記物

資料名	資料番号	年代	備考
奥羽永慶軍記	A211-98-1~2	元禄11	戸部正直、初編二~四、後編一~七、付録
"	A211-99-1		初編一
"	A122-7、9		
由利十二頭記	AH211-10	明和8	小野彦七写、羽州由利伝来十二頭記
"	AH211-11	昭和15	謄写版、宮野吉松写
"	AH211.6-1		
油利仙北秋田南部取合	AH211-38	元文2	光正写、付由利十二頭覚書
由利太平記	AH214.6-3		謄紙
浅利軍記	AH288.3-2	明治12	石井忠行写
小野寺興廃記	AH211-14	文化9	写、田所直知所蔵
山北小野寺興廃記	AH211-15-1~3	文化6	写、人見藤章所蔵
山北小野寺軍記	A211-22	寛保3	実翁斎
仙北柳田古城実録	混架18-38		
秋田軍記	A211-2		秋田郡寺内村富樫常吉則直秘書
"	AH211-18~19		
"	山248	安政5	佐藤竹松写
龜田軍記	A211-3		
秋田古戦記	混架8-44-1~3	宝暦3~4	熊谷尚治編輯
秋田古戦記抜書	AH211-22		抜粹、熊谷直治編輯
龜田城之助合戦記	AH211-13	元禄15	写(文政11、小川栄三郎写)
奥羽兵乱記	AH211-24-1~2	文化14	田所松軒写
秋田合戦	A211-8	明治23	大友道恒写、山本郡飛根村山本庄司蔵本
柞山峯之嵐	混架・辛-13-1~2	延享元	岡見知愛
"	A290-41-1~2		
津軽一統志	混架18-17-1~5		
"	狩113-1~2		写

表4 秋田の戦国領主の家臣団一覧

領主名	諸士系図	提出者	居住地	家蔵文書ほか	元禄家伝文書(A288.2)
小野寺	1-50	伊藤作兵衛某	角間川		1071 1079
	2-9	石川彦市道実	角間川		939 953
	2-42	石山才兵衛道能	角間川	38-16	1006 1008
				県A-148-19	
	3-44	幡江藤之允道重	角間川		2518 2519
	5-62	落合正兵衛直次	角間川	33-52	1471 1474
	5-68	大沢宗左衛門道安	角間川		1248 1250
	5-79	大友三郎左衛門道矩	角間川	県A-148-6~7	1283 1284 1285 1286
	7-59	金子吉右衛門道俊	角間川		1599 1601
	7-60	金子彦三某	角間川		1600 1602
	9-10	田中長兵衛秀貞	角間川	38-13	2740 2746
	9-60	瀧沢弥三郎維清	角間川	11-13	2125 2126
	9-67	高田七郎左衛門道比	角間川	38-32	2082 2084 2085
	11-44	南部倉二郎兵衛寛経	角間川	46-44	2311 2317
	11-51	中島角兵衛道重	角間川	38-31	2276 2277
	12-28	運藤藤右衛門家房	角間川		757 1218
	14-4	八木与七郎家映	角間川	38-22~29	2944 2945
				県A-148-10	
				33-54~57、38-15、20~21	
	15-19	松岡平右衛門常氏	角間川	県A-148-5、9、12、13	2738 2739 2740 2741 2742 2743 2745 2746 2747 2748 2749 2750 2751 2752
(鮎川)	17-53	小淵四郎左衛門道岩	角間川		1725 1726
	18-43	新田目藤左衛門道次	角間川	11-8~10	792 793 794 795
	18-49	鮎川弥助道廣	角間川	11-2~3	786 787



(浅利)	18-44	浅利与右衛門廣貞	久保田	50-81	72
[陪臣](白根)	29-24	白根味右衛門良庸	茂木臣	14-118~123	
	29-32	船木友右衛門信全	戸村臣	27-28	
	29-37	一部長右衛門景之	梅津臣	27-31~32	
[嘉永系図]		三浦伊右衛門盛則	大 館		
[系図なし]		奥村立甫	久保田	28-1~12	
		芳賀孫左衛門	久保田	28-31	
		高井治部助重影	久保田	45-95~99	
戸沢	1-48	伊藤嘉右衛門成廣	久保田		1082 1086
	3-38	長谷部七右衛門信久	久保田		2516
	4-41	戸澤伝十郎盛秀	久保田	57-17	
	5-60	落合五助時友	久保田		1472
	8-11	淀川十右衛門盛忠	久保田	45-12~16	3090
	9-14	武石三郎左衛門盛胤	久保田	45-88~91	
	9-57	田口久内盛祐	久保田		2132
	11-5	中田正右衛門長頼	久保田		
	11-27	長山久平盛常	久保田	46-36~37	
	16-10	松浦理兵衛忠亮	久保田		752
	17-48	児玉九左衛門政貴	久保田	57-18	1717
	20-29	菊田十左衛門某	久保田		1654
	5-59	穩明寺宇左衛門某	角 館		1544
25-31	須藤茂左衛門某	角 館		2019	
[文化系図]		石垣又兵衛成健	大 館		
		長野宇吉滋庸	檜 山		
		廣谷易右衛門政智	角 館		
[系図なし]		三浦仲		33-50~51	
		国安又兵衛久重	久保田	47-38	
		梅河杉宅	久保田	47-65~69	
由利 (岩屋)  (赤尾津)  (打越)  (三森) (滝沢)  (滝沢) (矢島・生駒)	2-12	石川鉄之丞高良	久保田	40-17	968
	2-22	岩屋新右衛門朝至	久保田	28-17~20、38-8、40-84~112、56-11~39	1159 1160 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168
	6-15	渡部藤右衛門某	久保田		3154
	9-15	高階平助政氏	久保田	57-20	
	12-16	打越宇吉某	久保田		1190
	16-24	藤田権左衛門盛安	久保田		
	18-36	秋山四郎右衛門某	久保田		755
	21-4	三森養右衛門光行	久保田		2809
	21-14	宮澤才之助惟延	久保田		2836
	24-7	芹田門兵衛某	久保田		
	25-1	須田喜兵衛安昌	久保田		2012
	25-45	菅原藤左衛門重定	久保田		1985
	[陪臣] (羽広) (本庄)	19-44	篠森平次某	西家臣	
2-23		岩屋四郎右衛門朝則	梅津臣		1157 1158 3020 3021
10-5		土屋十郎左衛門茂武	梅津臣		2206
29-35		大井平右衛門光廣	梅津臣		
36-29		下村善右衛門郡長	梅津臣	27-30	

表5 県庁古文書等の中の家蔵文書

## 1 県Bにある家蔵文書の写(16通)

		(家蔵文書番号)	(所蔵者)
県B-485	佐竹義宣直書写	58-1	宝鏡院
県B-532	佐竹義篤寄進状写	48-52	二方重央
県B-534	佐竹義憲官途状写	48-53	〃
県B-535	佐竹義重一字状写	48-58	〃
県B-536	佐竹義篤寄進状写	48-55	〃
県B-537	佐竹義昭感状写	48-56	〃
県B-538	佐竹義重官途状写	48-59	〃
県B-539	佐竹義舜官途状写	48-54	〃
県B-562-1	佐竹義重書状写	9-27	伊達処宗
県B-581	左京権太夫知行下知状	13-24	蜂屋清左衛門(桧山給人)
県B-585	羽柴秀吉書状写	13-26	〃
県B-595	羽柴秀吉書状写	13-25	〃
県B-825	佐竹義宣書状写	5-112	野尻新左衛門(湯沢給人)
県B-827	忠宗官途状写	5-114	雨谷主水(湯沢給人)
県B-828	治宗官途状写	5-113	〃
県B-905	箭田野安房守義正附録文書	9-52、53、54	箭田野友松

## 2 県Aの家蔵文書と同時期に収集された文書と思われるもの

- 県A-147 「土屋氏文書写」臨写本、家蔵文書にはない、37通  
 県A-148 「小野寺氏文書写」梅津外記組下の角間川給人の所蔵古文書の写、20通  
 県A-149 「高屋氏文書写」高屋五左衛門盛吉書6通、戸沢五右衛門盛行書3通  
 県A-150 「近進並以下庶民文書目録」臨写本、目次もあり体裁は家蔵文書と同じ  
 →以上4点はすべて家蔵文書にない資料を臨写していると思われるもの  
 (147のリストは表6、148のリストは表7、150は下記4に掲載)  
 県A-154 南家人文書伝来之子孫~7通、家蔵文書の写  
 →家蔵文書:5-110、111、113、114、117、118、119

## 3 家蔵文書の一部であり整理もれのもの

- A120-20 諏訪神社棟札写~第一卷文書目録にあり、当初の40冊の内の1冊  
 →本来のまとまりである秋田藩家蔵文書に入れられず郷土資料として整理された

## 4 県A-150「近進並以下庶民文書目録」9通

- 1 鑑照公知行御青印書(慶安5. 2. 29) 御船頭・萩庭新左衛門
- 2 人見主膳和田安房守知行奉書(文禄4. 8. 26) 同人
- 3 伝馬御印 同人
- 4 秋田実季書(文禄4. 10. 10) 男鹿鶴木村・大淵金右衛門
- 5 天英公御黒印書(慶長10. 8. 20) 平鹿郡桜木村・五郎兵衛
- 6 天英公御黒印書(慶長10. 8. 20) 雄勝郡大久保村・七右衛門
- 7 天英公御黒印書(慶長10. 8. 20) 平鹿郡八沢木村・与七郎
- 8 花押未詳書(慶長5. 8. 10) 金字平治支配処・秋田郡北比内花岡村  
肝煎・鳥潟市郎左衛門
- 9 秋田実季黒印書(慶長6. 7. 22) 同人

表6 県A-147 土屋氏文書写(土屋弥五左衛門知虎家所蔵)

	表題	年月日	差出人	宛名
1	天山公御書	壬6月3日	佐竹修理大夫義隆	土屋忠兵衛
2	宗見公御書	8月6日	佐竹右京大夫義処	土屋忠兵衛
3	同前	6月26日	佐竹右京大夫義処	土屋平十郎
4	同前	2月11日	左右京義処	小野寺弥五左衛門
5	松浦肥前守書	5月朔日	松肥前守	小野寺弥五左衛門
6	同前	5月12日	松肥前守	小野寺弥五左衛門
7	伊達左京亮知行青印書	万治元、霜月15日		小野寺弥五左衛門
8	津軽越中守書	延宝3、閏4月21日	越中守	小野寺弥五左衛門
9	同前	11月23日	津軽越中守	岩城伊予守
10	同前	4月28日		
11	同前	7月22日	津越中守	小野寺弥五左衛門
12	同前	7月10日	津越中守	小野寺弥五左衛門
13	同前	8月13日	津越中守	小野寺弥五左衛門
14	同前	4月19日	津越中守	小野寺弥五左衛門
15	同前	9月朔日	津越中守信政	小野寺弥五左衛門
16	同前	卯月28日	津越中守信政	土屋忠兵衛
17	本多対馬守書	3日	本对馬守	小野寺弥五左衛門
18	同前	2月7日	本对馬守	小野寺弥五左衛門
19	本多備前守書	2月4日		
20	同前	極月朔日	本備前守	小野寺弥五左衛門
21	同前	2月9日		小野寺弥五左衛門
22	同前	2月4日	本備前守	小ノ寺弥五左衛門
23	同前	2月4日	備前	弥五左衛門
24	同前	5月12日	本備前守	小ノ寺弥五左衛門
25	同前			
26	同前	7月10日	本備前守	小野寺弥五左衛門
27	同前	6月22日	本備前守	小野寺弥五左衛門
28	同前	11月9日	本備前守	小野寺弥五左衛門
29	同前	4日	備前	弥五左衛門
30	同前	2月4日		
31	同前	2月1日	本備前守	土口藏人
32	同前	極月25日	本備前守	弥五左衛門
33	同前	9月5日	本備前	弥五左衛門
34	同前	3日	備前	弥五左衛門
35	同前	壬4月12日	本備前守	忠兵衛
36	津軽越中守臣花押知行目録	延宝3、閏4月12日	渡辺一治、久保田長次	小野寺弥五左衛門
37	梅津半右衛門忠宴書	9月13日	梅津半右衛門忠宴	小野寺弥五左衛門

表7 県A-148 小野寺氏文書写 梅津外記組下角間川給人

	資料名	表題	和暦	西暦	月	日	差出	受取	所蔵者
1	木次出雲守書状						木次出雲守	義道	
2	長束正家書状				7	11	長大蔵	一法	右同人
3	神尾内膳(小野寺保道)書状				10	3	神内膳	八木藤兵衛ほか5名	島森亦右衛門
4	小野寺直道書状		(慶安4)	1651	3	24	小儀右衛門直道	八木五兵衛ほか61名	
5	小野寺義道書状				8	27	義道		松岳平蔵
6	小野寺保道名字書出		寛文7	1667	7	28	小野寺儀右衛門保道	大友伝之丞	大友三郎右衛門
7	小野寺保道名字書出		寛文11	1671	8	18	小野寺儀右衛門保道	大友弥左衛門	右同人(大友三郎右衛門)
8	小野寺義道書状		(天正19)	1590	12	11	義道		杉沢市左衛門
9	小野寺義道書状		(寛永19)	1642	3	20	小野寺遠江守義道	小儀右衛門	松岳十郎
10	小野寺保道名字書出		寛文11	1671	8	18	小野寺儀右衛門保道	八木善八	八木治左衛門
11	小野寺直道書状		(正保3)	1646	1	5	小野寺儀右衛門直道	八木五兵衛ほか16名	日野源五郎
12	小野寺直道書状	小野寺儀右衛門保道 或云直道書	(寛永20)	1643	7	11	小儀右衛門直道	八木藤兵衛ほか7名	松岡勘十郎
13	小野寺儀右衛門(保道)書状	小野寺儀右衛門保道書	(正保4)	1647	4	7	小儀右衛門	八木五兵衛・松岡伊右衛門	松岡卯右衛門
14	小野寺保道書状	小野寺儀右衛門保道書			6	25	小儀右衛門保道	六郷喜左衛門	六郷喜左衛門
15	小野寺保道書状	同書			5	23	小儀右衛門保道	六郷喜左衛門	(六郷喜左衛門)
16	小野寺直道名字書出	同書	寛永19	1642	7	26	小野寺儀右衛門直道	六郷清三郎	(六郷喜左衛門)
17	小野寺保道名字書出	同書	寛文8	1668	11	15	小野寺儀右衛門保道	六郷兵太郎	(六郷喜左衛門)
18	小野寺保道名字書出	同書	寛文3	1663	2	4	小野寺儀右衛門保道	六郷兵太郎	(六郷喜左衛門)
19	小野寺保道名字書出	小野寺儀右衛門保道書	寛文11	1671	8	18	小野寺儀右衛門保道	石山喜兵衛	石山利助

# 秋田県公文書館における普及活動の現状と課題

— 公文書館講座の試みを通して —

太田 研

はじめに

平成二十二年十一月十三日、国文学研究資料館が主催する平成二十二年度アーカイブズ・カレッジ短期コースの講義「アーカイブズの公開と普及活動」において、加藤聖文氏は、モノ資料に比べ見栄えの悪い文書記録をあえて入館者に触れてもらう展示をした今帰仁村歴史文化センターを例に挙げ、地域の特性をふまえた普及活動のあり方を述べた。<sup>①</sup>その後、筆者は普及活動にかかわる諸氏の論文を拝読し、一九八〇年代後半から始まるアーカイブズ学における展示論の展開を知ることができた。論文の多くは展示を中心にしたものであるが、中野等氏が主張するように、講座・講習会の開催や出版事業などの普及活動も、「古文書とは何か」・「史料とは何か」をアピールする方法のひとつである。<sup>②</sup>

公文書館の行う講座は、白井哲哉氏の言うように、従来からの古文書解読講座と歴史講演会に尽きたと言つてよく、その後、自治体

職員や古文書の所有者・委託者等を対象とした講座や、市民の閲覧利用を促進する意図から初心者向けの文書館利用および史料取り扱いに関する講座、小中学生向けの体験講座も開かれているという。<sup>③</sup>

秋田県公文書館で開催している「公文書館講座」も古文書解読講座・歴史講座と、資料の利用・保存方法等を紹介するアーカイブズ講座を融合したものである。秋田県立博物館や秋田県生涯学習センターでも古文書解読講座や歴史講座が開かれている。また各市町村においてもさまざまな教室が開かれ、自主的サークルが活動している。一方で受講者には歴史に強い興味・関心を持ち、複数機関の講座に参加し学習を楽しんでいる方々も多い。現に筆者が昨年度まで勤務していた秋田県立博物館の「博物館教室」を受講している数名の方が公文書館講座にも参加していた。この方々にとっては講座・教室の主催がどこであろうとかまわない。純粹に古文書を読み歴史を学びたいと講座の存在に喜び、期待を寄せていることであろう。こうした中、受講者に満足していただけるように教材を精選し、講

義内容を工夫し、なおかつ公文書館の普及活動のひとつとして講座に取り組むことは我々に課せられた重要な責務である。

本稿は、平成二十二年度に筆者が担当した「公文書館講座」の準備から実践・成果を中心に紹介しながら、秋田県公文書館の普及活動の現状と課題について述べるものである。

## 一 秋田県公文書館の概要

秋田県公文書館は、「歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供する」ことを目的に平成五年十一月に設置された。総務課、公文書課、古文書課の三課制（平成十三年度から班制へ移行）で始まったものの、平成十四年四月、古文書班は県立図書館に移管される。さらに平成十七年度に再び公文書館に移管され、三班体制に戻り現在に至っている。具体的業務として次の四つを掲げている。<sup>4</sup>

### ① 収集・整理・保存

公文書と古文書を、郷土の歩みを伝える貴重な資料として収集、整理、保存している。

### ② 調査・研究

所蔵資料の内容や整理・保存方法等に関する調査、研究を行っている。

### ③ 閲覧・利用

各種目録及びパソコンを備え付けて、目的の資料を検索して利用できるようにしている。

### ④ 普及活動

所蔵資料による企画展示、各種講座の開催や、ホームページでの活動内容の紹介等を行っている。

## 二 講座の変遷

開館時の平成五年度は、図書館古文書係当時から継続講座である「古文書読解研究会」が第二十三回目をむかえ、県内三地区で実施された。翌平成六年度は「古文書読解講座専修講座（上中級者向け）」と名称を変え、また新たに「入門講座（初心者向け）」がはじまったが、「入門講座」は三年経過した平成八年度でいったん終了した。その後は従来の「専修講座」同様、古文書読解の基礎知識がある人を対象とした「古文書読解講座」を全一回開講していたが、平成十四年度に古文書班が図書館に移管されると、社会教育施設としての色合いが強くなり、平成十五年度には「専修講座」（全四回）とあわせ「入門講座」（全三回）が復活した。さらに、平成十六年度は「歴史講座」（全三回）も追加され、古文書班が公文書館に再移管された平成十七年度からは「歴史講座」を全六回に拡大し、外部講師や公文書班職員も加え、近世史から近代史まで幅広いテーマでの講座となった。

平成二十年からは、「公文書館講座」と名称を改めた。「古文書入門コース」（全六回）・「古文書解読コース」（計四回、選択受講可）のほかに、新たに「アーカイブズコース」（計四回、選択受講可）を設け、歴史資料や公文書館の諸活動に興味・関心がある方を対象に、本館の資料利用方法や、資料保存活動について理解を深めることを目的として開講し現在に至っている。「古文書入門コース」・「古文書解読コース」の講師は古文書班職員が、「アーカイブズコース」は公文書班・古文書班の職員が二回ずつとめている。

### 三 「公文書館講座」にかかわる平成二十二年度の試み

平成二十二年度の講座にあたり、受講者数の増加を図るとともに、受講者の視点から充実した講座のあり方を模索した結果、次のような新しい試みを行った。

#### ① 要項等送付先の拡大

平成二十一年度までは、開催要項・開催案内ポスター・申し込み用紙を各市町村長あて送付し、主にポスターの掲示と広報紙等への掲載を依頼していたのみであった。平成二十二年度は各市町村長のほか、各市町村教育委員会教育長と図書館長（市町村合併以前に図書館を持たない旧市町村には公民館長）にも要項等を送付した。

さらに、県立の図書館、博物館、近代美術館、埋蔵文化財センター、生涯学習センターなどの教育機関にも依頼し、広報の対象をひ

ろげた。

#### ② 他機関講座等での広報

本館と隣接する秋田県生涯学習センターで開催されている「美の国カレッジ」は、秋田県生涯学習推進本部・秋田県教育委員会が主催する生涯学習講座である。歴史・民俗・自然・現代社会等さまざまな視点から秋田を考察・検証しており、各回二〇〇名ほどの参加者がある人気講座である。「美の国カレッジ歴史講座」と公文書館講座がほぼ同じ時期の開講であることを利用し、「歴史講座」への参加者に本館の講座の案内チラシを配布していただいたり、講座終了前に本館職員が時間をもらい、公文書館講座の紹介をさせていた。その結果、生涯学習センターでの広報活動により、公文書館講座に参加した受講者が数名いることがアンケート調査からわかった。

#### ③ マスコミ等の利用

県秘書課を通しての、いわゆる「投げ込み」により県内の報道機関二十六社に開催要項等を配布し情報提供をしたほか、別に地方新聞社と全国新聞社秋田支局あてに開催通知と記事掲載依頼文書を送付し協力をあおいだ。講座開催と入門コース第一回目の内容について地方新聞で記事にしていた。だいたの結果、広く県民に講座の存在や内容を周知することができた。特に秋田市外の受講者の中には、その記事により講座の存在を知り参加した方もいた。

また、秋田県生涯学習センターが秋田県内の生涯学習情報を県民

にインターネットを介して提供する生涯学習支援システム「まなびサポート秋田」に、平成二十二年度初めて登録し、公文書館講座の紹介をしていた。だいた。

#### ④ 「古文書倶楽部」の活用

「古文書倶楽部」は、平成十七年度に古文書班が創刊した、「年間事業」の案内や日頃の調査・研究の成果の紹介など、本館の資料をよりよく利用してもらう一助として年六回発行している普及・広報紙である。館内で配布しているほか、県内外の関係機関に送付したり、ホームページでも公開している。平成二十二年度は、記事として公文書館講座で使用する資料やその歴史的背景などを事前に紹介し、広報活動に利用した。(資料1)

#### ⑤ 申し込み方法の煩雑さの解消・簡略化

平成十九年度まで受講証を復信するため規定していた往復はがきでの申し込み方法を、段階的に見直した。平成二十年度には、直接来館しカウンターでの申し込みや、往復はがき・FAX・メールでの申し込みを許可し、申し込み方法の幅を広げたくて受講証を配布した。さらに平成二十一年度からは受講証の配布をやめるとともに、電話での申し込みも可とし、電話対応マニュアルを作成し全職員で受講申し込みの対応をすることにした。

また、公文書館講座は、平成二十一年度までは「古文書入門コース」と「古文書解読コース」の重複受講を認めず、これから学習を始めようとする受講者とある程度解読の経験・知識のある受講者を

各コースに振り分けていたが、平成二十二年度からは両コース受講を許可した。これにより、受講者が古文書にふれる回数を増やすことが可能になったことに加え、受講者それぞれの学習進捗状況により、受講者の判断で両コース受講や、入門コースから解読コースへの移行を選択できるようにした。

さらに、平成二十二年度からすべてのコースの申し込み開始日を同一日にそろえた(平成二十二年度は最も早く開講する「入門コース」第一回目の一ヶ月前である六月十日から)。それまでは各コース・各回ごとに一ヶ月前から申し込みを受け付けていたが、一回の電話等ですべての希望講義の申し込みが可能になり、申し込みの煩雑さが解消された。

#### ⑥ 教材の事前配布

平成二十二年度の入門コースにおいて、各回の講義終了後に次回教材(資料編)を配布した。これは、いわゆる「予習」をして講義に臨みたいという、前年度のアンケートに記された受講者の要望があつたことから、試験的に行つたものである。どれ程の受講者が「予習」をしてこられたかは不明であるが、事前配布した教材を持参しなかつた受講者は数名いたものの、特に不都合や不評意見はなかつた。逆に、次回担当の講師が二週間前に教材を作成しているため、講師側の準備が早めに進むことになり講義内容の充実につながつたと思われる。今後も継続していきたい取り組みである。

なお、講義当日はさらに翻刻やくずし字解読の参考となる「解説

編」を配布した。

⑦ 翻刻の配布

平成二十二年度の解説コースにおいて、初めての試みとして、講義終了後翻刻文を配布した。本年度の場合、使用した資料のうち「国典類抄」・「御亀鑑」などはすでに翻刻本が刊行されておりそれを利用することができたが、翻刻本のない資料については全職員により入念に読み合わせを行い、受講者に初見の資料を紹介することができた。

⑧ 本館学芸主事全員による役割分担

平成二十・二十一年度の入門コースは全六回を二人の職員が三回ずつ担当していたが、平成二十二年度は四人の学芸主事全員で分担した。筆者を含め赴任一年目の学芸主事二人が一回ずつ、他の二人が二回ずつを受け持った。さらに各回ごとのテーマや使用資料については、全六回の講義の流れや発展性を考慮し、全員で検討し決定した。

⑨ 講座内容等のホームページへの掲載

平成二十二年度に、ホームページへの講座内容と使用資料の紹介を初めて試みた。他県（公）文書館がホームページ上で古文書解説講座を掲載している例を参考に、いかなる構成にするか検討を重ねた結果、資料の写真と翻刻文を掲載し古文書解説の教材に供すること、所蔵資料の紹介や館・閲覧室利用方法の説明を取り入れ、館の利用者層拡大に重点を置くことを目的に作成することにした。

〔資料2〕

四 取り組みの成果と課題

本館の講座の過去四年間の参加者数については【資料3】のとおりである。また、各コース最終日に参加した受講者にアンケートを実施した。自由記述を中心とした簡単なアンケートであるが、その一部を【資料4】に掲げ分析を加えるとともに、講座を含めた普及活動の今後のあり方について思うところを以下に述べる。

① 参加者数について

平成二十二年度より入門コースと解説コースの両コース受講を可能にした結果、解説コースに申し込んだ四十一名のうち、入門コースにも参加した方は八名であった。これを含め申込者数は昨年度にくらべ大幅に増加し、参加者数はのべ四七〇名と、現在の計十四回実施の形態になった平成二十年度以降もつとも多い。さらに、入門コースには若い女性の姿がめだつた。

しかしながら、入門コース・解説コースともリピーターが多く、毎年の開講を楽しみにしている方々が大半を占めているのが現状である。今後も参加していただくためより充実した講座を行うとともに、新規の参加者を増やす対策が必要である。

また、申込者数が増えた割には欠席率の高さが気になることである。受け付け開始日を早めたことや、受講料がないことなど、い

くつかの原因があげられている。毎年一定の欠席者は予測しているものの、今後ともその数には注意を払い、原因を分析しなければならぬだろう。

#### ② アンケート結果について

##### 【広報】

市町村教育委員会や県社会教育機関にポスター掲示・チラシの配布を依頼したり、隣接する県生涯学習センターでの広報活動を加え、若干新しい成果はみられたものの、講座の開催を知る手段は館内ポスターと地元新聞に掲載される案内記事によるものが多い。既述したとおり、講座の存在を知らない方に対しての周知はマスコミに期待するところが大きい。独自の広報活動を模索していく必要がある。

##### 【講座難易度】

平成二十二年度の入門コースは、前年度のアンケート結果をうけて、初めて古文書にふれる受講者を意識し資料を精選した。講義も基礎的な解説を中心に進めるなど、昨年度に比べると確実にやさしくなったため、ある程度古文書を読むことができる受講者にとつては物足りない内容であったかもしれない。また、アンケートの「(やや)難しい」「ちようどよい」のとらえ方を、「古文書の解説」としたか、「講義の内容」としたかはこの質問だけでは判断できない。次年度以降、質問内容の検討も含め、今回の数字を基準にし講義の質を考えていきたいものである。

##### 【講座時間】

一回の講座時間は「ちようどよい」の回答が多く、午後二時間(途中十分休憩)の長さで妥当と思われる。

なお講座の回数について、増やしてほしい旨の回答が自由記述の中にいくつかみられるが、これはこの数年必ず出される要望である。現在のところは回数増加より各講義内容の充実につとめているところであり、講座終了後解説力をつけた受講者が本館の資料を使用し自主的に学習をはじめたり、サークルを結成し学習活動を継続すること等を理想としたものであるが、今後の検討課題である。

#### ③ 今後の普及活動のあり方について

本館には、紹介した公文書館講座のほか、次にあげる普及活動がある。

##### ・企画展等の開催

本館の企画展は開館当初から行われており、平成九年度以降は年一度の開催となり、公文書班と古文書班が交互に担当している。企画展のほかに、公文書班を中心に普及展や閲覧室常設展なども開催している。

##### ・古文書相談日

平成二十一年十月より、毎月第二・第四火曜日に開催している。事前申し込みのうえ、相談時間は一人三十分としている。平成二十一年度は下半期で十一回実施し、のべ十四人が、平成二十二年度は計二十一回実施予定であり、十二月現在十五回で、のべ二十五人が

相談に訪れた。相談内容は家に残された近世・近代の古文書を持参してのものが大半である。

・インターネット等の活用

県のホームページである「美の国あきたネット」に本館のホームページを開設している。様式が県庁一律であるため、他課所との違いや独自性を表現しにくいきらいはあるが、講座・展示等の行事案内をはじめ、収蔵資料・刊行物を紹介したり、検索可能な目録を掲載している。

・映像資料の活用

本館は昭和三十年から製作されてきた「県政映画」をすべて保存している。この映像資料を、DVDデッキが二台置かれたビデオルームで一般に公開したり、閲覧室展示場にDVDデッキを設置し、展示テーマに沿って編集し、公開している。平成二十二年度は県の記念日である八月二十九日に「懐かしき昭和三十年代の秋田」をテーマに、また十一月三日には「文化の日は秋田県公文書館へ！」をテーマにした「県政映画上映会」を実施しのべ一三三名の参加をみた。

・刊行物・目録等の発行

翻刻本・目録のほか、研究紀要・公文書館だより・古文書倶楽部・企画展パンフレットなどを刊行している。

・講師派遣

要請があると市町村や諸機関・団体等の館外講座への講師派遣を

行っている。

現在、これらひとつひとつの普及活動をそれぞれの担当者が受け持ちこなしているが、公文書館理解者や閲覧利用者の増大をはかるには、当然ながら講座・展示・古文書相談等への参加者数やホームページの閲覧者数、刊行物等の読者数を増やす必要がある。

そのため、講座に関して広報活動方法や講義の組み立て方等に小さいながらも工夫をこらし改良を加えたのが、先に紹介した平成二十二年度の取り組みなのである。

小さな工夫・改良にも少なからず反応はある。

たとえば、解説コースにおける「翻刻の配布」は大好評だったことがアンケート結果から窺える。また、平成二十二年度初めて行った「講座内容等のホームページへの掲載」は平成二十二年十二月中旬に試行したものであるが、早速それを見た方から教材に対する問い合わせをいただき、使用した教材を提供することになった。

講座だけにかかわらず、「県政映画上映会」で広報担当となった職員が、開催当日に、今までさほど重視していなかった館内放送での案内を、開始一時間前・三十分前・五分前と三度同じ内容で呼びかけたところ、開始直前に併設の図書館利用者が多数飛び込みで入室し会場が満員になった。この参加者に対し司会進行担当者が、公文書館に「県政映画DVD」が所蔵されていることを紹介した結果、参加者が閲覧利用者として来館した例などは、普及活動事業への参

加者増、閲覧利用者増を実現させた小さな工夫であろう。

一方で、各普及活動間の連携の必要性も感じる。平成二十二年度の講座と他の各普及活動間連携の実践例としては、講座を普及・広報紙「古文書倶楽部」で案内したことや、入門コース第五・六回目及びアーカイブズコース第三回目の講義は、同時期に開催された企画展「秋田藩家蔵文書の世界」と関連させ、講義中には企画展示室での解説会も実施したこと、アーカイブズコース第四回目の「県指定有形文化財 秋田県行政文書」を取り上げた講義は、六月十二日から七月四日に開催した普及展と結び付けたことなどがあげられる。しかし、それは各担当者や班の判断で行われたものであり、館全体で推し進めたことではない。普及活動の重要性を強く認識し、普及担当・広報担当職員を配置するなど、館として組織的・計画的に取り組んでいくことが今後の課題と思われる。

## おわりに

平成二十二年度秋田県公文書館の利用者数は、平成二十二年十二月現在一二、三四八名である。うち閲覧室利用者は二、二二一名であるが、講座・展示参加者は九、六六〇名と約七十八%を占めている。年度別比較をみると、閲覧室利用者は横ばいであり、講座・展示参加者は増加している。つまり、本館において閲覧室利用者在今后さらに増やすためにも、その入り口と考えられる講座・展示等を

はじめとする普及活動は、「収集・整理・保存」「調査・研究」「閲覧・利用」の各業務と連携を取りつつ、さらに積極的に取り組まなければならない業務である。

(古文書班 おおたけん)

## 註

- (1) 平成二十二年度アーカイブズ・カレッジ短期コースレジュメ
- (2) 「文書館(史料館)における「展示」業務―柳川古文書館を素材として―」(『記録と史料』二号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、一九九一年十月)
- (3) 「文書館の利用と普及―利用者の観点から―」(『アーカイブズの科学』上巻、柏書房、二〇〇三年)
- (4) 「事業年報」第十七号(平成二十二年度、秋田県公文書館)

資料1

# 将軍よりの安堵状～「領知判物」～

## 古文書倶楽部

【発行】

秋田県公文書館  
2010.5  
第34号

当館閲覧室にて「公文書館収蔵資料にみる横手・平鹿」展示中。慶長七年（一六〇二）から昭和六三年（一九八八）に至る絵図や公文書の一部を展示しています。どうぞご覧下さい。

### 公文書館講座のご案内

秋田藩主をつとめた大名家に伝来した資料のうち、およそ六〇〇〇点の資料が「佐竹文庫」と称され、当館に収蔵されています。このなかには、江戸幕府の将軍が佐竹氏に対して秋田の地を領地として安堵した文書を含み、「領知判物」と呼ばれます。

写真1は、慶長七年（一六〇二）に徳川家康が佐竹義宣に与えた領知判物（AS317171）です。

この判物には「出羽国内之内 秋田・仙北両所進置候」とあるものの知行高が記されず、義宣は石高不明のまま常陸から秋田に国替えとなりました。秋田藩の知行高が明らかとなるのは、およそ六〇年後の寛文四年（一六六四）に四代将軍徳川家綱が二代藩主佐竹義隆に与えた領知判物（写真2 AS3171211）です。このときに、秋田藩の知行高が二〇万五八〇〇石余と明記されました。

佐竹文庫に残る領知判物はすべて写しですが、「檀紙（たんし）」と呼ばれる、楮を原料とした厚手で表面が縮面のようにしわ状になった上質の和紙でつくられています。その大きさと質感からは幕府が大名に領地を安堵する文書の重要性を表すのにふさわしい迫力が感じられます

（加藤昌宏）

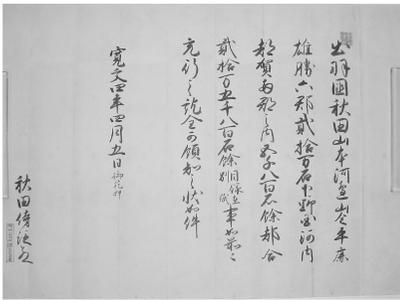


写真2 厳有院様御判物（寛文四年）

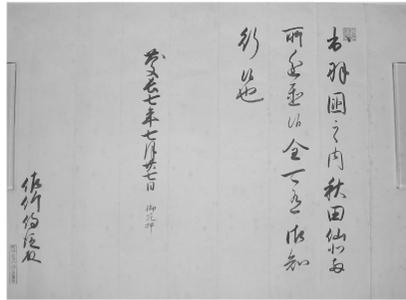


写真1 権現様御判物（慶長七年）

慶長七年の判物と比べ、寛文四年の判物の方が、具体的な領地名・石高について明記しているのがわかる。※当館の資料はどなたでもご利用できます。直に手にとってご覧下さい。

秋田県公文書館では、所蔵する行政文書や古文書を活用した次の3つのコースからなる「公文書館講座」を実施します。

はじめは古文書を学ぶ方対象の「古文書入門コース」は、織田信長・豊臣秀吉の書状や、上の記事で紹介した徳川家康からの「領知判物」などの有名な古文書を使用し、古文書の基礎知識や解読の初歩を学びます。

また、古文書を読んだことがある方、現在勉強されている方、地域で活動している方には「古文書解読コース」がお勧めです。秋田藩政を研究するうえで基本となる「国典類抄」・「御龜鑑」はもちろん、濁酒作り禁止策の功罪を論じたユニークな古文書も使用し、解読の知識や方法をより深めるとともに歴史的背景を考えます。

さらに、歴史資料や公文書館の諸活動に興味・関心がある方には、当館の資料利用方法や、資料保存活動などについて理解を深めることを目的とした「アーカイブズコース」があります。安東氏や小野寺氏を中心とした戦国時代の秋田、江戸時代の久保田城下の町人生活、近代秋田の女学校についての解説のほか、今年三月に秋田県指定有形文化財となった、秋田県庁作成の公文書「秋田県行政文書」について紹介いたします。

受付開始は六月十日（木）から。詳しい内容は当館ホームページまたは当館に直接お問い合わせください。楽しく、わかりやすい、公文書館講座への参加を心よりお待ちしております。

## 資料 2

美の国あきたネット(平成22年度 公文書館講座の報告と資料紹介)

1/2 ページ



美の国あきたネット

くらし・環境 健康・福祉 教育・文化・交流 産業・労働 社会福祉 系の行政・施策 組織的案内

総合情報窓口 Foreign language 音声読み上げソフト 問い合わせ ヘルプ サイトマップ RSS配信

美の国あきたホーム>組織別案内>総務部 >公文書館>新着情報  
美の国あきたホーム>組織別案内>総務部 >公文書館>行事案内

[2010年12月20日登録]

### 平成22年度 公文書館講座の報告と資料紹介

平成22年度 公文書館講座は、古文書入門コース・古文書解説コース・アーカイブズコースの3コースに、多数のみさんから参加いただき、どの講義も活気にあふれたものとなりました。



今年度の各講義の内容を報告します。

また、講義はすべて当館の所蔵資料を使用しています。その中から、入門コースで使用した資料を何点か紹介します。

今後とも公文書館講座をいっそう充実したものにしていきたいと考えていますので、来年度も多数の参加をお願いします。

#### 古文書入門コース 参加者数 のべ237名

回	実施日	講座内容
第1回	7月10日(土)	公文書館所蔵古文書ガイダンス
第2回	7月24日(土)	糸図・由緒書
第3回	8月 7日(土)	裁許絵図
第4回	8月21日(土)	『国典類抄』を読む
第5回	9月 4日(土)	『秋田藩家蔵文書』を読む①
第6回	9月18日(土)	『秋田藩家蔵文書』を読む②

#### 入門コース講座内容紹介

第1回(7月10日)

第2回(7月24日)

第3回(8月 7日)

第5回(9月 4日)

希望の回をクリックしてください。

ページ最下部の[ダウンロード]からもアクセスできます。

#### 古文書解説コース 参加者数 のべ116名

回	実施日	講座内容・使用資料
第1回	7月27日(火)	家譜添削止の判書について 使用資料:『湯沼家種利書論 原本』
第2回	8月10日(火)	備前山本北山と秋田藩 使用資料:『御亀籠』・『山本北山書簡』
第3回	8月24日(火)	江戸後期秋田藩の藩政改革 上 使用資料:『御亀籠』
第4回	9月 7日(火)	『御上覧の町語り』ほかを読む 使用資料:『国典類抄』など

#### アーカイブズコース 参加者数 のべ117名

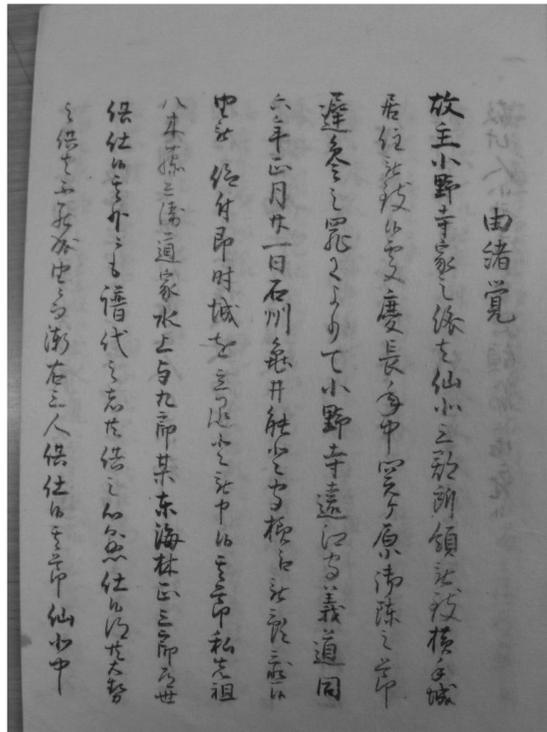
回	実施日	講座内容
第1回	10月 8日(金)	久保田城下の町人ライフ
第2回	10月22日(金)	秋田藩の旧制女学校
第3回	11月 5日(金)	戦国時代の秋田
第4回	11月19日(金)	県指定有形文化財「秋田県行政文書」について

#### ダウンロード

- 入門コース第1回目の資料はこちら(310KB)(PDF文書)
- 入門コース第2回目の資料はこちら(439KB)(PDF文書)
- 入門コース第3回目の資料はこちら(507KB)(PDF文書)
- 入門コース第5回目の資料はこちら(481KB)(PDF文書)

添付資料を見るためにはビューワが必要な場合があります。詳しくはこちらをご覧ください。

公文書館講座入門コース資料紹介②



平成二十二年七月二十四日(土)の入門コースでは、「八木家由緒覚」(資料番号 A288・2154012)等を教材に使用しました。

関ヶ原の戦いの結果、常陸の大大名で平安以来の名族である佐竹氏は、滅封の上、秋田へ国替となりました。その家臣団は、常陸以来の家臣もいれば、秋田転封後の地元出身者もあり、戦国の流浪の果てに仕えた者もいます。それらの系譜を明らかにするために、秋田藩ではしばしば藩士に系図を提出させました。元禄期の系図編纂は、秋田藩家藏文書や佐竹家譜等の編纂物を生み、藩士の系図の集大成として諸士系図を完成させました。また、文化期の系図編纂は、元禄期に原本を返却して再編集したのと違い、同じ形態に統一されており、そのまま藩士の系図として保存され、現在に残されています。これをもとに、この時期には、「国典類抄」・「御亀鑑」という秋田藩の公式歴史書が編纂されました。当館には、秋田藩士の系図類が大量に残されています。そのほとんどは複製本があり、閲覧室ですぐに手に取り、必要な部分の電子複写も可能です。何種類もありますので、ぜひご来館いただき、目録で確認したり、不明な点は職員に尋ねてください。

由緒覚

故主小野寺家の儀は、仙北三郡所領被致横手城居住被致候処、慶長年中関ヶ原御陳之節遅参之罪によりて、小野寺遠江守義道同由被 仰付、即時城を立退と被申候、其節私先祖八木藤兵衛道家・水上与九郎某・東海林正三郎道世供仕候、其外二も譜代之者共供之心懸仕候得共、大勢之供は不罷成由二而漸右三人供仕候、其節仙北中(後略)

資料 3

秋田県公文書館における普及活動の現状と課題

平成22年度 公文書館講座

古文書入門コース

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目	6月27日(土)	54	42	22.2%
2回目	7月11日(土)		45	16.7%
3回目	7月25日(土)		40	25.9%
4回目	8月8日(土)		38	29.6%
5回目	8月22日(土)		34	37.0%
6回目	9月5日(土)		38	29.6%

237

古文書解読コース

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目	7月28日(火)	30	25	16.7%
2回目	8月11日(火)	35	28	20.0%
3回目	8月25日(火)	40	33	17.5%
4回目	9月8日(火)	38	30	21.1%

116

アーカイブズコース

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目	10月2日(金)	51	38	25.5%
2回目	10月16日(金)	37	20	45.9%
3回目	10月30日(金)	65	42	35.4%
4回目	11月13日(金)	34	17	50.0%

117

合計14回実施	申込者数	654
	参加者数	470
	欠席者数	184
	欠席率	28.1%

平成21年度 公文書館講座

古文書入門コース

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目	6月27日(土)	42人	36人	14.3%
2回目	7月11日(土)		32人	23.8%
3回目	7月25日(土)		33人	21.4%
4回目	8月8日(土)		30人	28.6%
5回目	8月22日(土)		27人	35.7%
6回目	9月5日(土)		30人	28.6%

188

古文書解読コース

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目	7月28日(火)	26人	22人	19.2%
2回目	8月11日(火)	27人	21人	22.2%
3回目	8月25日(火)	27人	21人	22.2%
4回目	9月8日(火)	28人	21人	25.0%

85

アーカイブズコース

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目	10月2日(金)	41人	34人	17.1%
2回目	10月16日(金)	47人	28人	40.4%
3回目	10月30日(金)	36人	20人	44.4%
4回目	11月13日(金)	38人	23人	39.5%

105

合計14回実施	申込者数	522人
	参加者数	378人
	欠席者数	144人
	欠席率	27.6%

平成20年度 公文書館講座

古文書入門コース

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目	7月12日(土)	23人	22人	4.3%
2回目	7月26日(土)		20人	13.0%
3回目	8月9日(土)		19人	17.4%
4回目	8月23日(土)		17人	26.1%
5回目	9月6日(土)		19人	17.4%
6回目	9月20日(土)		17人	26.1%

114

古文書解読コース

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目	7月22日(火)	34人	31人	8.8%
2回目	8月26日(火)	37人	25人	32.4%
3回目	10月7日(火)	37人	24人	35.1%
4回目	11月11日(火)	37人	27人	27.0%

107

アーカイブズコース

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目	7月11日(金)	61人	55人	9.8%
2回目	8月8日(金)	46人	38人	17.4%
3回目	9月26日(金)	42人	31人	26.2%
4回目	11月7日(金)	56人	29人	51.8%

153

合計14回実施	申込者数	488人
	参加者数	374人
	欠席者数	114人
	欠席率	23.4%

平成19年度 講座

古文書解読講座(基礎講座)

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
I期 1回目	7月7日(土)	25人	24人	4.0%
I期 2回目	7月21日(土)		21人	16.0%
I期 3回目	8月4日(土)		18人	28.0%
II期 1回目	8月18日(土)	22人	18人	18.2%
II期 2回目	9月1日(土)		17人	22.7%
II期 3回目	9月15日(土)		17人	22.7%

古文書解読講座(専修講座)

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目	7月24日(火)	31人	28人	10.7%
2回目	9月18日(火)	36人	26人	27.8%
3回目	11月13日(火)	29人	25人	13.8%

歴史講座

	実施日	申込者数	参加者数	欠席率
1回目※	6月8日(金)	62人	57人	8.1%
2回目	7月27日(金)	69人	65人	5.8%
3回目	8月24日(金)	45人	38人	15.6%
4回目※	10月12日(金)	74人	69人	6.8%
5回目	11月16日(金)	中止		
6回目	12月1日(金)	43人	31人	27.9%
7回目	2月8日(金)	22人	20人	9.1%

※外部講師

合計16回実施	申込者数	583人
	参加者数	503人
	欠席者数	80人
	欠席率	13.7%

資料 4

入門コース

講座の開催を何で知りましたか。

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
新聞	10 25.0%	11 35.5%	1 5.9%
館内ポスター	15 37.5%	14 45.2%	11 64.7%
ホームページ	5 12.5%	3 9.7%	2 11.8%
市町村広報	7 17.5%	2 6.5%	1 5.9%
知人の紹介	3 7.5%	1 3.2%	2 11.8%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
計	40	31	17

講座難易度について

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
難しい	4 10.3%	9 30.0%	4 23.5%
やや難しい	19 48.7%	14 46.7%	5 29.4%
ちょうどよい	16 41.0%	7 23.3%	8 47.1%
易しい	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
計	39	30	17

講座時間について

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
長い	1 2.7%	0 0.0%	2 11.8%
ちょうどよい	33 89.2%	26 86.7%	13 76.5%
短い	3 8.1%	4 13.3%	2 11.8%
計	37	30	17

アーカイブズコース

講座の開催を何で知りましたか。

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
新聞	1 7.1%	4 21.1%	3 11.5%
館内ポスター	6 42.9%	9 47.4%	12 46.2%
ホームページ	2 14.3%	4 21.1%	0 0.0%
市町村広報	1 7.1%	0 0.0%	4 15.4%
知人の紹介	0 0.0%	1 5.3%	6 23.1%
その他	4 28.6%	1 5.3%	1 3.8%
計	14	19	26

講座難易度について

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
難しい	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
やや難しい	2 14.3%	3 15.8%	2 9.5%
ちょうどよい	12 85.7%	15 78.9%	16 76.2%
易しい	0 0.0%	1 5.3%	3 14.3%
計	14	19	21

講座時間について

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
長い	0 0.0%	1 5.3%	4 18.2%
ちょうどよい	12 92.3%	17 89.5%	18 81.8%
短い	1 7.7%	1 5.3%	0 0.0%
計	13	19	22

解読コース

講座の開催を何で知りましたか。

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
新聞	6 18.8%	1 4.8%	2 7.7%
館内ポスター	16 50.0%	14 66.7%	13 50.0%
ホームページ	4 12.5%	1 4.8%	2 7.7%
市町村広報	1 3.1%	0 0.0%	2 7.7%
知人の紹介	2 6.3%	4 19.0%	6 23.1%
その他	3 9.4%	1 4.8%	1 3.8%
計	32	21	26

講座難易度について

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
難しい	3 10.7%	6 30.0%	2 8.3%
やや難しい	9 32.1%	6 30.0%	12 50.0%
ちょうどよい	14 50.0%	8 40.0%	8 33.3%
易しい	2 7.1%	0 0.0%	2 8.3%
計	28	20	24

講座時間について

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
長い	1 3.6%	0 0.0%	0 0.0%
ちょうどよい	26 92.9%	19 90.5%	24 100.0%
短い	1 3.6%	2 9.5%	0 0.0%
計	28	21	24

※平成20年度の解読コース・アーカイブズコースでは4回ともアンケート調査をしている。数字は第4回目のアンケート結果である。

自由記述より（抜粋）

【入門コース】

- ・講座の全体の回数をもう少し多くして各回の質疑応答の時間を増やしてみてもおもしろかったのでは。
- ・今回の講座も2Fで開催されている企画展も、内容が素晴らしいものであることに変わりはないので、もっと広報宣伝活動に力を入れて秋田の歴史や古文書に興味を持つ人を増やしていけるよう尽力していただきたいと思います。
- ・できれば、入門コースを年2～3回ぐらいあればもっと親しみやすく、慣れてくると思います。
- ・大変ありがとうございました。午前・午後連続してもよいのではないかと。常套句のようなものまとめた解説があるとさらによいのでは？
- ・できれば、この初級者講座を年2回やってもらえたら（2回目は冬12～2月ごろ）とてもありがたいです。
- ・講師により、教え方は様々であろうが、先生がどんどん解説して行って、多くの書に接しられるような方法も検討していただきたい。
- ・年2回の開講をお願いしたい。あるいは1回の場合、10講座に拡げる。
- ・全6回大変勉強になりありがとうございました。出来ればもう1～2回増やして欲しいです。
- ・読ませた方がよい（分からない箇所は抜かして）
- ・資料が多い。資料を少し減らして読みに時間をかけてはいかがでしょうか。

- ・2時間で消化するにはボリュームが多い時がある。そのような時は講師が急いで講義する事になり、結局受講者にとってはよく理解出来ないまま講義が終了することにつながる場合があるので、ボリュームについて考えて欲しい。
- ・解説したものを出して下さることは非常にありがたく思っておりますが、その解説文が漢字だけであるので、送り仮名なども入れた文章体（口語体）にしてもらえれば初心者にとってはなおありがたいのではないのでしょうか。
- ・文書の解説を先に進めて欲しい。途中で色々な事柄を説明されるとわからなくなってしまう。
- ・1回の講座修了毎に当日の教材を解説し配布していただいたので、終了後に再度確認ができ大変良かった。
- ・少なくともいいので、ゆっくりじっくり説明していただいたほうが入門コースとしては適当かな
- ・『入門』コースとはいえ、難しい印象を受けたが、張り切る要因にもなって、最後まで受講する気になった。

#### 【解説コース】

- ・終了後、解釈文をつけて頂くのは、家へ帰って読み返すのにととも助かります。
- ・資料の内容は多すぎて消化不良の場合もあります。適切な量をお願いします。
- ・今年も4回楽しく受講することができました。来年はまた、女文字や、書状も交えた史料をお願いいたします。
- ・財政逼迫の折から資料代など大変だろうと思います。最小限資料代を集めてもよいのではないのでしょうか？特には付帯の資料などは希望者だけにしても有料にしてもよいと思いますが如何でしょうか？
- ・古文書解説コース、4回ではなくもう少し回数を増やしてほしい。
- ・今年は翻刻文が渡されたが、これは大変よく、来年度も必ず渡して欲しい。今年の内容も実によかった。
- ・今年度から最後に解説文を配付してくださり、復習の際大変助かっております。今後共継続することを希望します。
- ・できれば、解説について、もう少しゆっくりしてもらえれば、書き留めるのについて行けるように思っています。
- ・公文書館文書等利用方法、実地体験を講座後に設けて欲しい。
- ・今年度は解説文を配布してくれたことは大変ありがたい。あとでじっくりと復習し確認できた。解説量を減らしてでも、ゆっくり進めていただければありがたい。追いかけてゆくのが大変です。

#### 【アーカイブズコース】

- ・秋田県の文書管理の歴史をわかりやすく学ぶことができました。近代的管理方法が明治の初めに導入されたことは、秋田県にとって幸運なことであったと思います。
- ・我々年寄には、江戸期に興味があったが、これからの若人には明治～昭和にかけての資料が標準になると思う。従って、この指定を期に、多くの機会を設けて外に向けて広報され、この様な回を希望します。本日は、興味ある内容でありありがとうございました。
- ・歴史の重要性を理解できる機会になりました。もっと公開されると、広がることを期待しています。
- ・4回中3回の参加でしたが、資料が豊富でご説明が分かりやすく大変有意義な講座内容でした。ありがとうございました。広範囲にわたる内容でした。特に3回目の秋田実季の書状に見られたように戦国時代の合戦（楡山・湊合戦）など身近かな（地域・私は能代出身です）内容だけに、大変興味をもって受講できました。次年度も引き続きの事業としてお願いいたします。是非、受講したいと思います。
- ・今年から古文書について学んだ訳ですが、まだまだ「ひよこ」です。触れる毎に新鮮さを感じ、のめり込んでます。来年も是非参加したいと思います。小説は作者によって、作られる部分がある訳ですが古文書は事業を有りのままに伝えてくれることが素晴らしいと思います。
- ・佐竹氏による文書の展示等、貴重な保存品を閲覧でき、当時時に想いを馳せ、楽しむことが出来ましたことに感謝致します。最終回の秋田県行政文書についての講座の内容の豊富さと、秋田県の有形文化財としての地位の高さと、重要性を再認識させられたことは、有意義であったと思います。

# 秋田県における郡役所の文書管理状況について

## ― 県庁内務部作成の巡察報告書の分析 ―

柴田 知 彰

### はじめに

本稿は、秋田県における郡役所の文書管理状況について、県庁内務部で作成した巡察報告書を分析し、編纂保存を中心に実態を解明する試みである。管内郡役所に対する巡察が実施された明治四十二年（一九〇九）から大正八年（一九一九）までの期間を対象とする。

郡役所の文書管理に関しては、拙稿「秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について―『郡区町村編制法』下を中心として―」（以下、前稿<sup>①</sup>）、「秋田県における郡役所の文書管理制度の展開について―『郡制』下を中心として―」（以下、前稿<sup>②</sup>）、「秋田県における郡役所の文書管理制度の再検討―『郡区町村編制法』下について―」（以下、前稿<sup>③</sup>）で制度面の整理を行なった。主な史料には、各郡役所の処務細則や編纂保存規則等を使用した。

前稿<sup>②</sup>では、明治三十一年を、秋田県管内の郡役所において近代的な文書管理制度の導入が最終的に完了した年と位置づけた。近代

的な文書管理制度は、公文書原本による記録保存を原則とし、記録の集中管理・類別部目制・保存年限制の成立を伴う。管内九郡役所では、三十一年の「秋田県郡役所処務規程」制定に対応し、それぞれ処務細則を改正した。これに伴い、文書係による記録の集中管理が、全郡役所で規定上においては徹底された。<sup>④</sup>

ところが、明治四十二年の巡察報告書を見ると、大半の郡役所で文書係が有名無実化し、各係で簿冊を編綴している。記録の集中管理の分散化は、類別部目制と保存年限制の統一の実施を困難にし、郡役所の編纂保全体制を弛緩させていた。郡役所の文書管理に関しては、制度面と実態面との乖離が顕著である。

郡役所の文書管理に関する先行研究の多くは、拙稿も含めて、制度面の分析までに留まっていたと言えよう。<sup>⑤</sup>郡役所について文書管理の全容を把握するためには、制度と実態の両面からのアプローチが必要になると思われる。ゆえに、県庁内務部で作成した管内郡役所の巡察報告書は、実態面を知る史料として極めて有用である。

本稿では、県庁内務部が実施した四回の巡察から各郡役所における編纂保存の実態を解明し、問題点を分析した結果を報告する。その上で、郡役所職員の編纂保存に対する認識、郡役所での編纂保存作業に掛ける余裕の両面から、記録の集中管理が分散化した原因について考察してみたい。

### 一 県庁内務部による管内郡役所巡察

最初に本章で、県庁内務部が作成した管内郡役所の巡察報告書について、秋田県庁文書群における現存状況を紹介する。併せて、郡役所に対する巡察が実施された背景も明らかにしておきたい。また、巡察が具体的にどのような方法で実施されたかも説明する。

秋田県庁文書群に含まれる巡察報告書は、表1に示した二二冊である。内務部庶務課が郡市町村行政の監督を分掌していた時期に作成されたものである。<sup>6)</sup>『秋田県庁文書群目録』には、「郡役所事務検閲関係」のシリーズ名で収録した。<sup>7)</sup>

表1を見るとおり、巡察報告書は、①明治四十二年、②明治四十四年、③大正五〜六年、④大正七〜八年の四期に区分される。各期の報告書において、管内九郡役所分が全て揃っている。

では、秋田県で明治四十二年から管内郡役所の巡察が始まった事情を考えてみたい。直接の契機として可能性が高いのは、四十一年四月に開催された地方官会議である。会議の際、内務大臣の指示書

秋田県における郡役所の文書管理状況について

表1 郡役所巡察報告書の現存状況

期	年代	資料名	資料番号
①	明治42年	郡役所事務特別検閲復命書	930103-01316
	明治42年	郡役所事務特別検閲復命書附録	930103-01317
②	明治44年	郡役所事務検閲書類	930103-01327
	明治44年	郡役所事務検閲復命書	930103-02338
③	大正 5年 4月	由利郡役所検閲書類	930103-01352
	大正 5年 5月	北秋田郡役所検閲書類	930103-01353
	大正 5年 8月	河辺郡役所検閲書類	930103-01354
	大正 5年10月	鹿角郡役所検閲書類	930103-01359
	大正 5年12月	南秋田郡役所検閲書類	930103-01355
	大正 5年12月	雄勝郡役所検閲書類	930103-01360
	大正 6年 1月	山本郡役所検閲書類	930103-01366
	大正 6年 2月	平鹿郡役所検閲書類	930103-01367
④	大正 6年 8月	仙北郡役所検閲書類	930103-01368
	大正 7年 1月	雄勝郡役所検閲書類	930103-01370
	大正 7年 2月	南秋田郡役所検閲書類	930103-01372
	大正 7年 2月	河辺郡役所検閲書類	930103-01371
	大正 7年 2月	北秋田郡役所検閲書類	930103-01373
	大正 7年 7月	鹿角郡役所検閲書類	930103-01374
	大正 7年 7月	山本郡役所検閲書類	930103-01375
	大正 8年 3月	由利郡役所検閲書類	930103-01379
	大正 8年 3月	平鹿郡役所検閲書類	930103-01381
	大正 8年 4月	仙北郡役所検閲書類	930103-01380

として「地方課税ノ制限並地方経営ニ関スル件」が、各府県知事に配布された。<sup>⑧</sup>この中では、府県高等官に対し、随時の町村視察とともに、毎年一回の郡市役所巡察を指示している。特に郡市役所に関しては、「必ス之ヲ巡察セシムルコト」と記されていた。さらに、翌四十二年五月の地方官会議では、内務大臣が訓辞の中で戊申詔書の趣旨徹底と地方改良運動の推進を強調した後、府県高等官による下部行政機関巡察の不励行を最も遺憾とした。<sup>⑨</sup>

右の背景として、地方行政が日露戦争を契機として、明治四十年代から新たな段階に入ったことを挙げたい。日露戦争後、資本主義の発展に伴う諸矛盾から社会主義思想が広がり、町村の住民にも影響を及ぼしていた。さらに明治四十年の恐慌に伴う労働者と農民の窮乏、労働運動や小作料軽減運動の激化は、町村において旧来の地方名望家を中心とした支配秩序を動揺させていた。<sup>⑩</sup>

政府は、この事態に対応できる新たな町村統治機構を整備する必要に迫られた。具体策として、内務大臣・府県知事・郡長などが行政機関を強化する指令や訓令を出した一方、上部行政機関による町村の監督指導も強化された。明治四十年代の地方官会議で府県高等官による町村視察や郡市役所巡察が指示されたのは、右の一環として位置づけられよう。

郡役所の巡察は、町村の監督指導を直接担当する末端統治機構の強化を目的としたと考えられる。大正六年に山本郡役所を巡察した検閲官は、郡役所の事務につき「町村ノ事務ヲ監督指揮スルヲ以テ

主要ナルモノトス」と述べた。<sup>⑪</sup>新たな町村統治機構を整備するためには、かなめとなる郡役所の事務を引き締める必要があった。また、「郡制」施行後、郡役所が県庁から独立したため、監督の行き届き難くなっていたことも考えられる。

さて表1を見ると、明治四十五年から大正四年までが、巡察の空白期間になる。空白の事情に関する記録は、現在見付かっていない。ただし右の期間は、明治天皇の大喪から大正天皇の即位礼までの時期と重なる。県庁が儀式等関連行事で多忙だった可能性も考えられる。大正二年の地方官会議では、郡市役所の巡察に関する指示は出されていなかった。<sup>⑫</sup>翌三年には、若干の指示が出された程度だった。<sup>⑬</sup>

管内郡役所の巡察は、大正五年に再開された。直接の契機は、四年の地方官会議における内務大臣演説だったと推定される。演説は、「地方行政ノ監督査閲ヲ為スノ最モ必要ナル」を認め、各府県知事に対し「更ニ意ヲ郡市町村等査閲ニ致シ之ヲ監督指導二十分ノ力ヲ竭サレムコト」を要望するものだった。<sup>⑭</sup>三年の地方官会議と同じ第二次大隈内閣のもとで開催されたが、下部行政機関への巡察励行が遙かに強調されている。三年七月の第一次世界大戦勃発が背景にあったと考えられる。大戦勃発後の物価高騰や小作料引き上げは、労働者や中小農民および小作人の生活を困窮させた。内務省は町村支配秩序の動揺を危惧し、監督強化を図つたのではないかと。

次に、県庁内務部による管内郡役所の巡察方法を説明したい。四回に及ぶ巡察は、原則的に内務部長が検閲官数名を随行させ、自ら

各郡役所に足を運ぶ形で行なわれた。部長不在の時は、検閲官中の筆頭者がこれを代行した。随行した検閲官の人数には、各郡役所によつて四人から九人の幅が見られる。検閲官は知事官房や内務部各課から選抜された。明治四十四年の巡察時には、庶務・土木・農政・会計の四課から職員が随行した。郡行政の各部門を監査するためだつたと考えられる。

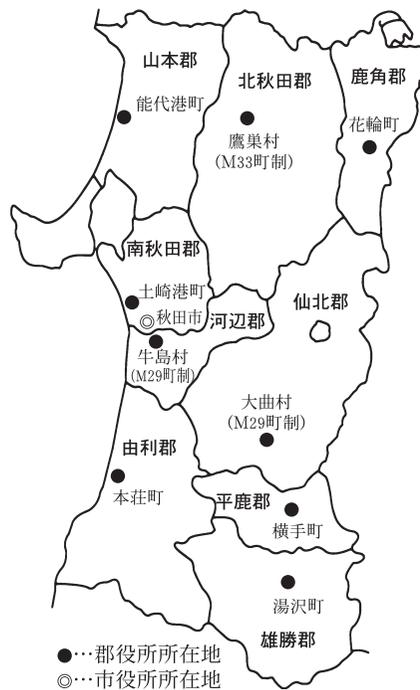
巡察日程は、大正前期で一郡役所あたり平均三日間だつた。二日間で終える場合もあつたが、問題等ある郡役所では六日間掛かつてゐる。明治末期の巡察について日程は記録されていないが、報告書の分量から見ても若干短かつたものと推定される。

監査項目は、郡行政全般にわたつてゐた。明治四十二年の河辺郡役所の場合、庶務一六、学務一一、社寺兵事一七、勸業一一、商業一一、会計二一で合計八七項目だつた。巡察報告書は、郡行政各部門の実態を詳細に記録した貴重な史料と言えるだろう。公文書の收受発送や編纂保存は、庶務に関する監査項目の中で扱われている。町村監督のため、郡役所の文書管理を重視したものと思われる。編纂保存の監査では、検閲官が書庫に立ち入り、簿冊の編綴状態を一冊ずつ点検した。さらに書棚の区分や配列、未廃棄簿冊の残存に至るまで入念に調べている。それゆえ、巡察報告書の記録を追えば、明治末期から大正前期まで各郡役所の編纂保存の実態を解明できる。

表1で見るとおり、大正前期の巡察報告書は、一郡役所あたり一簿冊の分量で作成されている。監査が、明治末期の巡察時よりきめ

細かく行われたためである。ゆえに明治末期と大正前期では監査の精度に若干の差も有るが、表1の報告書を元に、各郡役所における編纂保存の実態を巡察の年代別に見てゆきたい。

図 管内郡域図 (明治22~大正15年)



二 管内郡役所の文書管理状況

1 明治末期の文書管理状況

明治四十年代、森正隆知事の在任期に、県庁内務部は管内郡役所の巡察を四十二年と四十四年の二回にわたり実施した。本節は、a 明治四十二年巡察、b 明治四十四年巡察の二項に分けて叙述する。

a 明治四十二年巡察

明治四十二年四月、内務部長小山己熊が、管内郡役所の巡察報告

書を森知事に提出した。<sup>16</sup> 河辺・仙北・平鹿・雄勝の四郡役所分は、小山内務部長自ら作成している。

森知事は、巡察報告に対する講評として「各郡ノ通弊ト認メタル事項」数点を記した。その筆頭に「文書編纂ヲ励行セサル事」を挙げ、次のように述べている。

文書編纂ノ整否ハ執務上非常ニ重要ノ関係アルニ拘ハラズ數年來之ヲ為サス偶々編纂シアルモノト雖部門ノ分類保存年限ノ区分等ヲ為サス各一時ノ便宜ニ依リ之カ区分ヲ為シタル等頗ル乱雜ニシテ適當ナル編纂ヲ了シタルモノナシ畢竟文書係ハ有名無ニシテ多クハ庶務係之ヲ兼掌シ居ルヲ以テ編纂ニ従事スル余暇ナキト之ヲ等閑ニ付スルモ其ノ成績ニ於テ著シキ不良ノ形跡ヲ顕ハサ、ルヲ以テ自然緩慢ニ流レルモノナルヘシト雖将来深ク編纂ニ意ヲ注クニアラサレハ遂ニ書類ノ紛乱ヲ来シ收拾スヘカラサルニ至ラン

森知事は、執務遂行上の資料として、公文書を編纂保存する重要性を十分に認識していた。しかし、管内郡役所の実態は、森知事の理念と懸け離れたものだった。数年間に及ぶ簿冊編綴の怠慢、類別部目と保存年限を無視した編綴など乱雑極まりない。

森知事は、編纂保存の乱れた原因として、文書係の有名無実化を指摘している。明治三十一年「秋田県郡役所処務規程」では文書係に編纂保存を集中し、各郡役所の処務細則もこれに倣った。しかし、郡役所の現場では、規定に反して、庶務係による文書係の兼務が常態化していた。庶務係は多忙なため、編纂を等閑視する傾向に流れ

た。将来を憂慮した森知事は、六月の郡市長会議で講評を発表し、郡長達に反省を促している。<sup>17</sup>

では、巡察報告書から各郡役所の実態を見てみよう。山本・北秋田・南秋田の三郡役所で、庶務係が文書係を兼務していた。さらに、河辺・仙北・平鹿・雄勝の四郡役所では、文書係が編纂保存に全く関与していない。平鹿郡役所の文書係は、「全テ毎日ノ收受ト発送トニ止マリ進テ旧書類ヲ淘汰シ整理ヲ断行スルノ余裕ヲ見ス」という状況だった。おそらく他の郡役所でも同じ状況だったろう。

小山内務部長は、概評の中で「文書係ノ事務ニ冷淡ナルコト」として、左のように記した。

郡役所処務規程中文書係ノ一係ヲ置キ機密文書其他紀律取締保存文書ノ管理等ヲ専任セシメタリ然ルニ各郡吏員ノ配置ヲ通觀スルニ本係ニ対シテハ甚冷淡ナリ殊ニ雇員一人ノ専務者ニ一任スルカ如キ郡役所アリ從テ文書ノ整理保管共勢粗雜ニ陥ルハ当然ナリ

文書係の実務を雇員一人に任せていたのは、仙北・平鹿・雄勝の三郡役所だった。郡役所の現場が一般的に、文書管理に対し理解不足だったことを窺える。特に編纂保存は軽視されがちだった。

明治四十二年巡察の際には、殆どの郡役所が、各係に編纂保存を任せていた。明らかに処務細則上の規定に反した取り扱いである。北秋田郡役所では、庶務係が文書係を兼務した結果、「文書ノ收受ノ外ハ殆ント有名無実ニシテ文書編纂保存等ノ如キモ各係ニ於テ適宜取扱居ル状態」だった。平鹿郡役所の場合は、四十一年に処

務細則を改正し、有期限保存文書のみ各係で編纂する規定にしていた。<sup>18)</sup>しかし、前述したとおり、文書係は日々の收受発送に追われ、永年保存文書の編纂すら困難だったようである。文書係に専任職員を配属した鹿角郡役所も、「收受発送事務ハ比較的整理セルカ如シ」であつたが、編纂保存までは十分に手が回らなかったようである。編纂保存は各係で行なわれた可能性も考えられる。

記録の集中管理の分散化は、各郡役所の編纂保存にどのような影響を及ぼしただろうか。まず、定期的な簿冊編綴が困難になつていく。山本・南秋田・由利の三郡役所では、文書が数年間にわたり未編綴のまま堆積していた。由利郡役所は、左のような状況だつた。

…又既決文書ノ編纂ハ数年間之ヲ為サス今回検閲ノ挙アルヲ聞キ  
遽ニ着手シ各係ニ於テ編綴シタリト雖モ未タ全部ニ及ハサルノミ  
ナラス：

山本郡役所でも、職員が数日間徹夜して編綴作業し巡察日まで間に合わせた。急拵のため簿冊内容に誤謬が極めて多かつた。また、平鹿・雄勝の二郡役所では、大部分が仮綴の簿冊だつた。各係では本務の傍ら作成文書を整理し、定期的に編綴する余裕が無かつたようである。文書管理の専任でないため、簿冊編綴の重要性を十分理解していなかつたことも原因である。

次に、類別部目や保存年限の無視・不統一・誤謬が、平鹿と雄勝を除く七郡役所で報告されている。鹿角郡役所の状況は、次のとおりだつた。

文書ノ編纂ハ明治三十九年迄ハ稍其体ヲ備フルモ四十年以後ノ分ニ至リテ単ニ各係ニ分別シテ編纂シ部門ヲ区分セズ重要書類ト輕易書類トヲ区分セズ全部一綴ト為シ永久保存ト為シタルヲ以テ  
豪モ編纂ノ効果ヲ認ムル能ハス

山本郡役所についても、「保存年限不相当ノモノ及彙類ヲ誤リタルモノ等頗ル多シ」と報告されている。河辺郡役所に至つては、明治三十一年に処務細則を制定した際、別に定めるとした編纂保存規定を未だ作成していなかつた。類別部目と保存年限の基準が無いまま、簿冊を編綴していったことになる。

南秋田郡役所は、「文書ノ編纂ハ事実ニ於テ之ヲ実行セサルモノト云フノ外ナシ」の評を下された。郡会と郡参事会に関する文書以外は、保存年限の区分無く、仮綴すらせず糸で括つたまま置かれていた。検閲官は「多数ノ吏員ハ自己ノ責任ヲ重セサルト熱心誠実ヲ欠クノ状況」を遺憾と述べている。職員の服務姿勢も影響していた。集中管理の崩れにより、書庫内の整理保存も乱雑になつていた。河辺郡役所については、左のように報告されている。

今度其ノ倉庫ヲ見ルニ書類ノ乱雑ニ驚カサルヲ得サリキ各係ノ事務簿重要書類ハ殆ト其ノ所在ヲ失シ之ヲ收拾甄別スルニ由ナシ  
おそらく簿冊を書棚に配架せず、乱雑に積み上げていたと思われる。必要時に文書を探し出せない状態だつた。山本・南秋田の二郡役所では、書棚に区分表示せず、簿冊を漫然と配架していたらしい。南秋田郡役所は、巡察直前に区分表示を貼付して取り繕つた。また、

平鹿・雄勝の二郡役所は、仮綴簿冊を書棚に綺麗に並べただけだったが。検閲官は、係別・部目別・年限別に書棚を区分した整理保存を期待していたものと推察される。しかし、多くの郡役所で書庫内の整理保存も各係の随意に任せため、統一性は殆ど見られなかった。以上、見てきたとおり、明治四十二年の巡察実施は、管内郡役所で編纂保存体制の弛緩した実態を明らかにした。知事や内務部長にとっては予想以上の衝撃だったと思われる。

#### b 明治四十四年巡察

明治四十四年の巡察は、内務部長藤本充安を責任者として実施された。知事官房の川井忠行属と蓮沼寛属が、巡察報告書の作成を分担した<sup>20</sup>。川井属は鹿角・北秋田・河辺・仙北の四郡役所、蓮沼属は山本・南秋田・由利・平鹿・雄勝の五郡役所を担当した。

川井属と蓮沼属の報告書を比較すると、監査の視点に若干差異が認められる。川井属は、文書の前後明瞭な編綴を重視した。これに対して、蓮沼属は、文書係における訓令等重要文書の編綴、各係と文書係による仮綴と本綴の分担、簿冊巻頭への件名目次添付の三点を重視した。また蓮沼属の報告書には、文書係の人員配置も記されている。蓮沼属の視点は、主に記録の集中管理に置かれていた。編纂保存体制が弛緩する原因を的確に認識していたようである。

蓮沼属の報告書を見ると、五郡役所とも文書係に専任職員を配属していない。庶務係など他係職員の兼務であり、いずれも雇員一人を専任に置くのみだった。川井属が報告書を分担した四郡役所も、

おそらく同様だったと推測される。状況は、前回巡察時と殆ど変わらなかったことになる。

さて、明治四十四年巡察の実施以前、管内では三郡役所が処務細則を改正し、各係での編纂を規定化していた。四十一年の平鹿郡役所については前項で既に紹介した。四十三年には、南秋田および鹿角郡役所で処務細則を改正した<sup>21</sup>。四十二年巡察の翌年である。南秋田郡役所では、原則として編纂保存を文書係に担当させるが、当分の間は各係にも許容するとした。一方、鹿角郡役所では、編纂を完全に各係に任せ、保存を文書係の担当とした。県庁は、右の二郡役所の処務細則改正に認可を与えている。郡役所の少人数と多忙に配慮し妥協した結果だろうが、その後、特に鹿角郡役所の先例は、他の郡役所に少なからぬ影響を及ぼすことになる。

では、巡察報告書から、各郡役所における編纂保存の実態を見てみたい。北秋田郡役所のみが、文書係における記録の集中管理を保っていた。すなわち、文書係で簿冊の仮綴と本綴を行なっている。一方、平鹿郡役所では、永年保存文書について、各係で仮綴、文書係で本綴を行なっていた。類別部目と保存年限による区分は、各係での仮綴段階で行なわれたものと推定される。鹿角・山本・南秋田・由利・雄勝の五郡役所では、各係で編纂、文書係で保存を行なっていた。鹿角郡役所以外は、処務細則上の規定を無視している。河辺・仙北の二郡役所については、記録が無く不明である。

しかし、各郡役所における簿冊編綴には、前回巡察時に比べ、明

らかに改善努力の跡が認められる。北秋田・河辺・由利・仙北・平鹿・雄勝の五郡役所は、巡察前年の明治四十三年分まで簿冊編綴を終えていた。河辺郡役所以外では、類別部目による編纂が行なわれたと報告されている。由利および雄勝郡役所は、各係で編纂を行ないつながりも、改善努力したことになる。一方、鹿角郡役所では本綴まで完了した簿冊が極めて少なく、本綴した簿冊も文書の前後関係に明瞭を欠いていた。南秋田郡役所でも本綴は少なく、巻頭の件名目次を欠いたものが極めて多かった。ただし、両郡役所とも、前回巡察時の状況に比べ、遥かに改善されていた。

書庫内の整理保存についても、過半の郡役所で改善されている。山本・北秋田・南秋田・由利・平鹿・雄勝の六郡役所では、係別と年度別で書棚を区分していた。特に北秋田郡役所は「錯雑ノ虞ナク他郡中恐ク本郡ニ及ブモノナカラン」と評価されている。仙北郡役所では、書棚に区画を設けて簿冊を整理していた。鹿角郡役所は一層の改善を要するものの、書庫の整理に不都合なしとされた。河辺郡役所のみが、「文庫ノ整理ハ甚タ不完全ニシテ編纂書類ノ配置ハ頗ル散慢シ居ルヲ以テ一定ノ位置ヲ定メ整理スルヲ要ス」と指導されている。また、保存環境については、山本郡役所が書庫の清潔さ、北秋田郡役所が春秋二回の曝書を評価された。仙北郡役所の場合は、紙魚や湿気の防除対策を高く評価されている。これに対し、南秋田郡役所では、曝書の形跡が無く、保存簿冊に紙魚による被害も発見された。河辺郡役所では、書庫の引戸を始終開放していたため、鼠

の侵入による害を蒙っていた。検閲官は、文書係職員以外の書庫出入りを厳重に取締まるよう指導した。

南秋田および河辺郡役所の成績不良が目立つものの、明治四十四年巡察時には、管内郡役所でおおむね前回巡察時の指導効果が現れていたと言えよう。右の二郡役所でも、前回巡察時に比べれば、かなり改善の跡が見られる。

しかし、記録の集中管理が分散化した状況で、類別部目制と保存年限制を恒常的に維持することは至難だった。各係で編纂を行なう際に、常時の緊張感を必要としたためである。ゆえに、巡察が途絶えると緊張感を失い、編纂保存の弛緩する危険性をはらんでいた。

## 2 大正前期の文書管理状況

三回目の管内郡役所巡察は、明治四十四年から五年を経て、大正五年に再開された。その間、各郡役所の文書管理は全く監査を受けない状態に置かれていた。

再開後、県庁内務部は、大正五く六年と七く八年の二回、巡察を実施した。阪本三郎、小島源三郎、川口彦治の知事三代の在任期にわたるが、内務部長米田甚太郎の下で一貫して行なわれている。本節は、a 大正五く六年巡察、b 大正七く八年巡察の二項に分けて叙述する。

### a 大正五く六年巡察

米田内務部長を責任者とした一回目の巡察は、大正五年四月から翌六年八月にかけて実施された。巡察報告書は、随行した内務部庶

務課長によって作成された。<sup>(22)</sup> 庶務課長は、五年十一月に大野緑一郎から石黒英彦に交代している。<sup>(23)</sup> 大野庶務課長が由利・北秋田・河辺・鹿角の四郡役所、石黒庶務課長が雄勝・山本・平鹿・仙北の五郡役所を担当した。両者の監査視点に、明治末期の巡察時ほどの差異は見られない。

巡察報告書から、各郡役所における文書係の状況を見てみよう。鹿角・山本・北秋田・南秋田・河辺・平鹿の六郡役所では、文書係は他係職員の兼務である。いずれも、専任は雇員一人だった。これに対し、由利・仙北・雄勝の三郡役所では、文書係に専任職員一人を配属している。由利郡役所では、さらに他係の職員四人を兼務として付けていた。人員配置は、前回巡察時より若干改善されたように見える。

巡察実施以前、既に五郡役所が処務細則を改正し、各係での編纂を規定化していた。平鹿・南秋田・鹿角の三郡役所については、前節で紹介した。大正三年二月、由利郡役所が処務細則を改正し、編纂と保存の両方を各係に担当させた。<sup>(24)</sup> 文書係は收受発送のみの担当になった。編纂保存の各係分散が、鹿角郡役所より一層進化した形である。五年二月には、仙北郡役所が処務細則を改正し、南秋田郡役所と同様、各係にも編纂を許容した。

では、各郡役所における編纂保存の実態はどうだったろうか。北秋田郡役所では、前回巡察時と同様、文書係で簿冊の仮綴と本綴を行なっていた。しかし、文書係は他係職員の兼務であり、実務を

「最近採用シタル一雇員」に任せていた。その結果、「文書ノ編纂ニ誤謬ヲ生ズル等」の弊害を生じていた。他の郡役所では、いずれも各係で編纂を行なっていた。平鹿郡役所は、「編綴ハ各係ノ所管トシ保管ハ文書係ノ事務ニシテ廃棄ハ会計係之ヲ掌ル」形で分業した。一方、山本・河辺・雄勝の三郡役所では、処務細則を無視し各係で編纂を行なっている。雄勝郡役所の場合、文書係は收受のみで、各係が編纂保存に加え発送まで行なっていた。全般的に見て、前回巡察時と比べ、実態面でも編纂保存の各係分散が進んでいる。

類別部目制に関しては、南秋田・河辺・仙北・平鹿・雄勝の五郡役所で、各係が処務細則に拠らず、任意の部目分けで簿冊を編綴していた。平鹿郡役所の場合、簿冊を「漫然分類保存」したため、「主任者ニアラズバ所在ヲ知ルヲ得ザル現状」だった。類別部目の乱雑化は、必要時の文書検索に多大な影響を及ぼしている。

保存年限制も再び弛緩していた。鹿角・南秋田・平鹿の三郡役所では、各係が任意に保存年限を決めた。南秋田および平鹿郡役所では、処務細則上の保存年限を完全に無視している。さらに平鹿郡役所では、類別部目の不明瞭が原因で、文書作成者も該当部目の保存年限を知らない状況だった。一方、鹿角郡役所では、処務細則中に保存年限を定めず、担当職員の記入した年限を郡長が一々決済する方式を採っていた。そのため、各職員の考え方により保存年限が不統一になる弊害を生じていた。さらに、南秋田・河辺・由利・仙北・平鹿の五郡役所は、簿冊の年限記載が不明瞭また不適切である

ことを注意された。平鹿郡役所では、文書作成時において部目と年限の記入を怠っていた。そして雄勝郡役所については、左のように報告されている。

保存年限ノ制ハ全ク行ハレス、故ニ完結書類ヲ見ルニ保存年限ノ記入ヲ全然怠リ又文書ノ編綴ニハ部門中種別ニヨリ、種別中保存年限ニ由リ区別セルモノナシ

保存年限制を放棄したため、本来は永年保存と有期限保存で区分されるべき文書が一冊の簿冊に混綴されていたようである。

保存年限制の弛緩は、簿冊の廃棄にも大きな影響を及ぼした。廃棄すべき有期限保存文書が、永年保存文書と容易に区別できなくなつたためである。右記の雄勝郡役所の他、南秋田・仙北・平鹿の三郡役所でも廃棄を実行していない。南秋田郡役所では、未廃棄文書が書庫内に数十束山積し、処分に窮した状況だった。平鹿郡役所に至つては、明治二十九年頃から全く廃棄を行なつていなかった。大正五年十二月に約二〇年ぶりの廃棄を実施したが、巡察時には廃棄すべき簿冊が未だ多数残つていた。検閲官は「書類ニテ保存年限ノ明記ニ欠ケルニ職由スルモノ」と分析している。

記録の集中管理の分散化は、巡察の空白期間に弊害を拡大したようである。南秋田・河辺・平鹿・雄勝の四郡役所では、簿冊編綴が粗雑になつていた。河辺郡役所の場合は、類別部目や保存年限の異なる文書を同綴したばかりか、私設団体の書類も混綴していた。

書庫内の整理保存も、各係で任意に行なう方向に進んだ。由利郡

役所は、前述のとおり、各係による保存を処務細則で規定化していた。これに対し、平鹿・雄勝の二郡役所では、処務細則を無視し、各係で保存を行なつていた。雄勝郡役所については、「庫内ノ整理管理等モ責任者ナキ結果」を生じ「整理上甚タ不都合」な状態だったと報告されている。

各係が任意に簿冊を保存した結果、書庫内の整理保存も統一性を欠き乱雑化していた。南秋田郡役所では、書棚に表示を欠くばかりか、農会用書類が箱の中に雑然と横たわり検閲官を驚かせた。また、平鹿郡役所の書庫は、左のような実態だった。

：棚ノ表示ヲ欠キ又ハ同一係ノ永久保存書類ニシテ隔絶セル場所ニ収置セルカ如キ又ハ官報等ヲ雑然積ミ重ネ六尺以上ニ及ヒ最下部ノモノハ取出スコト容易ナラサルカ如キ：

各係による整理保存は、統一性を欠いたばかりか、検索利用の観点も乏しかったようである。

以上が、大正五く六年巡察の結果である。明治四十四年巡察時に各郡役所で見られた改善努力は、四十二年巡察の一時的効果に過ぎなかつたと言えよう。記録の集中管理が分散化した状況では、巡察による引き締めは抜本的対策にならなかつた。しかし、県庁内務部は、各係での編纂保存を容認する姿勢を変えることなく、引き続き管内郡役所の巡察を行なつていく。

#### b 大正七く八年巡察

米田内務部長を責任者とした二回目の巡察は、大正七年一月から

翌八年四月にかけて実施された<sup>(25)</sup>。今回の巡察では、謄写版印刷の検査調書を使用した<sup>(26)</sup>。郡役所の各係に関する監査項目を表にしたもので、現地で監査結果を記入する方式である。監査の視点を予め統一した他、短時間で効率的な監査も可能にしたと推定される。そのため、前三回の巡察時よりも詳細な監査が行なわれた。

庶務係の監査項目には、「文書二関スル件」一八項目が設けられている。編纂保存に関するものは、「文書ノ編纂完全ナリヤ（保有年限、区分、目録等照査スルコト）」、「文庫ノ設備部門ノ区分並其ノ表示適當ナリヤ」「簿冊台帳設備シアリヤ」「保存年限経過文書ノ廃棄施行シ居ルヤ且ツ其方法適當ナリヤ」の四項目である。

巡察の開始直前、大正六年十二月の「秋田県郡役所庶務規程」改正で、文書係が廃止され庶務係に統合された<sup>(27)</sup>。準則上では、庶務係が記録を集中管理する形になった。庶務係が文書係を兼務していた現状に対応し、同係を中心に編纂保存体制を再編する狙いだったと考えられる。

準則改正後、由利・平鹿・山本・仙北の四郡役所は、巡察団が来る以前に庶務細則を改正した<sup>(28)</sup>。山本・仙北の二郡役所は、準則に従い庶務係に編纂保存を集中させた。特に仙北郡役所では、庶務係に専任の文書主務を設置している。庶務細則改正に伴い、「文書編纂保存規程」で簿冊の管理を厳重かつ詳細に規定したことに關つてい<sup>(29)</sup>る。一方、由利郡役所は、従前どおり、各係で編纂保存を行なう規定だった。平鹿郡役所の場合は、庶務細則で別規定にした編纂保存

規則が現存しない。

庶務係を中心に編纂保存体制を再編した郡役所は、全体から見て少数派だったようである。鹿角郡役所では、庶務細則を改正せず、従前どおり各係で編纂を行なっていた。むしろ、各係での編纂を規定化する郡役所が増えつつあった。雄勝郡役所は、大正七年一月の巡察時、庶務細則の改正認可を申請中だった<sup>(30)</sup>。編纂保存のみならず、廃棄も各係で行なう規定である。北秋田郡役所でも、同年二月の巡察時には、「文書編纂保存手続」の制定認可を申請中だった<sup>(31)</sup>。各係で編纂、庶務係で保存を分担する規定である。河辺・南秋田の二郡役所では、巡察の終わった後に、各係での編纂を規定化している。同年二月の巡察後、河辺郡役所では十二月、南秋田郡役所では翌八年十二月に庶務細則を改正した<sup>(32)</sup>。河辺郡役所は、各係で編纂、庶務係で保存を分担する規定だった。一方、南秋田郡役所は、各係で編纂と保存の両方を担当する規定だった。由利郡役所と同じ方式である。八年までに、管内の七郡役所が各係での編纂を規定化している。

一方、山本および仙北郡役所の実態はどうだっただろうか。前回巡察時、山本郡役所では各係が編纂を行なっていた。今回の巡察報告書には「大体二於テ旧態依然タルハ遺憾」と記されており、各係が編纂を行なっていた可能性もある。また、仙北郡役所では、「文書編纂保存規程」に基づき改善計画を実施中だったが、「遅滞セルノ感アリ」と記されている。庶務係文書主務への編纂保存の集中も、遅れていたのではないか。

準則改正は、管内郡役所における記録の集中管理の分散化を抑止できなかったと言えよう。制度と実態の両面において、編纂保存の各係分散が進行していた。制度面では、明治四十三年の「鹿角郡役所処務細則」改正に対する認可が、先例となり影響したと思われる。県庁内務部は、各係での編纂保存を容認した上で、類別部目制と保存年限の徹底を指導せざるを得なかったようである。

では、巡察報告書から類別部目制の実態を見てみたい。鹿角・山本・仙北・雄勝の四郡役所では、編纂部門の改善が行なわれている。鹿角郡役所の場合、編纂部門の設定を一応評価されるも、部門の脱漏や不明瞭について研究を要するとされた。山本郡役所も、部門設定に一段の研究を求められた。類別部目の精度が問題だったようである。これに対し、雄勝郡役所は、巡察時に認可申請中だった処務細則につき、その編纂部門を評価されている。実務に適合した類別部目を設定したものとされる。仙北郡役所の場合、「文書編纂保存規程」の編纂部門は、四〇〇を越える精緻なものだった。<sup>33</sup>その反面、簿冊編綴時の部門分けは容易でなかったものと推察される。

一方、南秋田・河辺の二郡役所については、不適切な部門設定が問題視された。南秋田郡役所では、処務細則の編纂部門が既に実務に適合しなくなり、速やかな改正を求められた。河辺郡役所の場合、実態調査を欠いた部門設定を行ない、「会議ト云フ部門ニ於テモ郡会郡参事会町村会議等ノ類別アルヘク」と指導されている。

次に、保存年限制の実態はどうだったろうか。由利郡役所では、

前回巡察時に指摘された保存年限の誤りをほぼ改善していた。北秋田郡役所の場合、保存年限の記入に努めつつあることを評価されている。これに対し、河辺・仙北の二郡役所では、一年保存で済む文書を一〇年ないし永年保存に設定していた。保存年限を決める際、文書内容の精査を怠ったためと報告されている。また、南秋田・河辺の二郡役所では、多数の簿冊が保存年限を記入されていなかった。南秋田郡役所については、「保存年限ノ如キ取扱者ノ気問暮ノミ」と記されている。また、鹿角郡役所では、前回巡察時と変わらず郡長が保存年限を決済していたため、規則上で明示するよう指導された。

廃棄の実態を見てみよう。由利郡役所では、大正七年三月に廃棄を完了し、以後、毎年実施の見込みだった。雄勝郡役所は、同年一月の巡察時において、夏までの完了予定で廃棄を着々と進めていた。一方、仙北郡役所は同年八月に廃棄を実施するも、不適切な保存年限の設定から、本来廃棄すべき文書を数多く残した状態だった。平鹿郡役所は、多少の改善を見るも前回巡察時と大差無いと評された。北秋田郡役所では、廃棄整理を計画するも未着手だった。一年保存文書を一〇年以上書棚に収納していたことも発覚している。南秋田郡役所の場合は、書庫内の未廃棄簿冊を物置小屋に移し、巡察時を取り繕おうとした。検閲官は、「コノ文書ノ廃棄ハ実ハ廃棄ニアラズシテ老朽処分ナリ、故ニ内ニ永年保存ノモノアルベシ、暴ト云フノ外ナシ」と憤慨している。また、河辺郡役所については、「文書

ノ廃棄処分ハ全ク之レヲ怠リ、蓋編纂部門、保存年限ノ記才、等ヲ誤リ、又ハ記才ナキ結果当然ナリ」と報告された。類別部目制と保存年限制の乱れが、廃棄に深刻な影響を及ぼしていた。そして、鹿角郡役所に至つては、「廃棄ハ始メテ行ヒタリ」との実態が露頭している。明治十二年の開庁以来だつたとすれば、四〇年経つて初めて廃棄を行つたことになる。廃棄の経験が無かつたため、実施手続きを誤つたことも報告されている。

また、簿冊編綴の実態はどうだつただろうか。由利・平鹿の二郡役所では、改善努力の跡が見られる。特に平鹿郡役所は、「完全二近シ」と評価された。類別部目と保存年限による編綴区分ならび表紙記載、件名目次の添付などが適切だつたものと推察される。北秋田郡役所も右につき改善努力を評価されたが、速やかな遂行も求められた。これに対し、南秋田郡役所については、「文書ノ編纂ハ各係随意勝手ナルカ如シ殊ニ勸業係甚タ不良ニシテ豪モ改善セラレタル跡ヲ認メス」と報告されている。件名目次を添付した簿冊は、大正六年度分のみだつた。河辺郡役所も「総テ文書ノ編纂ハ不統一ニ流ル」と記されている。勸業関係の簿冊になると、五年度分が仮綴で、六年度分は仮綴すらされていなかった。

書庫内の整理保存についても、実態を見てみたい。由利・雄勝の二郡役所では、改善努力を評価されている。特に由利郡役所については、「文庫ノ設備完全ニ部門ノ区分並其表示等殆ト間然スル所ナキニ至リ」と記された。類別部目が書棚区分に正しく反映され、検

閲官を十分満足させたらしい。これとは対照的に、北秋田郡役所の場合、書棚区分につき「年度別ニヨルカ事務別ニヨルカ定カナラス」と報告された。また、鹿角郡役所では、編纂部門が書棚の部門区分および表示に反映されていなかった。仙北郡役所は、「文書編纂保存規程」で、書棚について「適宜係別ニ区画シ文書ノ項目ニ分チテ位置ヲ定メ常ニ所在ヲ明ラカニスヘシ」と定めていた。巡察時には、右規程に従い改善計画を実施中だつたが、「不十分ナレ共」と記されている。書棚区分に四〇〇を越える編纂部門を反映させるのは、現実的にかなり困難だつたものと察せられる。一方、平鹿・南秋田の二郡役所では、書棚の配列区分が各係によつて異なつていた。南秋田郡役所の場合、庶務係では事項別、勸業係では年別に配列していた。郡役所全係の簿冊を統一した方法で検索する思想が見られない。河辺郡役所に至つては、書庫内に多数の不要物品が雑然と置かれ、書棚も無く「何レノ書類ハ何レニアルヤ知ルニ苦シム」という状態だつた。

最後に、簿冊台帳の設置について、実態を見てみよう。簿冊台帳は、南秋田・仙北・平鹿を除く六郡役所で書庫内に備え付けられていた。北秋田郡役所では、書庫内と事務室内の両方の簿冊につき台帳を作成していた。検閲官は、「日常使用ノ簿冊台帳ヲ作りタリヨ便トス」と高く評価した。非現用と現用の両方を簿冊台帳で管理する形を理想と考えたようである。一方、河辺郡役所の簿冊台帳は「文庫内不整理ニツキ効ナシ」、山本郡役所のもは「記載欄ノ設置

力甚々不完全ニテ用ヲナサズ」と評されている。せつかく簿冊台帳を作成しても、検索の役に立たなくては無意味である。当時、簿冊台帳による管理の意味が、管内の郡役所で十分理解されていたとは考え難い。

以上、大正七、八年巡察の結果は、記録の集中管理が分散した後、編纂保存体制の立て直しが困難だったことを実証したものと云えよう。大半の郡役所でなんらかの改善努力の跡が見られたものの、編纂保存体制を立て直すには至らなかった。南秋田・河辺の二郡役所では改善努力の形跡が見られず、編纂保存の乱れは管内でも際立っていた。右二郡役所の事例は、記録の集中管理の分散後に現れる弊害を具体的に示したサンプルとして興味深い。対照的に、由利郡役所は管内で唯一、編纂保存について「一昨年ト面目ヲ一新」と評価されている。同郡役所は、各係で編纂と保存の両方を行なう体制を変えず、類別部目制や保存年限制、書庫内の整理保存を立て直したらしい。郡長あるいは上席郡書記などが編纂保存を重視し、改善に強い指導力を発揮したものと推察される。しかし、指導力を発揮した人間の転任後、編纂保存体制が再び弛緩する危険性を内在していた。類別部目制と保存年限制を恒常的に維持するには、記録の集中管理を前提としたためである。

何故、県庁は、管内の郡役所に対して各係での編纂保存を容認したのだろうか。明治末期の巡察報告書には各係での編纂を問題視した記述が随所に有ったが、大正前期になると殆ど見られなくなる。

「郡制」下においても、県庁は郡役所処務細則や編纂保存規則の改正認可申請を差し戻しできた筈である。それを敢えてしなかったのは、郡役所の少人数と多忙への配慮から、現実主義に転換したためと推察される。その結果、定期的に郡役所の巡察を実施しないと、編纂保存の乱雑化を抑止できない状態になった。

しかし、大正九年以後、十五年の郡役所廃止に至るまで、巡察は遂に行なわれなかった。九年十二月に、内務部長が米田甚太郎から香坂昌康に交代したことに関わった可能性も考えられる<sup>24)</sup>。十二年の「郡制」廃止後、郡役所は県庁の出先機関に戻ったが、廃止までの三年間で編纂保存体制を立て直したとは考え難い。おそらく、巡察の途絶えた後、再び編纂保存体制が弛緩したまま、郡役所廃止を迎えたものと推定される。

郡役所廃止後、山本・南秋田・平鹿を除く六郡役所の簿冊が、参考資料として県庁に移管された<sup>25)</sup>。編纂保存体制が弛緩した時期に作成された簿冊を含んでいた可能性も考えられる。

### 三 文書管理分散化の原因

秋田県管内の郡役所で、明治末期から大正前期にかけて、近代的な文書管理制度が緩んでいたことを、巡察報告書から確認できた。編纂保存の乱雑化した主因は、記録の集中管理を維持できなかったことに在った。秋田県庁では、少なくとも昭和二十二年「地方自治

法」施行以前まで一貫して、記録の集中管理を維持し続けた。<sup>36</sup>これに対し、何故、郡役所では記録の集中管理を維持できなかったのだろうか。本章では、秋田県管内の郡役所において記録の集中管理が分散するに至った原因を考察してみたい。

行政機関や民間企業など組織体は、その活動過程で大量の文書を作成する。組織体が、自ら作成した文書をアーカイブズとして活用するためには、一定の編纂保存体制を維持しなければならない。体制の維持には、①編纂保存の重要性に対する認識、②編纂保存作業のための人員的・時間的・財政的余裕の二つが必要と考えられる。①は組織体の構成員に関する要素、②は組織体自体に関する要素である。右の二要素について、郡役所の場合を分析してみたい。

最初に、郡役所職員が編纂保存の重要性をどのように認識していたか、巡察報告書から再確認する。明治四十二年巡察においては、前述したように、小山内務部長が「文書係ノ事務ニ冷淡ナルコト」を指摘している。また、この巡察時、河辺郡役所では「郡役所ノ文書係トシテハ其ノ人員ノ配当上優等ノ人物ヲ配属セシムル能ハス」と報告されている。<sup>37</sup>小山内務部長の指摘を裏付けるものである。文書係は庶務係など他係職員による兼務が一般的で、実務を雇員に放任していた事例も各巡察時に報告されていた。

郡役所職員の文書管理に対する認識は、收受発送に偏重していたようである。大正五く六年巡察時には、大半の郡役所で文書係は收受発送を主たる分掌としていた。原因については、明治四十二年巡

察時に森知事が、編纂保存等を閑視しても直接的な影響の出ないためと既に分析している。編纂保存に関しては、自発的な改善意識が職員の間生まれ難い状況だった。何故、郡役所職員は編纂保存の重要性を認識せず等閑視する傾向になったのだろうか。

ここで、戦前の行政機関における文書管理の特徴について考えてみたい。秋田県庁は、管内郡役所を巡察した際、書庫に立ち入り、簿冊の編綴を一冊ずつ点検するなど入念な監査を行なった。また、明治四十二年巡察の講評で、森知事は文書編纂の成否が執務と非常に重要な関係を持つと述べている。右記が戦前の行政機関の理念的な姿勢だったとすれば、戦後と対比しても、かなり公文書の編纂保存を重視していたことになる。ただし、秋田県庁と管内郡役所の事例を見たように、行政機関の階層レベルにより認識の度合いに差があったようである。

では、何故、戦前の行政機関では公文書の編纂保存が重視されたのだろうか。それは、内務省を頂点とした中央集権的中央集権的自治体に関するもので、戦前の町村は、独立の自治体の形であったものの、国政委任事務を遂行する機関としての役割を負っていた。内務省の指示は、府県庁から郡役所を通して町村役場に上意下達された。ゆえに、公文書が上部行政機関からの指示を的確に執行させるための拠り所となった。中央集権的中央集権的自治体においては、公文書の編纂保存が必然的に重視されたわけである。そのため、上部行政機関は、下部行政機関に対して、編纂保存体制の監督を必要とした。

これは、編纂保存体制を整備させる外的動因となった。

しかしながら、一般の官吏が編纂保存の重要性を十分に認識していたとは必ずしも言い難い。おそらく府県庁においても、知事や内務部長などの幹部級、もしくは文書管理担当の職員以外は、重要性を十分に認識していなかったのではないか。

原因として、日常事務の多忙さ以前に、公文書の公開を前提とするアーカイブズ思想が国内に殆ど浸透していなかったことを挙げたい。明治初期の内務省は、欧州から近代的な文書管理制度を導入したが、国民に公開する思想を全く欠いていた。そのため、官吏をはじめ国民の中に、自発的に記録を保存する姿勢が育ち難かったものと考えられる。右は、現代にも多大な影響を残していると言えよう。一般の官吏は、アーカイブズ思想に乏しかった上、日常事務に追われたため、監督の行き届き難い下部行政機関になるほど編纂保存を等閑視する傾向になったと推定される。編纂保存体制を整備させる内的動因、すなわち官吏の記録保存意識の問題である。内的動因を欠いた状況下では、外的動因たる訓令や巡察も一時的な効果を挙げずに留まった。

次に、郡役所が編纂保存作業に割けた人員的余裕について、分析を試みたい。明治四十二年巡察の報告書によると、大半の郡役所で文書係が收受発送に追われ、編纂保存まで手の回らない状態だった。河辺郡役所を巡察した検閲官は、「人数小數ナル郡役所ニテハ容易ニ之ヲ実行期シ難ク」と記している。<sup>(38)</sup> 大正五く六年巡察時の検閲官

も、編纂保存の雇員任せにつき「係員ノ不足モ其ノ一因ナリ」と分析した。<sup>(39)</sup> 検閲官も郡役所の職員数不足を認識していた。

では、大正七年の統計をサンプルに、秋田県庁と管内郡役所の職員数を比較してみよう。職員と雇員を合わせ、県庁は一八五人、郡役所は管内九郡で一二四人である。<sup>(40)</sup> 一郡役所の平均職員数は約一四人で、県庁の七・六パーセントに過ぎない。この人数は、郡役所の事務量に対し妥当なものだったろうか。郡長には、法律命令または規則により委任された条件、および県知事からの特別分任条件の行政事務が課されていた。<sup>(41)</sup> さらに、「町村制」「郡制」「府県制」「小学校令」等の施行後、郡役所の事務量が膨大化したという。<sup>(42)</sup> 郡役所は、事務量に見合う十分な職員数を配置されていなかったため、日常的に多忙な状況だったらしい。明治三十三年に北秋田郡長の提出した意見書でも、「事務ノ繁劇」の表現が見られる。<sup>(43)</sup> 大正七年の内務省統計報告を見ると、全国合計の職員数は、府県庁九、六九三人、郡役所七、八三一人である。<sup>(44)</sup> 郡役所の職員数は、府県庁を越えないように設定されていた。そして、全国合計の俸給額は、府県庁三、三〇二、七八八円、郡役所二、六七二、二六一円である。内務省の予算上から、郡役所の職員数を少なく抑えていた可能性も考えられる。さらに、大正七年について、県庁と郡役所がそれぞれ文書管理に当てていた職員労力を比較してみよう。当時、県庁における文書管理担当セクションは知事官房、郡役所のそれは庶務係だった。文書管理関係は、知事官房が全一〇分掌中の五分掌、<sup>(45)</sup> 庶務係が全一八分

表2 県庁と郡役所の文書管理関係職員労力 (大正7年)

行政機関名	文書管理担当 セクション(a)	全分掌中の 文書管理関係率(b)	文書管理に当てる 職員労力(a×b)
秋田県庁	9人	50.0% (5÷10)	4.500人
鹿角郡役所	3人	22.2% (4÷18)	約0.667人
山本郡役所	3人	"	約0.667人
北秋田郡役所	5人	"	約1.111人
南秋田郡役所	5人	"	約1.111人
河辺郡役所	3人	"	約0.666人
由利郡役所	4人	"	約0.889人
仙北郡役所	6人	"	約1.333人
平鹿郡役所	4人	"	約0.889人
雄勝郡役所	4人	"	約0.889人

掌中の四分掌だった。県庁と郡役所の文書管理担当セクションの職員数に、全分掌に占める文書管理関係の率を掛け合わせると、表2の数字が算出される。この数字が、県庁と郡役所で文書管理に当てる職員労力を比較する目安になると考えられる。現実には、各分掌で事務量に差も存在したが、一応の判断基準としたい。表2で見ると、県庁で文書管理に当てる職員労力は、四・五人分である。これに対し、郡役所では〇・六〜一・三人分しか無い。編纂保存に絞れば、さらに四分の一に減少する。郡役所は、明らかに編纂保存作業の人員的余裕に乏しかったと言える。庶務係は郡会や町村監督ほかの事務で多忙であり、文書管理に専任職員を配属しない限り、編纂保存に手の回りがねる状況だった。

以上、郡役所において、記録の集中管理が分散化した原因について考察した。

#### 結びにかえて

本稿では、県庁内務部が作成した巡察報告書から、管内郡役所の文書管理状況について、編纂保存の実態を明らかにした。前稿①においては、近代的な文書管理制度は、中央機関から府県庁へ、さらに郡役所へと地方に伝播したと述べた。しかし、郡役所の場合、処務細則や編纂保存規則など規定上における制度の完成が、近代的な文書管理の定着には直ちに繋がらなかった。編纂保存の重要性に対する職員の認識不足、編纂保存に要する人員的余裕の欠如など、郡役所に内在する根源的問題のためである。そのため、県庁内務部による巡察は、ある程度の効果を挙げたものの一時的な効果に留まった。この問題は、他府県管内の郡役所にも内在していた可能性も考えられる。実態面での地方伝播に関しては、行政機関の階層レベルに付随した諸条件を加味して分析する必要があると思われる。

また、郡役所の事例から、記録の集中管理が近代的な文書管理を維持する最も重要な条件であることを確認できた。記録の集中管理の分散化が、類別部目制と保存年限制の乱雑化を惹き起こした。先行研究でも、他府県管内の郡役所における編纂保存の各係分散に触れられているが、近代的な文書管理の地方伝播を考える上で重大視

されるべき問題ではないだろうか。

さらに、郡役所の事例は、「公文書管理法」制定後の現在および将来に対しても貴重な示唆を与えている。行政機関における編纂保存体制の維持には、内的動因と外的動因の両方が必要である。戦前の郡役所の場合、外的動因たる訓令や巡察だけでは編纂保存体制を維持できなかった。「公文書管理法」制定後においても、内的動因たるアーカイブズ思想の普及浸透が重要な課題になるものと思われる。公務員研修のみに留まらず、国民全体への普及浸透（広報活動や学校教育ほか）まで視野に入れなければならない大きな課題になる。広く国民がアーカイブズの重要性を認識した地盤の上で、行政機関における編纂保存体制を維持する内的動因が形成されるだろう。

## 註

- (1) 拙稿「秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について」『郡区町村編制法』下を中心として―(秋田県公文書館研究紀要)第十四号 二〇〇八年(以下、拙稿①)
- (2) 拙稿「秋田県における郡役所の文書管理制度の展開について」『郡制』下を中心として―(『同』第十五号 二〇〇九年)(以下、拙稿②)
- (3) 拙稿「秋田県における郡役所の文書管理制度の再検討」『郡区町村編制法』下について―(『同』第十六号 二〇一〇年)(以下、拙稿③)
- (4) 拙稿②

秋田県における郡役所の文書管理状況について

- (5) 小暮隆志「群馬県における郡役所の廃止と文書保存(一)」(『双文』第五号、群馬県立文書館 一九八八年)、清水善仁「明治期の郡区役所における文書管理について―郡区町村編制法期の東京府を事例として―」(『中央大学大学院研究年報』三四 文学研究科編 二〇〇五年)、丑木幸男「郡役所文書の構造と特質」(『記録と史料』第一七号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 二〇〇七年三月)、同「近代郡役所文書の基礎的研究(一)」(『別府大学大学院研究紀要』第11号、二〇〇九年)、同「近代郡役所文書の基礎的研究(二)」―大正6年の郡役所文書の横断的研究―(『同』第12号、二〇一〇年)
- (6) 内務部庶務課は、明治四十年七月十五日から大正十五年六月二十九日までの県庁機構下で、「郡市町村其ノ他公共団体ノ行政及経済ノ監督ニ関スル事項」「郡市長会議ニ関スル事項」「郡市長委任条件及郡役所処務規程ニ関スル事項」を分掌中に含んでいた。
- (7) 『秋田県庁文書群目録』第五集(秋田県公文書館 二〇〇八年) 六四頁
- (8) 明治四十一年「地方官会議一件書」(九三〇一〇三―〇八七八七)
- (9) 明治四十二年「地方官会議関係書類」(九三〇一〇三―〇八七八九)
- (10) 山中永之佑「日本近代地方自治と国家」(弘文堂 一九九九年) 二七八―二七九頁
- (11) 大正六年一月「山本郡役所検閲書類」(九三〇一〇三―〇一三三六)
- (12) 大正二年「地方長官郡市長会議書類」(九三〇一〇三―〇八七二)
- (13) 大正三年「第一回地方長官会議書類」(九三〇一〇三―〇八七七)
- (14) 大正四年四―五月「地方長官会議書類郡市長会議書類」(九三〇一〇三―〇八七五)
- (15) 明治四十二年「郡役所事務特別検閲復命書」(九三〇一〇三―〇一三一六)
- (16) 同
- (17) 明治四十一年四月「郡市長会議書類」(九三〇一〇三―〇一三〇四)

- (18) 大正六年「平鹿郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三六七)、明治四十四年「郡役所事務検閲書類」(九三〇一〇三一〇三三三八) 拙稿②
- (19) 明治四十四年「郡役所事務検閲復命書」(九三〇一〇三一〇三三三八)
- (20) 大正七年「郡役所処務細則関係書類」(九三〇一〇三一〇一三七六)、明治四十二年「内務部庶務課事務簿」行政全(九三〇一〇三一〇九四三九)
- (22) 大正五年四月「由利郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三五二)、大正五年五月「北秋田郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三五三)、大正五年八月「河辺郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三五四)、大正五年十月「鹿角郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三五九)、大正五年十二月「南秋田郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三五五)、大正五年十二月「雄勝郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三六〇)、大正六年一月「山本郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三六六)、大正六年二月「平鹿郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三六七)、大正六年八月「仙北郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三六八)
- (23) 大正五年「秋田県職員録」(九三〇一〇二一三〇一七二)
- (24) 大正五年四月「由利郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三五二)
- (25) 大正三年二月五日由利郡訓令乙第六号  
大正七年一月「雄勝郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三七〇)、大正七年二月「南秋田郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三七二)、大正七年二月「河辺郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三七七)、大正七年二月「北秋田郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三七三)、大正七年三月「由利郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三七九)、大正七年七月「鹿角郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三七四)、大正七年七月「山本郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三七五)、大正八年三月「平鹿郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三八一)、大正八年四月「仙北郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三八〇)
- (26) 大正六年八月「仙北郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三六八) 謄写版印刷の検査調書が初めて使用されたのは、大正五〇六年巡察の最後、仙北郡役所においてだった。
- (27) 訓令甲第四九号(大正六年十二月十一日「秋田県報」第五四七号)
- (28) 大正七年「郡役所処務細則関係書類」(九三〇一〇三一〇一三七六) 由利郡(大正六年十二月二十五日申請、七年二月認可)、平鹿郡(七年一月十二日申請、二月認可)、山本郡(七年三月十六日申請、同月認可)、大正八年四月「仙北郡役所検閲書類」(九三〇一〇三一〇一三八〇) 仙北郡(六年十二月二十一日申請、七年二月認可、四月一日改正)
- (29) 大正七年四月一日仙北郡訓令甲第四号(大正八年四月「仙北郡役所検閲書類」九三〇一〇三一〇一三八〇)
- (30) 大正七年「郡役所処務細則関係書類」(九三〇一〇三一〇一三七六) 雄勝郡役所は、大正六年十二月二十七日に処務細則の改正認可を申請した。
- (31) 同 北秋田郡役所は、大正六年十二月に「文書編纂保存手続」の制定認可を申請した。
- (32) 大正七年一〇十二月「内務部庶務課事務簿」行政之部(九三〇一〇三一〇九四四七)、大正八〇九年「郡役所処務細則関係書類」(九三〇一〇三一〇一三八二) 拙稿②
- (33) 大正九年「秋田県職員録」(九三〇一〇二一三〇一七四)
- (34) 山本郡役所は、明治三十九年十一月九日の火災で三十七年以前の公文書を全焼した(告示第三四九号、明治三十九年十一月二十七日「秋田県報」第二一三三三号)。以降の公文書の所在については現在のところ不明である。南秋田郡役所は、大正十一年一月二日の火災で焼失した(告示第一号、大正十一年一月六日「秋田県報」第九五九号)。平鹿郡役所は、大正十五年七月一日の郡役所廃止後、十一月

- 十五日の火災で公文書を全焼した。出火原因は、残務処理で夜業した後の飲酒による火の不始末と報道された(大正十五年十一月十六日「秋田魁新報」第一二、七五〇号 秋田県立図書館所蔵)。
- (36) 拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」(「秋田県公文書館研究紀要」第十一号 二〇〇五年)、同「明治後期秋田県の文書管理制度の確立について」(『同』第十二号 二〇〇六年)
- (37) 明治四十二年「郡役所事務特別検閲復命書」(九三〇一〇三―一三一六)
- (38) 同
- (39) 大正五年十二月「雄勝郡役所検閲書類」(九三〇一〇三―一三六〇)
- (40) 大正七〇八年「秋田県第三十六回統計書」(内務)(九三〇一〇三一―二五一〇)
- (41) 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」(「秋田県公文書館研究紀要」第十三号、二〇〇七年)
- (42) 拙稿②、明治二十五年六〇十二月「第一課郡市町村掛事務簿」行政之部三番(九三〇一〇三―九四〇四)
- (43) 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」
- (44) 「大日本帝国内務省第三十四回統計報告」(九三〇一〇三―二六六一)
- (45) 訓令甲第四九号「秋田県処務細則」(明治四十年七月十五日「秋田県報」) 知事官房の文書管理関係は、「官印県印部印ノ管守ニ関スル事項」「文書ノ收受発送及浄書ニ関スル事項」「文書ノ管守編纂及保存ニ関スル事項」「法律命令其他規則ノ加除訂正ニ関スル事項」「文書ノ已未済調査及未済事件ノ督促ニ関スル事項」の五分掌。
- (46) 訓令甲第四九号「秋田県郡役所処務規程」(大正六年十二月十一日「秋田県報」第五四七号) 庶務係の文書管理関係は、「文書ノ收受、発送並未済文書ノ促問ニ関スル事項」「文書ノ編纂、保存、廃棄並図書ノ管守ニ関スル事項」「官印及所印ノ管守ニ関スル事項」「法律命令其ノ他諸規則ニ関スル事項」の四分掌。

# 「佐竹文庫」の資料構造と形成・伝来過程

加藤 昌 宏

はじめに

慶長七年（一六〇二）に佐竹義宣が徳川家康の命をうけて常陸国から出羽国秋田に転封して以来、一二代秋田藩主佐竹義堯が廃藩置県を迎えるまでのおよそ二六〇年にわたり、佐竹氏は秋田藩二〇万石余を治め続けた。版籍奉還や廃藩置県を経て、秋田藩の藩政資料は行政関係資料が秋田県に、家政関係資料が佐竹家に引き継がれたとされ<sup>1</sup>、このうち佐竹家に引き継がれて秋田市内の佐竹家別邸に保管されていた約五八〇〇点が、昭和二十六年（一九五二）に当時の秋田県立秋田図書館に譲渡された。この資料は、昭和二十九年から「日本十進分類法」に基づく秋田図書館の郷土資料分類基準により整理され、三十年三月に目録刊行のうえ一般に公開された<sup>2</sup>。その後、平成五年（一九九三）の公文書館新設にともない秋田図書館から移管され、現在は秋田県公文書館に所蔵されている。

ところで大名家の伝来資料については、その伝来経緯を明らかにし、資料群の構造や特性を把握することの重要性が指摘され、諸大

名の伝来資料を対象とした分析が積み重ねられている<sup>3</sup>。秋田藩の藩政資料についても、藩政期の資料管理状況やその後の伝来経緯について多くの分析が重ねられている<sup>4</sup>。

本稿では、佐竹家から譲渡された資料群を対象とし、個々の資料にみられる過去の整理痕跡と、伝存する蔵書目録類の内容分析に基づき、その資料構造と伝来過程を可能な限り明らかにすることを目的とする。なお従来より「佐竹文庫」とは佐竹家・佐竹西家・佐竹北家と出所の異なる三家から譲渡された資料群の総称として用いられてきた名称であるが、本稿では分析の対象とする佐竹家からの譲渡資料について「佐竹文庫」と表記することを、あらかじめお断りしておきたい。

## 一 秋田藩御記録方の資料管理

「佐竹文庫」には、表紙または端裏部分に漢数字や漢字が朱書きされた資料が多く確認できる。本章では、この朱書について藩政期

に作成された二つの蔵書目録とあわせて検討したい。

はじめに「御文書并御書物帳目録受取渡目録」(以下「宝永目録」と略称)を取り上げる。この目録には、表紙に宝永六年(一七〇九)五月との記載があり、また末尾には宝永七年七月に中村又左衛門が吉成藤兵衛と渡辺奥右衛門の二名に引き渡した旨が記載されている。中村又左衛門とは元禄九年(一六九六)にはじまる秋田藩の修史編纂事業で活躍した中村光得であり、吉成藤兵衛は後に二代藩主佐竹義隆と三代藩主佐竹義処の家譜編纂を担当した人物である<sup>6)</sup>。また当時の修史編纂事業は、元禄十年に御文書改奉行に任命された岡本又太郎元朝のもと、中村光得・大和田時胤と五人の物書により進められたが、二の丸安楽院に設置された役所は「安楽院御記録処」「御文書処」などと称された。そして宝永六年三月には岡本など修史編纂担当者の論功行賞が行われている。このような経緯から「宝永目録」は、元禄・宝永期の秋田藩修史編纂事業を通じて収集・整理された御文書所の管理資料をまとめた目録といえる。

この「宝永目録」の記載をまとめたのが表1である。「分類」項目には、「舊本分」から「雑書之分」までの一三分類にその他の分などを加えた一六分類を立てた。「点数」項目には、「可能な限り個々の資料の数量を具体的に記したが、数量記載の無い資料は便宜的に一点とし、また一袋や一包など一括分までしか判明しなかった分はそのまま記載した。これにより「宝永目録」の掲載資料はおよそ三〇〇〇点となる。また参考までに、天保期の目録と明治期の目

録(ともに後述)と資料名を比較した結果を併記した。

さて「宝永目録」の分類名称をみると、おおむね当時の御文書所の資料管理状況を反映しているといえる。そこで各分類の資料の特徴を確認していきたい。

「舊本分」には、元禄九年に御文庫から見出された「佐竹故譜」「佐竹故系図」のほか、元禄九々十一年にかけて家臣から献上された諸系図や旧記類がみられる。この中には元禄十年に梅津与左衛門忠経が献上した「政景日記」二五冊も含まれる。また「御文書筆筒引出箱三段二入」と記載された「御文書」もみられる。

「舊本写分」には、元禄十年に中村・大和田が書写した常州太田郷増井萬秀山正宗寺蔵本系図類、元禄十四年に恩借された水戸府所蔵系図類、元禄十年に江戸で写された「東国絵図」などがみられる。また御金蔵より写された「大坂御陣万留書写」「越後高田御普請万留書写」「由利領御普請取御人数帳写」「江戸石垣御普請万留書写」「江戸御堀普請帳写」など慶長・正保期の記録類が多く含まれる。

「御文書并諸士文書分」には、「御文書」一冊・「城下諸士文書」一五冊と家蔵文書類が含まれる。修史編纂事業の過程における御文書所による編纂資料であり、現在「秋田藩家蔵文書」と称される資料などの宝永当時の構成、管理状況を表している。

「書本分」には、林大学頭信篤所蔵本を写した「足利治乱記」「小田原記」など、御文庫から見出された「岡崎物語」「徳川記」など、江戸で求めた「中古日本治乱記」「参河後風土記」など、水戸

表1 宝永目録概要

分類	点数	主な資料	天保分類	明治分類
舊本分	50点 外3引出	「佐竹故譜」「佐竹故系図」……元禄9年御文庫より出 「宇留野系図」「酒出系図」など……元禄10年献 「石塚物語」「長倉追討記」「玉里旧文」「太田三楽始末帖」「源威集」 「政景日記」25冊 「御文書」……「御文書筆筒引出箱三段二入」	2部 2部 2部 10部 2部	佐竹：月印 佐竹：月印 佐竹：星印 佐竹：御引出
舊本写分	148点	正宗寺蔵本系図類……元禄10年時胤・光得借写 水戸府所蔵系図類……元禄14年水戸宰相綱条脚より恩借 「東州雜記」「正宗寺清音寺手簡」 「葦名系図」「小野崎系図」「結城系図」など 「東国絵図」11通……元禄10年江戸において写 「大坂御陣万留書写」22冊ほか35冊1袋……御金蔵より写 「江戸石垣御普請万留書写」40冊2袋……御金蔵より写	2部 2部 2部 8部 7仁部 7義部 7義部	県庁：月印 佐竹：月・星印 佐竹：星印 県庁：無之部 佐竹：2番
御文書并 諸士文書分	47点	「御文書」1冊 「城下諸士文書」15冊・家蔵文書26冊など	2部 3部下	佐竹：星印 県庁：舊藩引送
書本分	365点	「足利治乱記」「小田原記」「足利季世記」など……林信篤所蔵本を写 「岡崎物語」「徳川記」「駿府政事録」など……文庫より出 「中古日本治乱記」92冊……元禄10年江戸書本屋に求む 「参河後風土記」46冊……江戸において求む	4部 4部 16・17部 14部	県庁：舊書籍 県庁：舊書籍 県庁：舊書籍 県庁：舊書籍
印本	535点	「日本書紀」「続日本紀」「日本後記」など 「続日本後記」「文徳実録」「三代実録」「神皇正統記」など 「東鑑」52冊 「拾芥鈔」「日本王代一覧」「花押載」など 「続太平記」「大系図」 「参考太平記」41冊 「前太平記」「後太平記」 「北條五代記」「歴代備考」	18部 19部 20部 21部 22部 23部 24部	県庁：舊書籍 県庁：舊書籍 県庁：舊書籍 県庁：舊書籍 県庁：舊書籍 県庁：舊書籍 県庁：舊書籍
引証本 不入分	37点	「魔积記」「越後根元記」など……御文庫より出 「祖音覚書」「城主更替記」など……御文庫より出 「御当家令條」「御作法諸色集目録」	4部 5部 5部	県庁：舊書籍 県庁：舊書籍 県庁：舊藩引送
年々御用 之留書	48点 外4袋	「被仰渡控」（御旗本・在々）（元禄9～宝永4） 「諸士知行御黒印写」（御旗本・在々）各7冊 「大坂御合戦功名戦死従家々書出」1袋 「裁判請文」1袋	9部 新9部 7義部 7智部	佐竹：19番 佐竹：2番 佐竹：挟秋18号
仁ノ字	227点 外1箱	佐竹義宣宛・佐竹義隆宛古書89通1袋……家臣献上分 「野州大田和御陣場図」「佐野修理大夫宗綱記」「義宣公并東義久感状写」 偽作系図11通・同証文1通 「赤須一家口上書」18通1袋 「浅利高屋争論書付」17通1袋	1部 7義部 7仁部 7智部 7智部	佐竹：挟春1号・星印 佐竹：挟夏15号 佐竹：挟秋17号
義ノ字	120点 外1袋	「天英公御書」28通……向右近所蔵 家臣系図類……相違の系図・偽作などの注釈あり 「四家并佐竹御家来系図」……佐藤忠左衛門所蔵 「常州覚書」「天英公御時世覚書」など……佐藤忠左衛門所蔵	7仁部 7義部	
礼ノ字	386点	「不正系図」30点1袋 「古書」30通1袋……小場源左衛門所蔵 「岩屋一家争論書付」35点1袋 「赤坂忠兵衛同権右衛門争論書付」35通1袋 「宝鏡院由緒書」「男鹿島光飯寺書付」「寺内古四王縁起」など	7仁部 7義部 7智部 7智部 7仁部	佐竹：挟秋20号 佐竹：挟夏15号
智ノ字	264点 外2袋 1包	「石井一家口上書証文」57通 「結城白河系図」「白河覚書」「白河家来書状」 「宇都宮広綱ヨリ甲州大善寺江之書写」「今宮彈正義僚ヨリ全法二遺書」	7智部 7仁部 7礼部	佐竹：挟秋21号 佐竹：挟夏10号 佐竹：挟秋16号
御掛視之分	297点	東照神君・台徳院・大猷院御内書……佐竹義重宛 豊臣秀吉（秀頼か）公内書・上杉謙信計策書・武田信玄書など 義宣公御誕生并御烏帽子著書付」「天英公并正洞院殿覚書」など 「南禅寺東禅院由来」「長光御刀由緒」「扇御紋由緒書」など 北・東・南氏系図・証文・由緒書22通 小場・石塚・大山・戸村・小野岡・古内氏ほか系図・証文・由緒187通	6部上 6部上 6部中 6部下 28部 28部	
雑書之分	186点 外1袋	「佐竹北條御対陣多賀谷一手備之図」「多賀谷重経書写」ほか1袋 「黒澤多左衛門元重聞書」「正洞院燈外覚書」ほか26冊1袋 「御伝記引証本」12冊1袋「義宣公御伝記引証本」12冊1袋……光得考 「山入始末」「義元始末」ほか7冊1袋……岡本又太郎元朝自筆書付	7義部 8部 7仁部	佐竹：挟夏13号 佐竹：星印
(無記)	148点 外10包 1結 11袋	「宗見公御髪置入目」「式部少輔義宣君御目見入目」ほか御書付1袋 「天山公御代江戸御証人御書付」8通1袋 「天山公御遊去覚書」「天山公御葬礼行列」など 「岩城領地地目録」「常州真壁郡麦田地帳」ほか6冊	7礼部 7仁部 7仁部 30部	
外	28点 外3筆筒 1小箱	「常州并奥州知行目録」「奥州常州郷村帳」など 「御旗本在々諸士系図」25冊 「家々ヨリ書出」……2筆筒に入	8部 3部下 29部	
目録	39点	日記32冊目録（寛文12～天和3）……御右筆部屋より出 日記7冊目録（天和4～元禄3）……中村又左衛門写の公儀日記を重写		

府所蔵本を借写した「鎌倉大草子」「鎌倉年中行事」「鎌倉大日記」が含まれる。また「雄勝郡横堀郷民戸部一閑アツム」と記された元禄十一年献上の「永慶記」二〇冊も含まれている。

「印本」には、「日本書紀」「東鑑」など五三三五点が含まれる。

「引証本不入分」には、御文庫より見出された「日本六十余州国割帳」「魔釈記」や、岡本元朝所蔵の「射法書」、大島小介が江戸から持参して献上した「御法度條目」などが含まれる。

「年々御用之留書」には、御文書所の発給文書をまとめた「被仰渡控」や、藩士の知行黒印写などがみられる。また「大坂御合戦功名戦死従家々書出」一袋や「裁判請文」一袋も含まれる。

「仁ノ字」「義ノ字」「礼ノ字」「智ノ字」の四分類には、家臣系図・由緒書類が多くみられる。系図類には「不正系図」「非本書証文」と称されたり、「相違ノ系図」「偽作」などと記載されるものが多い。また由緒書類には「浅利高屋争論書付」「岩屋一家争論書付」など、嫡庶や分流に関する争論が生じた際の提出文書が多い。御文書所による吟味が必要とされた系図・由緒書類といえる。

「御掛硯之分」には、徳川家康・徳川秀忠・徳川家光から佐竹義重・佐竹義宣に宛てた書状、武田信玄・上杉謙信書状などがみられる。また佐竹一門や引渡格家臣の系図・由緒書類も多く含まれる。

「雑書之分」には、「佐竹北條御対陣多賀谷一手備之図」をはじめとする多賀谷氏関連資料一袋のほか、「黒澤多左衛門元重開書」「羽生氏覚書」「荻津氏覚書」など家臣所蔵の覚書類、小貫村・種

村・横堀などの郷民所蔵資料がみられる。また、「光得考」と記された「御伝記引証本」や佐竹系図、「岡本又太郎元朝自筆書付」と記された「山入始末」「義俊始末」などが含まれる。

分類名称がみられない次の項目は「(無記)」とする。ここには、「天山公御代江戸証人書付」「酒出真崎小瀬宇留野小田野今宮前小屋右七人幕紋訴状」などの書付類、「武家諸法度」をはじめとする公儀御条目がみられる。また「文禄五年御蔵納帳」「石城領検地目録」「常州真壁郡麦田検地帳」など、京都の山下惣左衛門から大島小助に届けられた写本も含まれる。

さらに「外」と記されたのち、「常州并奥州知行目録」「奥州常州郷村帳」や「御旗本在々諸士系図」二五冊、「二筆筒二入」と記された「家々ヨリ書出」などが記載されている。

そして最後には、御右筆部屋から見出された「自寛文十二年壬子至天和三年癸亥凡十二年日記三十二冊目録」と、中村又左衛門が写した公儀日記を重ねて写したとされる「天和四年甲子ヨリ元禄三年二至テ日記七冊目録」が記載されている。

以上が「宝永目録」の概要である。

次に「御蔵書目録」乾・坤<sup>8)</sup>(以下「天保目録」と略称)を取り上げる。二冊目にあたる「坤」の末尾の記載により、この目録は、天保三年(一八三二)六月に岩堀宗六ほか五名の調査により作成されたことがわかる。元禄・宝永期の修史編纂事業後、享保十年(一七二五)に御文書所は本丸へ移され御記録方と改められ、その役所は

御記録所と称される<sup>5)</sup>。そして岩堀宗六は、この当時御記録方御右筆筆頭として「義和公譜」および引証本「御亀鑑」の編纂を担当していた人物である。このように「天保目録」は、御記録方による管理資料をまとめた目録といえる。また目録のなかには、嘉永七年・安政五年・文久三年などの記載もあり、天保三年以降も継続して資料管理に利用されたと考えられる。

この「天保目録」の記載をまとめたのが表2である。掲載された資料点数はおよそ五七〇〇点となる。それでは先の「宝永目録」と照らし合わせながら、天保当時の管理状況を確認していきたい。

「一部」には、当時完成していた八代藩主佐竹義敦までの歴代家譜とその引証本のほか、家臣献上古書類がみられる。「寛政以来被召上古書」などもあり、家譜を含め宝永以降の編纂資料や収集資料が多く含まれているといえる。

「二部」には、宝永「舊本写分」の佐竹系図類や、宝永「舊本分」の諸系図・旧記、宝永「御文書并諸士文書分」の「御文書」一冊などが引き継がれている。また天保期以降の御系図書上関係資料なども含まれる。

「三部」は上下に分かれ、上には家譜引証本と家譜草稿のみ、下には宝永「御文書并諸士文書分」の家蔵文書類や宝永「外」の「御旗本在々諸士系図」などが引き継がれている。

「四部」「五部」には、宝永「書本分」「引証本不入」の書籍が多く引き継がれている。

「六部」は上中下に分かれるが、宝永「御掛硯之分」の古書類が引き継がれ、下には文政期などの収集分が含まれる。

「七部」は仁・義・礼・智・信の五部に分かれている。「宝永目録」でも仁ノ字・義ノ字・礼ノ字・智ノ字の区分があつたが、双方の資料名を比較する限り、例えば同じ漢字を用いている天保「七部仁」と宝永「仁ノ字」の内容は一致せず、それぞれ異なる資料が含まれている。両者は異なる基準によつて資料整理されたことがうかがえる。例えば天保「七之内智部」には、宝永「仁ノ字」の「赤須一家口上書」、宝永「礼ノ字」の「岩谷一家争論書付」、宝永「智ノ字」の「石井一家口上書証文」、さらには「年々御用之留書」の「裁判請文」など家臣の嫡庶・分流争論関係資料が一つにまとめられた特徴をうかがうことができる。また「七之内信部」には、宝暦・寛政・文化期など宝永期以降の資料が多く含まれている。

「九部」には、宝永「年々御用之留書」の被仰渡控のほか、「文化四年箱館御加勢万留書」一一冊や文政期の「御国目附御記録」「江戸御国目附御記録」などが含まれる。また「新九部」もあり、宝永「舊本写分」の江戸普請留書類や、宝永「年々御用之留書」の「御旗本諸士御黒印」などが引き継がれている。

「十部」から「十二部」には、家臣日記がまとめられている。同じように「三十五部」から「三十八部」、「四十部」にも家臣日記がまとめられているが、これらは文化・文政期に編纂された「国典類抄」に引用されていることが確認できる。また「四十二部」には、これ

表2 天保目録概要

分類	点数	主な資料	明治分類	宝永分類
一部	252点	御家譜23冊・御家譜引証本24冊 家臣献上古書類 「寛政以来被召上古書」42通	佐竹：3番	
二部	160点 外 5包 3袋	「佐竹系図」など・正宗寺蔵本佐竹系図・水戸府所蔵佐竹系図 「長倉追討記」「玉里旧文」「源成集」「大和田近江重清日記」など 「元和中之御番帳」「寛永中之御番帳」 御系図御書上など（寛政2・寛政11・弘化4・嘉永2・安政5） 「天徳寺御堂屋御代々様御尊牌御列位相直候留書」（弘化4・嘉永3）	佐竹：月印 佐竹：星印 佐竹：挾春2号	舊本写分 舊本分
三部 上	28点	「家譜引証本」円明公7冊・通齊公7冊・恭温公6冊 「御家譜草稿」8冊	佐竹：4番 佐竹：3番	
三部 下	96点	「家蔵文書」26冊・「城下諸士文書」13冊など 「御旗本在々諸士系図」25冊 「御旗本并御家中小旗帳」「幕紋帳」「土屋氏文書写」など	県庁：舊藩引送 県庁：舊藩引送	諸士文書分 外
四部	94点	「芦名四代記」「足利治乱記」「常陸国誌」「徳川記」「岡崎物語」など 「関東合戦記」「勢州兵乱記」「本朝通鑑拔萃」 「魔積記」「越後根元記」「輝虎水鑑記」	県庁：舊書籍 県庁：舊藩引送 県庁：舊書籍	書本分 書本分 引証本不入
五部	59点	「会津四家合考」8冊・「家忠日記」24冊・「小田原記」5冊 「城主更替記」「御当家令條」	県庁：舊書籍 県庁：舊書籍	書本分 引証本不入
六部 上	59点	東照神君・台徳院・大猷院御内書 …… 佐竹義重宛 豊臣秀頼公御内書・上杉謙信斗策書・武田信玄書など		御掛硯之分 御掛硯之分
六部 中	21点	義宣公御誕生并御烏帽子著書付「天英公并正洞院殿覚書」など		御掛硯之分
六部 下	23点 外 2包	「南禅寺東禅院由来」「長光御刀由緒」「扇御紋由緒書」など 「円宗院様御書写」 …… 文化7年御文庫より発見		御掛硯之分
七之内 仁部	239点 外 2包 5袋	「山入始末」「山入始末考」「義元始末」「義元始末考」ほか7冊1袋 「秋田城記」「新羅略記」「中院家所蔵佐竹系」など 「宝鏡院由緒書」「男鹿島光飯寺書付」「寺内古四王縁起」など 「白川覚書」「白川家来書状」 「天山公御逝去覚書」「天山公御葬礼行列」ほか1袋 「東国絵図」10枚 御旗仕立記録（元禄10・正徳4）	佐竹：星印 佐竹：挾夏10号 県庁：絵図 佐竹：14番	雑書之分 仁ノ字 礼ノ字 智ノ字 無記 舊本写分
七之内 義部	298点 外 1袋	「佐竹北條御対陣多賀谷一手備之図」「多賀谷重経書写」ほか1袋 「寛永五年今宿村肝煎豊後願書」「社務光明院代々抜書」ほか1袋 佐藤忠左衛門所蔵13冊 「古書」29通1袋 …… 小場源左衛門所蔵 「大坂御陣目録」22本・「越後御普請目録」11本ほか1袋 「大坂御合戦功名戦死従家々書出」1袋	佐竹：挾夏13号 佐竹：挾秋16号 佐竹：2番 佐竹：2番	雑書之分 仁ノ字 義ノ字 礼ノ字 舊本写分 年々御用
七之内 礼部	361点 外 3包	「江戸表留守居御容鉢書」115通 「宇都宮広保より甲州大善寺江之書写」ほか1袋 「酒出・真崎・宇留野・小田野・小瀬・今宮・前小屋右七人幕紋訴状」 「康広記録写」3冊 …… 真崎・竹内・須田献 「随兵日記」「犬追物聞書」「弓法秘抄」ほか1袋 「御文書并御書物目録」2冊 …… 中村光得自筆目録	佐竹：挾秋16号 佐竹：挾夏14号 佐竹：星印	智ノ字 無記 義ノ字
七之内 智部	374点 外 3袋	「岩谷一家争論書付」22通5巻8冊 「元禄年中裁判証文請文」1袋・「文化年中裁判請文」1袋 「赤須一家口上書」17通1袋 「桜田系図并争論書付」33通1袋 「石井一家口上書証文」58通1袋 「浅利高屋争論書付」18通1袋	佐竹：挾秋20号 佐竹：挾秋18号 佐竹：挾夏15号 佐竹：挾秋17号 佐竹：挾秋21号 佐竹：挾秋17号	礼ノ字 年々御用 仁ノ字 雑書之分 智ノ字 仁ノ字
七之内 信部	331点 外 5結 17袋	「四家并佐竹御家来之系図」 「明和元年土屋氏裁判之砌指出候系図并訴状」ほか1袋 「今宮大学先祖組下給人書付」「今宮大学幕之紋」ほか1袋 「友千代様御誕生より御七夜御祝儀迄書留」 …… 文久3年に41部へ移 系譜差上記録取纏（天保5・安政7）	佐竹：月印 佐竹：挾夏12号 佐竹：挾夏14号	義ノ字
八部	109点	「芦名系図写」「小野崎系図」「結城系図」など 「石川勘左衛門一久蔵本旧記写」「足利義氏鶴岡八幡社参日記写」など 「常州并奥州知行目録」「奥州常州郷村帳」など	佐竹：星印	舊本写分 雑書之分 外
九部	173点	「嫡庶并証文争論之面々証文非本書所持之面々」 旗本・在々給人被仰渡控（元禄12～文化2） 「土屋寺崎裁判書」「関係裁判」「在藤裁判」「御青印控草稿」など 「御国目附御記録」6冊・「江戸御国目附御記録」8冊（文政3～4）	県庁：舊藩引送 佐竹：19番 県庁：舊藩引送	雑書之分 年々御用
新九部	109点	「寛永三年江戸御堀御普請之時方留書」9冊1袋 「寛永六年江戸石垣御普請御帳」32冊1袋 「御旗本諸士御黒印」7冊（元禄16）		舊本写分 舊本写分 年々御用

分類	点数	主な資料	明治分類	宝永分類
十部	25点	「政景日記」25冊		舊本分
十一部	81点	「忠宴日記」81冊（寛文6～元禄2）		
十二部	87点	「忠宴日記」21冊（元禄3～8）・「忠国日記」1冊・「忠昭日記」5冊 「真崎宣昌日記写」4冊・「真崎隆紀日記」8冊 「鷺尾権右衛門日記」7冊・「鷺尾権右衛門覚書」3冊 「多賀谷隆家日記」11冊・「八嶋日記」10冊		
十三部	79点	「改選諸家系譜」69冊・「和論語」10冊	県庁：舊書籍	
十四部	46点	「参河後風土記」46冊	県庁：舊書籍	書本分
十五部	35点	「本朝通鑑」35冊	県庁：舊書籍	
十六七部	92点	「中古日本治乱記」92冊	県庁：舊書籍	書本分
十八部	63点	「日本書記」「続日本記」「日本後記」「国名風土記」 「新撰姓氏録」6冊	県庁：舊書籍	印本 印本
十九部	66点	「続日本後記」「釈日本記」「文徳実録」「三代実録」「神皇正統記」	県庁：舊書籍	印本
二十部	45点	「東鑑」25冊 「藩幹譜」20冊	県庁：舊書籍	印本
二十一部	51点	「日本王代一覽」「拾芥抄」「花押藪」 「將軍家譜」「鎌倉誌」 「職原抄」	県庁：舊書籍	印本 印本
二十二部	50点	「大系図」30冊・「続太平記」20冊	県庁：舊書籍	印本
二十三部	41点	「参考太平記」41冊	県庁：舊書籍	印本
二十四部	84点	「前太平記」41冊・「後太平記」43冊		印本
二十五部	52点	「北條五代記」「歴代備考」 「奥羽永慶軍記」「薩琉軍記」	県庁：舊書籍	印本
二十六部	66点	「御家譜草稿」12冊 …… 当時3部2納、合冊8本二成 「佐竹書礼写」「支流之面々証文草稿」など 「御歳書出所」 …… 嘉永甲寅秋2部2移納 「箭田野箱より出候分」39冊 …… 内9冊41二移	佐竹：1番	
二十七部	791点	修理大夫様江御奉書4結（162通）・右京大夫様江御奉書4結（303通）・ 右京大夫様御書6結（296通）・大膳大夫様江御奉書1結（4通）など		
廿八部	253点 外 6包 1結 10袋	「系図証文并御知行御墨印差出節其頭々より差出目録帳面」 真崎・小野岡・小瀬・高久・戸村・天神林・高垣・古内系図 酒出・小田野・東・南・大沢・宇留野・上平・今宮・大山・石塚・北系図 「源通院様御病中より御逝去まで御用留書入」1袋		年々御用 御掛硯之分 御掛硯之分
廿九部	不明 1結	「家々より書出分」 …… 諸士系図目録名寄江不引合分共二入 「陪臣書出」1結	県庁：舊藩引送 県庁：舊藩引送	外
三十部	6点	「岩城領檢地目録」「常州真壁郡麦田檢地帳」ほか6冊		無記
三十一部	67点	「主図合録記」10冊・「諸家知譜拙記」5冊・「盛長私記」52冊	県庁：舊書籍	
三十二部	80点	「大日本史全部」80冊	県庁：舊書籍	
三十三部	27点	「家老連署控」27冊		
三十四部	30点	「御日記書抜」30冊	県庁：舊藩引送	
三十五部	51点	「須藤茂孟日記」51冊（宝暦2～天明2）		
三十六部	85点	「藤井俊徳日記」85冊（明和6～文化5）		
三十七部	14点	「後藤祐道日記」14冊（慶安4～寛文3）		
三十八部	65点	「後藤祐寿日記」「後藤祐元日記」「後藤祐良日記」 「後藤祐理日記」「後藤祐寿能代御用日記」「後藤庄五郎手控写」		
三十九部	37点	「御国目附御下国御用留書」37冊	佐竹：18番	
四十部	88点	「大塚資清日記并留書共」56冊・「大塚資益日記并留書」32冊		
四十一部	87点	「義和公御元服御式」「義和公御袴着御式」 「義厚公御袴着御記録」「義厚公御元服御記録」 「義睦公御縁組御記録」 「節姫様御登御記録」「利瑛姫様御縁組御記録」 「友千代様御誕生より御七夜御祝儀迄書留」 …… 7信より移	佐竹：29番 佐竹：29番 佐竹：26番 佐竹：30番	
四十二部	59点	「石井忠運日記」19冊（宝暦7～安永4） 「梅津政景日記抄」「多賀谷隆家日記抄」ほか諸日記書抜	県庁：舊藩引送 県庁：舊藩引送	
四十三部	85点 外 1包 3結 1袋	「光榮院様御葬礼御記録」「宝明院様御葬礼御行列」 「徳雲院様御本葬之節御葬場之図」「徳雲院様御逝去御日記」 「天祥院様御葬礼御記録」「天祥院様御本葬御葬場之図」 「宏徳院様御逝去御記録」「宏徳院様從御病中以來御記録」	佐竹：32番 佐竹：31番 佐竹：31番 佐竹：31番	
四十四部	66点	「御用所經」66冊		
四十五部	46点	「羽陰史略」4冊・「大山不老覚書」3冊 「別号録」20冊 …… 天樹院様御編選、先年御記録所江被渡置候 「知譜拙記」「合類節用」 …… 天保4年田所平八郎江戸より持参	県庁：舊藩引送 県庁：舊書籍	

らの家臣日記抜書がまとめられている。

「十三部」から「二十五部」には、蔵書類がまとめられている。宝永「書本分」の「参河後風土記」が十四部へ、同じく「中古日本治乱記」が十六・十七部へ引き継がれ、宝永「印本」のほとんどが十八部から二十五部までに引き継がれている。

「廿八部」には、宝永「年々御用之留書」の「系図証文并御知行御墨印差出節其頭々より差出目録帳面」や、宝永「(無記)」の「御旗本在々知行御判紙写書出」などが引き継がれている。また「御掛硯之分」の佐竹一門や引渡格家臣の系図・由緒書類もまとめて引き継がれている。

「廿九部」には、宝永「外」の「家々より書出分」が引き継がれ、「陪臣書出」一結が加えられている。

「三十部」には、宝永「(無記)」の「文禄五年御蔵納帳」「石城領検地目録」「常州真壁郡麦田検地帳」など六冊のみ引き継がれて、「常州御在城御帳面写、山下惣左衛門献」と記されている。

「三十九部」には、「御国御目附御下国御用留書」三七冊のみ含まれる。

「四十一部」には、歴代藩主やその子女の誕生・成人儀礼・婚礼・入部などの記録、また「四十三部」には、同じく葬礼記録がまとめられている。天保期以降の記録も追加されている。

以上が「天保目録」の概要である。

それでは、あらためて「佐竹文庫」の個々資料に書き込まれた朱

書について検討したい。朱書は「二」「九」「四十一」などの漢数字と、「七義」「七礼」「智」など「仁・義・礼・智・信」の漢字が含まれたのがみられる。この漢字と漢数字は、「天保目録」で確認できる御記録方の資料管理において用いられたものとして一致することから、当時の御記録方により記された可能性が高い。

さらに具体的にいくつかの資料をとりあげてみたい。

「石井右源太他連署状」<sup>⑩</sup>ほか書状五通の包紙には「此三通五段たんす智の引出石井一家争論書付一袋之内より出入、追而可復」の記載がみられる。この記載から、資料の保管場所は五段筆筒であり、また「智」は五段筆筒の引出に付された漢字であることがうかがえる。「天保目録」では石井一家口上書証文は「七之内智部」に含まれ、また「佐竹文庫」内の石井氏系図・由緒書類の多くは実際に包紙や本紙端部分に「智」と朱書されている。

また岡本又太郎から中村又左衛門に宛てた「岡本元朝書状」<sup>⑪</sup>の包紙には「元朝殿自筆之書、五段信ノ部ヨリ一へ移入、文政六年未正月」とある。岡本元朝は元禄・宝永期の修史編纂事業の担当者であり、正徳二年(一七一二)に死去している。したがって包紙に記載された文政六年(一八二三)とは、資料自体の和暦ではない。この記載から、元朝書状ははじめ五段筆筒の「信ノ部」に保管されていたが、途中で「一」に変更されたことがわかる。そして文政六年正月は、この書状の保管場所が変更された時期であると推測できる。実際の「岡本元朝書状」の包紙には「信」の記載はなく「一」の朱

書のみ確認でき、また「天保目録」では「一部」に「岡本元朝より中村又左衛門江遣書状」を確認できる。これにより「天保目録」にみられる資料管理については、「岡本元朝書状」の保管場所が変更された文政六年以降と考えることができ、個々資料への漢数字・漢字の記入作業も同様の可能性が高い。若干の推測を重ねると、文政三年に「国典類抄」後編が完成し、同五年には編纂担当の山方泰純が御記録方頭取に就任していることから、「天保目録」にまとめられた御記録方の資料管理状況は、「国典類抄」編纂事業の終了をうけて実施された資料整理を反映したものである可能性も考えられる。この点の検討については、今後の課題としたい。

また「佐竹義林書状」<sup>12</sup>二通の包紙には、「乾徳院様御書三通、嘉永五年子十月平沢藏人献之、内式通之分八貞享二年ニシテ公御拾五歳之時ニ当れり、御ケ条之内忠宴日記ニ引合う、同壺通引合せヘキ御ケ条ナシ、何年ナルコト詳ナラス」の記載をみる事ができる。

この記載から、御記録方では嘉永五年（一八五二）に新たに家臣から献上された資料に対し、ここでは「忠宴日記」を参照として、資料の年代特定をしていることがわかる。このような吟味を経たのち、保管場所が確定されたと考えられる。この資料は「天保目録」では六部下に「平澤藏人献之」と記された「乾徳院様御書」三通として確認でき、また実際に「佐竹義林書状」にも「六下」の朱書をみる事ができる。「天保目録」にみられる御記録方の資料管理が、嘉永期の段階でも継続していたといえる。

以上の検討により、「佐竹文庫」の個々資料にみられる漢数字や漢字の記載は秋田藩御記録方の資料管理の痕跡であり、また「佐竹文庫」の構成資料には、元禄期の御文書所設置以来幕末にいたるまで御記録方が管理してきた資料が含まれることを確認できた。

## 二 御文庫の資料管理

「佐竹文庫」には、表紙や包紙上に縦三、五cm×横二cm程度のラベルが添付されている資料がみられる。このラベルには「藩制」「建白」などの分類が記され、その下に「藩制一」「建白四」のように漢数字が続けられている。本章では、このラベル（以下、幕末ラベルと称する）が添付された資料について検討したい。

この幕末ラベルの記載をまとめたのが表3である。「分類」項目は「幕事」から「雑」まであわせて二〇分類となる。「番号」項目はラベル上で分類に引き続き記された数字の範囲である。ただし「佐竹文庫」上では欠番となる資料も多く、確認できる最小の数字と最大の数字を記載した。「年代」項目は、年代の判明する資料の範囲を記載した。

幕末ラベル資料全体の特徴として、まずは資料年代が嘉永七年（一八五四、のち安政に改元）から明治八年（一八七五）の約二〇年に集中していることが挙げられる。嘉永七年正月には、当時の一代理藩主佐竹義睦が、將軍謁見前の自身の代役として佐竹左近將監

表3 幕末ラベル一覧

分類	番号	年代	主な資料
幕事	1~43	安政4 ~慶応4	安政4：相統御礼之図 安政5：公方様御奉送二付櫓相図方ほか、將軍宣下御大札之手留 安政6：老中より申渡書（本丸炎上二付材木献上） 慶応4：品川沖碇泊脱艦につき徳川より届書
幕令	1~28	嘉永7 ~慶応3	安政6：蝦夷地領分達書（蝦夷人・漁事・漁場） 万延1：大目付通達書（年号改元） 文久3：大目付被仰渡（京都警衛） 慶応3：老中より被仰渡書（蝦夷地開墾）
建白	1~28	安政4 ~明治2	安政4：御趣意書取覚・山内豊信書状（ハリス登城） 慶応3：徳川慶喜建白書写（兵庫開港） 明治2：勅答写（新政職制）
申牒	1~25	嘉永7 ~明治2	嘉永7：佐竹義堯伺書（異国船之儀二付御出張御伺書） 万延1：佐竹右京大夫願書（御屋敷御相對替） 慶応1：佐竹義堯願書・大目付達書（京都警衛免除）
稟牒	1~2	元治元、 慶応3	元治1：佐竹義堯伺書（京都御用内慮） 慶応3：佐竹義堯届書（国元帰国）
王事	1~60	文久2 ~明治4	文久3：大目付通達（京都警衛）、伝奏達書（長藩七卿追放）、加茂社行幸 慶応4：五榜の掲示、太政官布告写（廃藩置県）
詔勅	2~14・ 47	文久元 ~明治4	文久2：勅書写・勅使持参御書付写（攘夷）、勅諭書写（公武合体） 明治4：詔書写（廃藩置県）
官命	1~46	文久2 ~明治8	文久2：禁関守衛選出之達 慶応4：行政官通達（羽前羽後触頭）、行政官沙汰書（奥羽民政取締） 明治2：太政官達書（戦功により2万石下賜）
官令	17・25 (不明2)	明治元~4	明治2：行政官布告書（版籍奉還）
軍事	3~16	慶応4 ~明治2	慶応4：軍将并諸隊長宛直書草稿（6通）、御軍令条々（軍防総督嘉彰）、 鎮守府弁事達写（脱走・屯集敵科）、奥羽鎮撫総督府達書 明治2：戦死並傷之者御届
軍令	2~30	慶応4	慶応4：朝廷御沙汰書・奥羽鎮撫総督府達書・同副総督達書（庄内征討） 総督府御沙汰書（南部美濃一件）
叙任	1~7	元治元 ~明治4	元治1：少将御任官御書付写 明治2：佐竹中将叙任口宣案（佐竹義堯） 明治4：太政官通達（秋田藩知事免）
藩事	1~15	安政6 ~明治5	安政6：異国船男鹿門前村沖滞帆届書・異人持参書付写 明治2：酒田民政局通達（羽後国郷村高帳受取） 明治5：拝借地低価御私地代上納帳
藩制	1~32	~明治3	寛政以来学政之義御條目并被仰渡（寛政5~天保7） 慶応1：海岸住居新家帰住之演説覚、佐竹義堯御直筆草稿（西洋砲術改革） 明治3：秋田藩政体
財用	2~26	安政4 ~明治4	安政4：御納戸御備高銀穀沓紙 慶応1：蝦夷地御領分運上金、秋府御膳番御預金控 明治4：秋田藩知事佐竹義堯願書（賞典米）
御手控	1~98・ 106・112	嘉永7 ~明治3	嘉永7：憲諒公幕府謁見前御手控 慶応1：少将御昇進御祝儀之御手控 慶応2：東家江立寄候節之御手控・絵図、佐竹山城家来書上 明治1：従天朝御頂戴物御祝儀之御手控
礼式	2~4		佐竹義堯御印並御花押 於天徳寺御法事之節御焼香并書院御相伴之図 御先代様御元服覚
訪問	1~13	安政4 ~文久3	安政5：將軍宣下二付二条家並高倉御仕向之覚 文久3：惣御館入順筆并被下物調、尊寿院並御家来江御賜物書付
書簡	1~41		松平容敬書状、那須資礼書状、佐竹義純書状、伊達宗城書状、 松平土佐守書状、沢為量書状、佐竹義堯書状草稿ほか
雑	1~111	~明治8	嘉永7：憲諒院様より被仰遣候御加談手控 安政4：東家一件留書、佐藤源右衛門一条（~安政5） 慶応2：宇都宮鶴山江被仰渡書（家老職加談） 明治4：賈金一件取纏

の登城を幕府に願い出て許可されている。また三月には同人に加談役を仰せ渡している。この左近将監とはのち一二代藩主となる佐竹義堯（当時は義核）である。また明治八年の資料五点を除くと、明治四年までの資料となる。佐竹義堯は明治五年に一度家督を譲り隠居している。つまり、この幕末ラベル資料はおおむね佐竹義堯の活躍期と重なっているといえる。またラベルを貼付した資料整理の時期は、明治八年以降と考えられる。

二つめの特徴として、これらの資料には、前章でみた御記録方の資料整理の痕跡は全くみられず、御記録方管理資料とは全く重複していないことを挙げることができる。

また三つめの特徴として、幕末ラベル資料の包紙や端裏部分には、佐竹義堯自身が記載した資料整理の痕跡が多くみられることが挙げられる。義堯の筆跡は非常に特徴的であり、その筆跡から義堯の記載であることの判断も可能ではあるが、実際の記載内容からも確認してみることとする。

「憲諒院様より被仰遣候御加談手控<sup>13</sup>」の包紙には、「嘉永七寅三月廿日源右衛門御使者二而、憲諒院様より自分江被仰遣候御加談手控」と記されている。「自分」と記したのは加談役を言い渡された義堯本人と考えられる。また「憲諒院」と佐竹義睦の院号がみられることから、包紙記載は少なくとも義睦死去が死去した安政四年（一八五七）以降と推測される。

幕府に対する「佐竹義堯届書<sup>14</sup>」二通の包紙には、「慶応三卯歳十

一月廿一日急段江戸引払帰国二付届指上候控、同廿三日自分・次郎発足候、残共は同廿七日発興」と記される。また「相馬家御旧例次第二付伺書<sup>15</sup>」の包紙には「安政四巳歳十月実家より年始別火之義掛合申来候覚并御役人共御在々指出候覚此方より之附札共」とあり、伺書を送った中村藩相馬家を「実家」と書き表している。

以上の特徴から、これらの資料は佐竹義堯自身が整理および管理した資料である可能性が高い。

このように藩主自身が管理した特徴を持つ資料として、秋田藩では「御文庫」の存在を指摘することができる。御文庫の実態についてはこれまで明らかにされていないが、「宝永目録」に「佐竹故系図」などが御文庫から見出された記載があることは、すでに見たとおりである。元禄九年（一六九六）段階で御文庫の存在が確認できる。また御文庫については、次のような資料が「佐竹文庫」に含まれている。

#### 覚

宏徳院様御在世中、同役共より覚書數十通を以奉 言上候、右覚書者 御手自御文庫江被遊御仕舞、尚御鍵等までも御同様被遊御仕舞、殊二折々被遊御覧候節者御側回り之目二触れ不申候様二被遊 御心付候旨、蔭々奉拝聴不省之私とも重畳難有仕合奉存候、然る処 宏徳院様御逝去後、御用人・御膳番・御納戸役申合、御家老江御伺之上右御文庫并御鍵共御納戸御土蔵江被仕舞置、其節御用人・御膳番之封印仕候得共、全ク両役とも立

会封印候儀二も無之、御納戸入御茶道達之者江申付封印為相任指置、其後主立吟味仕候者無之趣此節二至り粗及承申候、愈左二様御坐候得者乍恐御手輕之御取扱と奉存候、且右御藏者御側筋之面々時々往来致候御場処之由二相聞得候得者、有間敷儀二御坐候得共多人數之内不処存之者無之共難申、万々一も御文庫之内如何之儀有之候而者、大切之御機密露頭仕候而者不輕御儀二奉存候、恐至極二奉存候得共被遊 御直政候迄右御文庫御鍵共御前江被遊御預候御儀二御坐候得者、上之御安堵於私共も重疊難有仕合奉存候、右之通被成置御差障等被為有候御儀二御坐候者々別段御賢慮を以宜敷 御取扱被成下度奉願上候、依而言上仕候、以上

四月廿一日

御目附

この「目付言上書」(以下「言上書」と略称)は、「高橋政孝他連署状」<sup>17</sup>とともに江戸詰御目付高橋久太政孝ほか五名より、国元秋田の御目付半田佐左衛門に送られた資料である。連署状に中山助五郎の一件に言及した部分があり、「宇都宮孟綱日記」の記載と照らし合わせると、この「言上書」は嘉永元年(一八四八)四月の資料と考えられる。

「言上書」にみえる宏徳院とは一〇代藩主佐竹義厚であるが、藩主在任時の義厚は家臣からの覚書などを「御手自御文庫江被遊御仕舞」、また鍵なども同様に管理したことがうかがえる。ところが義厚死去後、御文庫と鍵は御用人と御膳番によるおざなりな封印作業

のうえ、側方役人が頻繁に出入りする御納戸御土蔵へ納められたとされる。またその後も「主立吟味仕候者無之趣」であり、これを「万々一も御文庫之内如何之儀有之候而者、大切之御機密露頭仕候而者不輕御儀二奉存候」と危惧した御目付は、「被遊 御直政候迄右御文庫御鍵共 御前江被遊御預候御儀二御坐候得者、上之御安堵於私共も重疊難有仕合奉存候」と、当時一〇歳の一二代藩主佐竹睦に対して御文庫と鍵の管理を願い出たのである。

「言上書」の内容は以上であり、わずかな手がかりにとどまるが、佐竹義厚が直接御文庫の資料管理に携わっていた様子をうかがうことができる。御文庫の管理資料については、「言上書」からは御目付による覚書が含まれている程度の推測しかできず、その全体像については不明である。これについて「佐竹文庫」に含まれるいくつかの資料により補ってみたい。

まず「御能拝見之節同席席順書付」<sup>18</sup>という資料をみると、その包紙に「天保十三壬寅年十月十五日於営中有馬玄蕃頭予江渡候御能拝見之節同席々順書附」の記載を確認できる。「予江」とあることなどから、天保十三年時点の藩主である佐竹義厚自身の書き込みであると考えられる。このように、佐竹義厚が自身の手により資料管理をした痕跡が「佐竹文庫」内の資料でも確認できる。

次に元文五年(一七四〇)の「円宗院様御書写」<sup>19</sup>という資料をみると、朱書による資料末書に次のような記載を確認できる。

此御書ハ 円宗院様

円明院様御前様  
総泉寺ニテハ桃源院様

御直書ト相見得候、蓮

寿院様御諱 松平隠岐守様江御婚禮之節被進候御教訓之御書与  
照姫

相見得候、本書文化七年午三月九日御文庫御二階之内反古之内

より見出候而、何茂吟味之上御膳番町田大之進ヲ以 御前江指

上候

これは御文庫において見出された資料が、御膳番を通じて藩主に提出された事例である。この資料は「天保目録」六部下にも記載され、また実際に資料本体には「六之下」の包紙朱書がみえることから、文化七年（一八一〇）の発見後、この資料は御記録方で保管されたことが確認できる。御文庫資料が、後世の整理により御記録方管理資料に移される場合があつたことがうかがえる。

また天保五年「天樹院様新調御家譜差上候節記録」<sup>20</sup> という資料からは、九代藩主佐竹義和の「御伝記」（義和公譜）一〇冊とその引証本「御亀鑑」一一五冊が当時の藩主佐竹義厚に提出された際の様子が確認できる。これによると、三日間にわたり行われる「御伝記」の藩主拝聴の間、「御伝記」は御文庫に保管されていることがわかる。また藩主拝聴など一連の提出儀式を終えた八月十二日の記載には「御伝記ハ 御文庫新御長持江仕廻置申候」とあり、御記録方により編纂された家譜は、完成当初は御文庫に保管されたことがわかる。一方「天保目録」をみると、歴代の家譜や家譜引証本は、御記録方の管理資料に含まれている。このことから、家譜などについては当初保管された御文庫から一定期間ののち御記録方へ移管されたと考えられる。

以上、藩主自身が管理に携わる御文庫の存在、御文庫から御記録方に引き継がれる資料の存在などを確認できた。

ここであらためて幕末ラベル資料をみると、義堯自身による資料整理痕跡が多くみられることから、当時の御文庫資料である可能性が高い。ところが幕末ラベル資料のなかで「書簡」と分類された資料のなかには、明らかに義堯期以前の書状類が含まれている。「書簡十五」とラベルが貼付された、文政十二年（一八二九）の桂寿院（九代藩主佐竹義和の生母）逝去に触れた「那須資礼書状」<sup>21</sup> である。この書状は当時の藩主佐竹義厚にあてた書状であるが、「佐竹文庫」内にはこの那須書状のほかにも佐竹義尹・佐竹義純・佐竹義路などによる義厚あて書状類が多く含まれている。ところがこれらの書状包紙には、ラベルこそ貼付されていないもの、佐竹義堯による書込がみられるのである。佐竹義厚にあてた書状類は、後世佐竹義堯により整理されたといえる。

「佐竹文庫」内の資料に目を移すと、実は幕末ラベル資料以外にも佐竹義堯による整理痕跡を持つ資料はまだ存在する。また一方、佐竹義厚に関する資料が、義厚自筆日記類などを含めて数多く存在している。この背景については、先にみた義厚死去後の御文庫管理との関係が考えられる。未整理状態の御文庫と鍵の管理を託された佐竹義睦が、実際に管理に携わったかどうかは不明である。しかし安政三年（一八五六）十月に親政をはじめた義睦は、翌年七月に一九歳で死去し、佐竹義堯が藩主に就任することとなる。このなかで

義厚の御文庫が義堯に引き継がれたとすると、義堯の御文庫には義厚の御文庫が含まれ、後世にともに整理された可能性も考えられる。この点については、御文庫で管理された資料の性格や範囲などの実態を明らかにするなど、今後も引き続き検証が必要である。

以上の検討により、「佐竹文庫」の構成資料には幕末ラベル資料をはじめとする、藩主佐竹義堯自身による管理資料が含まれていることを確認できた。またその資料は御文庫に納められた資料群の可能性を指摘することができた。

### 三 明治期以降の資料管理

本章では、明治期以降の資料伝来の経緯について、当時の蔵書目録などに基づいて確認したい。

版籍奉還や廃藩置県を経て、秋田藩政資料の一部は秋田県に引き継がれ、また一部は佐竹家に引き継がれ、その他にも家臣に返却された資料が存在することなどがこれまでも指摘されている。このうち本稿で直接対象とするのは佐竹家に引き継がれた資料であるが、それ以外の資料については最初に簡単に触れてみたい。

秋田県に引き継がれた資料については、明治中期の作成と考えられる「舊書籍目録<sup>22)</sup>」を参考とすることができる。この目録は「舊書籍之部」「舊藩引送諸記之部」「舊藩引送諸記録之内絵図之部」の大きく三部に分類されているが、御記録方管理資料と比較すると、御

記録方から秋田県に引き継がれた資料の大部分は蔵書類であることが確認できる。<sup>23)</sup>「東国絵図」、「家蔵文書」、「家々ヨリ書出系図」などの引き継ぎも一部みられるが、「舊書籍目録」に掲載される領地支配などに関する大半の藩政資料は、御記録方とは異なる担当部署で管理されていた資料であると考えられる。

また家臣に返却された資料としては、例えば「政景日記」が挙げられる。「天保目録」では十部に「政景日記」二五冊の保管が確認できるが、このうち「十六下」一冊を除く二四冊は、戦後に梅津家から当時の秋田県立秋田図書館に寄贈されている。時期不明ではあるが秋田藩から梅津家に返却されたものと考えられる。「天保目録」にみられる家臣日記類の大半は、秋田県にも佐竹家にも引き継がれていないことから「政景日記」と同様に各家に返却されたと推測される。

さて、佐竹家に引き継がれた資料については「佐竹家蔵書目録<sup>24)</sup>」（以下「明治目録」と略称）を参考に確認する。この目録に掲載された「判物写」という資料には「明治十四年御差出之写」との記載があることなどから、明治十四年（一八八一）以降に作成された目録であると考えられる。

この「明治目録」の記載をまとめたのが表4である。掲載資料はおよそ三六〇点となるが、明治当時の管理状況を確認したい。

明治期の管理状況は、大きく五つに区分できる。

一つめは「日月星」印が記された六箱である。「日印」上下二箱

表4 明治目録概要

分類	点数	主な資料
日印 二箱	65点	「御歴代御家譜」(65冊)
月印 二箱	57点	佐竹氏系図類
星印 二箱	111点	「御文書」(6冊) 「源威集」 「大和田近江日記」 「玉里旧文」 「康成記録」 「政景日記」(1冊) 「山入始末」
元～智	536点	「国典類抄」(正本) 「思召書」(2冊) 「上書」(11冊) 「格式」(2冊)
挟箱 春	老号	「義宣公義久公御感状写」 「三井寺東門院ヨリ聞書」 「梅津半右衛門ヨリ栗原三左衛門二遣候書付控」
	式号	「御家臣軍旗紋章帳」 「慶長十一年横手御城大番帳写」 「元和中之御番帳」 「寛永中之御番帳」
	三号	「八幡宮縁起書類」(1袋) 「大八幡并一乘院由来之記」 「金乘院書類」 「諏訪御神幣相納候記録」
	四号	「御判物写」 「御領知目録」 「御口宣案写」 「天山公宗見公冠掛免許状写」
	五号	「御先代御自筆御書附并写」
	六号	「元禄年中日光御祭礼御行列」 「御預人本多上野介一件諸書付」 「切支旦御調書附」
	七号	「三春様ヨリ御問合書并御答書」 「千本岡田一件書」 「足利藤政書」 「御條目書」(6通)
挟箱 夏	八号	「北南石塚大山戸村小嶋多賀谷塩谷茂木洪江向梅津書出」(15通) 「在々給人勤方格式」
	九号	「藤原姓武茂家系図」 「本朝四姓系図」 「多賀谷家人佐藤氏并坂入氏系図」 「小野寺系図」
	十号	「幕名系図」 「平姓岩城略系図」 「江戸御旗本貝塚家系考控」 「白川系図」 「白川覚書」 「白川家来状」
	十一号	「小倉池見由緒口上書」 「宇留野九助由緒書」 「高寺別当高善寺元禄年中差出候高寺由緒書」
	十二号	「土屋氏系図并訴状」 「岩堀惣六訴状」 「寺崎弥治右衛門願書外二御書印札」 「塩家伝来之書類」
	十三号	「多賀谷重経書写」 「多賀谷家臣多賀谷主楽書」 「佐竹北条御対陣多賀谷一手備之図」
	十四号	「酒出真崎宇留野小瀬今宮前小屋七名幕紋ノ儀二付願口上書」 「今宮大学先祖組下給人書付」
十五号	「赤坂忠兵衛同権右衛門争論書付」 「赤須一家口上書」 「小瀬縫殿之助口上書」	
挟箱 秋	十六号	「佐藤無及覚書」 「大関ヨリ結城工之書写」 「小嶋源左衛門差上候古書廿九通」
	十七号	「浅利高屋争論書付并由緒書共」 「櫻田争論書并同家系図」 「田代源太願口上書」
	十八号	「前小屋小田野今宮宇留野真崎小瀬酒出へ被仰渡候御証文」(7通) 「文化年中裁判請書」
	十九号	「長倉家御取扱留書」 「徳雲公御書」 「円明公御書」 「小田野九郎覚書并附属書附」
	廿号	「岩屋一家争論証文系図并口上書」(3巻6冊16通) 「宇佐美家系図并同家覚書」(1冊1巻)
廿一号	「中村武助同治太夫争論書付」(1包) 「石井一家争論口上書并証文共」(58通)	
挟箱 冬	7袋	無号(6袋)、「足田斎建白本書五通」(1袋)
一番	51点	佐竹氏系図類写、「石塚物語写」 「長倉追討記写」 「大和田近江日記写」
二番	102点	「大坂御陣目録 附越後御普請目録・日野御台所目録・敦賀御軍役目録」 「朝鮮人来聘事記」
三番	68点	「御歴代御家譜」(60冊) 「御家譜草本」(8冊)
四番	39点・2袋	家譜引証本、「新撰家譜差引候記録」
五番 二箱	227点	「国典類抄」(227冊・副本)
六番 二箱	235点	「国典類抄」(222冊・副本)、「格式書」(2冊) 「思食書」(1冊) 「諸御名臣上書」(10冊)
七番 二箱	121点	「御龜鑑」(115冊) 「秋藩紀年」 「神文控」
八番	39点	「御旧要類聚」(江戸分28冊・秋田分7冊) 「御旧事略記」(4冊)
九番	11点	「温古撮要」(11冊)
十番	5点	「袖日記」(5冊)
十一番	26点	「年頭酒盃記」 「続年頭酒盃記」 「書礼式集」 「古來勤書」
十二番	14点	「御刀番例叢」(14冊)
十三番	43点	「十間川屋敷相對替記録」 「判物写」(明治14年御差出之写) 「義和公御官位記録」
十四番	37点・1袋	「御枕旗並諸士抱旗目録」 「義堯御入湯記録」 「御代々様鶴御拝領記録」
十五番	54点・5袋	「箱館御預預人一件」 「京都御警衛御記録」(1袋) 「日之出御門御警衛調」(1袋)
十六番	63点	「鳥越様御預人一件」 「敷台一件記録」 「大越若狭覚書・御能拝見覚書」 「義就公御大検取鑑」
十七番	53点	「年中行事」 「年中御案文」 「明德館積奠養老儀」 「義苗公義堅公諸御式」
十八番	115点	「上々様御取扱」(6冊) 「御家門御取扱」(12冊) 「上野御役場御記録」 「御国御目附諸留書類」
十九番	54点	「御系図御調之節諸被仰渡控類」(54冊)
二十番	23点	「考控類」(外数部入・23冊)
廿一番	29点	「東北出仕家督式」 「出仕諸式・出仕継目定格」 「北東両家元服出仕」
廿二番	29点	「御入部式」 「義堅公御入部御纏参考」 「通宵院公御入部書類」 「義和公御入部書留」
廿三番	42点	「義厚公御入部記録」(23冊) 「義睦公御入部御記録」(11冊)
廿四番	30点	「義就公御入部御記録」(26冊) 「忠姫様御登記録」 「雅姫様御下国記録」
廿五番	56点	「鑑照院様御婚礼御記録」 「徳雲院様御婚礼御記録」 「義厚公御婚礼御記録」(40冊)
廿六番	53点	「義睦公御婚礼御記録」(14冊) 「義就公御婚礼御記録」(16冊) 「若姫様御縁組御記録」
廿七番	34点	「佳姫様御縁組御記録」(17冊) 「宏徳院様御造領家督御礼御記録」
廿八番	59点	「乾徳公天祥公御目見留書」 「義陸公御乗出記録」 「義脩公御乗出記録」
廿九番	66点・3袋	「義和公御元服記録」 「友千代様御登記録」 「銚丸様御誕生記録」
三十番	43点・2袋	「昌珠院様御前様御産記録」 「忠姫様御誕生御記録」 「諒鏡院様御登御用留」
三十一番	148点・4袋	「徳雲院様御逝去日記」 「源通院様御逝去御葬式御行列留書」 「憲諒院様御逝去記録」
三十二番	60点	「和田倉御前様御逝去記録」 「光聚院様御葬礼記録」 「智照院様御逝去記録」
三十三番	(14点)	「戊辰役御記録」
三十四番	3点	「御旗帳」(3冊・外下地及書付等)
三十五番	3点	「諸役帳」(3冊)
三十六番	27点	「御兵具旧帳簿」(27冊)
三十七番	32点	「御道具旧帳簿」(32冊)
三十八番	1筆筒	諸御書入桐溜塗三ツ引出筆筒
絵図 一番	10袋・1箱	「秋田城之絵図」(4袋) 「川中島図」 「大坂夏御陣之図」 「蝦夷図説類」(1箱)
絵図 二番	41点・12袋	「江戸上御屋敷地絵図三味線堀」 「浅草御屋敷絵図」 「江府西丸御城之図」
絵図 三番	15点・3箱・1纏	「出羽十二郡高目録・出羽道程帳」(1箱) 「八坂丸之図」
絵図 四番	74点・15袋・2箱	「東京切御絵図」 「東京古絵図」 「重訂万国全図」 「東京街分絵図」
絵図 五番	1箱	「出羽国全図」(1箱)

には「御歴代御家譜」六五冊、「月印」上下二箱には「御系図類」、「星印」上下二箱には「古記録類・諸家系図」がそれぞれ納められている。なお星印箱には「御箱ノ都合アリ、二箱雜入スルナリ」の記載もみられる。

二つめは「元・亨・利・貞・仁・義・礼・智」の八箱で、「国典類抄」五二一点などあわせて五三六点が納められている。

三つめは「春・夏・秋・冬」と区分された御挟箱四箱である。御挟箱春には「御吉書御大切ノ分」が七号の袋に分けられて納められている。御挟箱夏と秋には「諸家々格並由緒申出」がそれぞれ八〜十五号、十六号〜廿一号の袋に分けられて納められている。おむね御挟箱夏は家臣系図・由緒書が中心で、御挟箱秋には嫡庶争論に関する資料が多くみられる。御挟箱冬には「軍法御用状其他御書」七袋が納められるが、無号六袋については具体的な資料名が記載されていない。また御挟箱に納められた資料の多くは「通・巻」の単位で数量が記載され、ほとんどが書状類であることがわかる。

四つめに「一番」から「三十八番」と区分された箱がある。ただし「三十八番」には「諸御書入桐溜塗三ツ引出筆筒壺」とあり、箱ではなく筆筒であることがわかる。また納められた資料の数量はほとんどが「冊」と記され、冊子体の資料であることがわかる。

「一番」には「御系図類並古記録類」と記されるが、「此ノ箱二入候分ハ多ク日月星御紋附御箱入ノ写ナルヲ以テ御本御由緒ハ御本書ニ讓候也」とあり、ほとんどの資料が写とされている。「二番」

には「大坂御陣留書類・古御記録類」、「三番」には「御歴代御家譜」六〇冊が含まれ「小分ケ八日御箱御本書之通」とされている。

「四番」には家譜引証本と家譜提出時の記録がみられる。

「五番」「六番」「七番」はそれぞれ二箱ずつあり、「国典類抄」と「御亀鑑」が納められている。この「国典類抄」は、現在「佐竹文庫」に含まれる草稿本と思われる。

「八番」から「十八番」には、藩主の官位記録をはじめとする諸記録が含まれる。このなかに明治十四年（一八一）の記載のある「判物写」もみられる。

「十九番」には「御系図御調之節諸被仰渡控類」五十四冊、「二十番」には「考控類」二十三冊と御記録方関係資料がまとめられ、「廿一番」には家臣の出仕儀式資料がまとめられている。

「廿二番」から「三十二番」までには、藩主やその子女の入部記録・婚礼記録・乗出記録・元服記録・誕生記録・葬礼記録がまとめられている。

最後の五つめに「絵図目録」として「一番」から「五番」に分けられた絵図類が納められている。袋や箱にまとめられた絵図も多く、実際の点数については不明である。

以上が「明治目録」の概要である。

特徴としては、「宝永目録」「天保目録」以来の御記録方管理資料を確認できる点が挙げられる。「天保目録」にみる管理状況よりも細かく袋や箱に分けられている傾向をうかがえる。秋田から東京へ

の資料移管などが原因として考えられる。

また、これまでほとんど見られなかった絵図類が含まれている。明治期に秋田県に引き継がれた資料には多数の絵図類が含まれるが、御記録方で管理されていた絵図類は「東国絵図」程度であった。おそらく「明治目録」の絵図類は、御記録方以外で管理されていたと考えられ、また「二番」とされた絵図類には江戸屋敷に関する絵図、「四番」には明治以降の東京切絵図などが多いことから、江戸藩邸で保管されていた絵図類の可能性がある。

このように、藩政期には保管場所が異なつた資料が、明治期以降に東京の佐竹邸にまとめられる状況がうかがえる。この点についてももう少し確認していきたい。

「佐竹家」と印刷された罫紙にまとめられ、表紙記載から明治二十五年（一八九二）二月に編史舎で作成されたと考えられる「書類目録<sup>25</sup>」という資料がある。内容は「御記録之部」と「旧藩士記録之部」の二部に分けられている。「御記録之部」をみると、歴代藩主のうち一〇代義厚・一一代義睦・一二代義堯の入り・婚礼・乗出・葬礼記録などが列挙されている。これらの資料の多くは「明治目録」に確認することができる。ところが中には「内庫文書ノ中二入ル」と記載された次の資料が含まれている。

羽州庄内御征討御先手出張 一袋  
御記録御編製二付秋田表来書 壹袋  
藩知事中諸御達書書附 壹袋

#### 諸書附 拾六通

具体的な資料名ではないため詳細は不明であるが、前章で確認した佐竹義堯の管理資料には、庄内征討を含む戊辰戦争関係書類や久保田藩知事在任中の通達類が含まれていた。可能性としては、この「内庫文書」とは御文庫、または御文庫を引き継いだ資料群とも考えられる。確かに「明治目録」には、義堯の管理資料と思われる資料は含まれず、この段階では両者の管理は異なつていたといえる。

また同じ「御記録之部」には、明治二十五年から二十六年にかけて「富士見町邸ヨリ」「日暮里邸ヨリ」などの記載があり、各所から資料が集められていることがわかる。この中には「鶴山日記」一六四冊が五月三十日に森田冬蔵より送られたことも記載されている。鶴山とは秋田藩家老を勤めた宇都宮孟綱であり、このときには明治九年までの日記が佐竹家に送られたことが確認できる。しかし「明治目録」には含まれず、この段階での保管場所は不明である。

そして同じ「御記録之部」には「以下六種十四冊合為一部」との記載がある次の資料が含まれている。

戊辰秋田勤王記 三冊 戊辰秋田戦争記 四冊  
戦争略図 四冊 軍功褒賞姓名録 壹冊  
軍資献物品人名録 壹冊 戊辰戦争討死姓名表 壹冊

この一四冊のまとまりについては、先にみた「明治目録」の「十三番」箱にある「戊辰役御記録」との関連が推測できる。仮に両者が同一であるならば、先に明治十四年以降と推測した「明治目録」

は、「戊辰秋田勤王記」「戊辰秋田戦争記」などが完成し、この「書類目録」がまとめられた明治二十五年前後の目録であり、佐竹家の編史舎における編纂事業終了後の資料管理状況がまとめられていると推測できる。

次に「佐竹文庫」の個々資料にみられるもう一つのラベルを確認する。大きさは縦四、五cm×横二、五cmでミシン目があり、菱形の模様の下に七桁の数字が記されたラベル（以下、◇ラベルと称する）で、前章でみたラベルとは異なるものである。

◇ラベルは「清和源氏御系図写」に貼付された一番から、「佐竹義珍願書」ほか三通に貼付された一〇〇〇番まで確認できる。しかし半分あまりが欠番であり、全体像の把握は困難である。よってラベルが残された資料から確認できる点をいくつか挙げてみたい。

まずは◇ラベルが貼付された時期であるが、明治三十九年の佐竹銀死去の記録「銀子殿不幸書類」、「相州西鎌倉海浜院前魚吉」の押印のある明治四十年の「魚類通」などが含まれることから、明治四十年以降ではないかと推測できる。

次に◇ラベルが貼付された資料の内容であるが、◇一から◇三〇までは佐竹氏系図類、◇三一から◇四一までは家譜や家譜引証本、◇一〇〇番台から◇三〇〇番台には藩主の入部・誕生・婚礼・葬礼記録など、御記録方から引き継がれた資料が多くみられる。

ところが、次のような資料も含まれる。

まずは「雑」や「財用」の幕末ラベルを添付した資料二八点や、

「桃源院様御詠草」「佐竹次郎御名乗書」など包紙に佐竹義堯による整理痕跡がある資料、また「御当用并不時諸払帳」「御腰刀并御小道具御副帳全」「杉田屋并秋田屋諸貸附」など義堯自身が書きあらわした資料である。明治二十五年（一八九二）の「書類目録」からは、義堯による管理資料は内庫文書として御記録方管理資料とは異なる管理にすることをうかがえたが、明治四十年以降、両者は一体として整理されていたことが考えられる。

次に「御錠前役」「手代役」などによる文久元年（一八六一）から明治十七年（一八八四）までの「御勘定帳」などである。「佐竹文庫」内の勘定帳は江戸作成分と秋田作成分の両方が混在しているが、江戸作成分の中には「浅草手代役」「浅草御殿御錠前役」と記されたものも多い。また◇ラベルが添付されてはいないものの、表紙に「浅草奥御寄附間」などと記された安政六年（一八五九）から明治三年にかけての日記類も多く含まれている。このことから、浅草屋敷から引き継いだ日記・勘定帳類も、明治四十年以降の資料整理では対象となり、その一部に◇ラベルが添付されたと考えられる。

また「明治目録」にはみられなかった「鶴山日記（宇都宮孟綱日記）」にも◇ラベルが添付され、「御評定所日記御軍事書抜」や明治二十年「戊辰勤王記編輯方出欠簿」など編史舎関係資料もこのときにあわせて整理されたことがわかる。

以上の検討により、御記録方から引き継いだ資料と佐竹義堯による管理資料のほか編史舎収集資料や浅草屋敷資料などがまとめて対

象とされた資料整理が、明治四十年以降のある段階において実施され、◇ラベルが添付されたのではないかと考えられる。

なお付け加えると「佐竹文庫」には、藩政期に江戸藩邸に設置された講釈所「日知館」の蔵書印が押された「改選諸家系譜」なども含まれる。これもある段階で含められたものと考えられる。

このような経緯でしだいに形成された佐竹家伝来資料であるが、昭和十七年（一九四二）二月、佐竹義春氏により所蔵する大部分の資料が家令小林昌治氏に譲渡されている。<sup>27</sup>この資料は現在財団法人千秋文庫（東京都千代田区）に所蔵されている。一方、同年秋には、秋田市の佐竹別邸に保管されていた「国典類抄」の調査が行われている。<sup>28</sup>これにより昭和十七年の段階では、佐竹家伝来資料は少なくとも東京と秋田に分けられて保管されていたことがわかる。なお、先に見た◇ラベルによる資料整理の時期は、秋田移管後の可能性も考えられる。各所で保管されていた資料がどのような経緯で整理されたのかについては、今後も継続した調査が必要である。

そして、昭和二十六年に秋田県立秋田図書館に譲渡されたのは、当時佐竹別邸に保管されていた資料であり、現在は秋田県公文書館の所蔵資料「佐竹文庫」として一般に公開されている。

## おわりに

以上、本稿では「佐竹文庫」の資料本体に残る朱書の書き込みや

添付ラベルなどの整理痕跡と、伝存する蔵書目録類を分析・検討の対象とした。すでに表紙や包紙が失われ整理痕跡が確認できない資料も多く、また目録掲載資料の照合も十分に実施することができなかった。このため「佐竹文庫」の資料構造も形成・伝来過程も、推測を重ねながら大凡の傾向を提示するにとどまったが、検討した内容をまとめると次のようになる。

元禄・宝永期の修史編纂以来、幕末にいたるまで秋田藩御記録方で管理された資料は、秋田県に引き継がれた蔵書類など一部を除き、明治期に東京の佐竹邸に引き継がれた。一方、秋田藩では藩主が管理する御文庫が存在し、一〇代藩主佐竹義厚の御文庫を含むと考えられる一二代藩主佐竹義堯の御文庫が佐竹邸に保管された。両者は当初別々に管理されていたが、明治四十年以降に編史舎関係資料、浅草屋敷保管資料、日知館蔵書などともに一括して整理されていた。これらの伝来資料は、東京の佐竹邸と秋田の佐竹別邸にそれぞれ保管されるようになり、このうち秋田の佐竹別邸保管資料が戦後秋田県立図書館に譲渡され、整理が進められた。このような形成・伝来過程により「佐竹文庫」は現在に至るのである。

廃藩などの政治的変動、修史編纂事業、第三者による整理などの形成・伝来過程を持つ「佐竹文庫」は、大名家文書として典型的な特徴を有する資料群であるといえる。本稿で十分に解明できなかった点については、諸大名家の伝来資料との比較も視野に入れて一層の検討を重ねる必要がある。

註

- (1) 佐竹家と秋田県に分けられたことについては、明治二年六月に佐竹義堯が久保田知藩事に任命されたときとする原武男説『佐竹家譜上』緒言（一九八九年）や、廃藩置県後とする説（菊池保男「館蔵史料の伝来と再整理についての覚書」（『秋田県公文書館研究紀要』創刊号 一九九五年）など）がある。
- (2) 『百年のあゆみ―秋田県立図書館創立百周年記念誌―』（秋田県立図書館 二〇〇〇年）、『秋田県立秋田図書館所蔵 佐竹文庫目録』（同 一九五五年）ほか。
- (3) 『藩政アーカイブズの研究―近世における文書管理と保存―』（二〇〇八年 岩田書院、山崎一郎「毛利家文庫の形成過程と文書群構造」（『山口県文書館研究紀要』第三七号 二〇一〇年）、中野美智子「池田家文庫岡山藩政史料の構造把握をめぐって」（『吉備地方文化研究』第一七号 二〇〇七年）、福田千鶴「東京都立大学付属図書館所蔵水野家文書の構造について―現用時目録の分析を中心に―」（『人文学報』第三二六号 二〇〇三年）ほか。
- (4) 前掲菊池「館蔵史料の伝来と再整理についての覚書」、伊藤勝美「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程」（『秋田県公文書館研究紀要』第二号 一九九六年）、金子拓「秋田藩家蔵文書のデータベース化と地域連携―『秋田藩採集文書』論のために―」（『東京大学史料編纂所シンポジウム』研究と情報資源化』二〇一〇年）ほか。
- (5) 資料番号 AS〇二九一―
- (6) 伊藤勝美「『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料」（『秋田県公文書館研究紀要』創刊号 一九九五年）、平成六年度後期企画展パンフレット『秋田藩の修史事業―佐竹家譜の編纂―』（秋田県公文書館 一九九四年）ほか。
- (7) 『国典類抄』第十四卷（秋田県立図書館 一九八三年）、前編嘉部三十八「御文書取纏」（三四六～三六二ページ）参照。
- (8) 資料番号 AO〇二九一―一～二
- (9) 前掲『国典類抄』第十四卷、前編嘉部三十八「御文書取纏」参照。
- (10) 資料番号 AS二八八、三四三―九～一三
- (11) 資料番号 AS二八八、三二―四
- (12) 資料番号 AS二八九―一―一～二
- (13) 資料番号 AS三一―二―五六
- (14) 資料番号 AS三一〇―一―一～二
- (15) 資料番号 AS三八三―三
- (16) 資料番号 AS三一〇―二―二
- (17) 資料番号 AS三一〇―二―一
- (18) 資料番号 AS三一〇―九
- (19) 資料番号 AS一五九―一
- (20) 資料番号 AS二八九―一九―一
- (21) 資料番号 AS三八七―八一―七
- (22) 資料番号 九三〇―一〇三―一二五五
- (23) 前掲の表1・表2参照。ともに「明治分類」項目で「原庁」と記した方が、この「舊書籍目録」に基づいた部分である。
- (24) 資料番号 混架七―三八九
- (25) 資料番号 AO二九一―六〇
- (26) 浅草屋敷とは、浅草鳥越に設けられた秋田藩の江戸藩邸のひとつであり、分家の佐竹壱岐守家が主に居住した。明治三年（一八七〇）二月に東京府より浅草屋敷と家作の差し上げが命じられるまで使用されたと考えられる（『東京府御達書』（資料番号 県B―九三三））。
- (27) 財団法人千秋文庫案内パンフレット参照。
- (28) 『国典類抄』第一卷（秋田県立図書館 一九七八年）解題参照。  
（古文書班 かとうまさひろ）

# 彙報

(平成二十三年一月現在)

## 一 展示

### ○企画展「戦国時代の秋田」

―秋田藩家蔵文書の世界―

・日程および観覧者数

前期 八月二十七日～九月二十六日

三〇日間 観覧者 三九五七人

後期 十一月二日～十一月三十日

二九日間 観覧者 三六八二人

計五九日間 ” 七六三九人

一日平均 ” 一三〇人

・展示内容

I 秋田藩家蔵文書

(1) 秋田藩家蔵文書について

(2) 歴史上の人物と秋田

① 源頼朝 ② 織田信長 ③ 豊臣秀吉

④ 徳川家康

II 戦国時代の秋田 I

―秀吉の天下統一まで―

III 戦国時代の秋田 II―秀吉・家康と秋田―

(1) 奥羽仕置 (2) 太閤検地

(3) 慶長五年奥羽合戦

IV 秋田の戦国大名その後

V 様々な古文書

前期① 論旨② 宣旨 ③ 奉書 ④ 起請文

後期⑤ 下文⑥ 下知状⑦ 御内書⑧ 印判状

(佐藤 隆)

### ○普及展「秋田県指定有形文化財」

秋田県行政文書

期間 六月十二日～七月四日

本年度の普及展は、平成二十二年三月に、

当館所蔵の明治期から地方自治法が施行され

た昭和二十二年までの公文書二万点余が、秋

田県指定有形文化財となったことから、その

概要を紹介する展示として開催した。

展示では公文書の歴史資料としての重要性

を紹介するとともに、明治時代から現代まで

続いている公文書管理の重要性および当館の

活動について、県民に理解していただくこと

を目的として行った。展示構成は次の通り。

① ことあかさつ

② 「秋田県行政文書」について

(定義・保存されてきた経緯・

他都府県公文書の文化財指定状況等)

③ 主な史料(分野別)

a. 地誌、b. 建築・土木、

c. 農林水産業、d. 鉱工業・商業  
e. 交通・運輸、f. 災害関係資料

④ 行政文書の活用

a. 歴史研究・歴史書の編さん

b. 先祖調べ

c. 公的機関による利用

d. その他

⑤ 現代における公文書の保存と公開

秋田県における公文書管理の流れにつ

いて解説 (煙山 英俊)

### ○閲覧室展示

今年の閲覧室展示は全て県内各地の地域資

料を紹介する展示とした。各地域における近

世から現代までの資料を、昭和三十年代から

の映像資料とともに紹介する事で、利用の拡

大につなげるとともに、歴史資料の保存と公

開について、利用者に理解を深めていただけ

るような展示を心がけた。平成二十二年に閲

覧室で行った展示内容は次の通り。

「公文書館所蔵資料に見る能代・山本」

一月二十九日～五月十一日

近世能代や松山の絵図、明治期の能代港へ

の灯台設置願、大正期の荷上場村小学校建築

図面、昭和二十九年の八森村・岩館村合併の

記録などを展示

「公文書館資料に見る横手・平鹿」

五月十二日～九月三十日

近世横手の絵図や明治期の平和街道（小松川道路）開削、増田銀行創設、昭和期の平鹿町と醍醐村の合併関係書類や横手市都市計画道路関係資料などを展示。

「公文書館資料に見る大仙・仙北・美郷」

十月二日～十二月二十七日

近世角館・刈和野の絵図、明治期の仙岩峠開削、千屋地震、大正期の強首地震、秋田農業学校の大曲移転、生保内駅前地区火災復興事業関係資料などを展示。（煙山 英俊）

## 二 講座

### ○公文書館講座

当館では、本年度も「公文書館講座」を三コース制で以下のとおり実施した。

A 古文書入門コース（全六回）

はじめて古文書を学ぶ方を対象に、古文書の基礎知識や解読の初歩を学ぶことを目的として、六回連続の講座を実施した。  
実施日 七月十日・七月二十四日  
八月七日・八月二十一日

九月四日・九月十八日

（いずれも土曜日）

B 古文書解読コース（四回）

これまで古文書を読んだことがある方、現在勉強されている方、及び地域で活動している方などを対象に、解読の知識や方法をより深めることを目的として実施した。

第一回 七月二十七日（火）

「家醸酒禁止の利害について」

～中山菁我の草稿を読む～

（講師 嵯峨稔雄）

第二回 八月十日（火）

「儒者山本北山と秋田藩」

（講師 加藤民夫）

第三回 八月二十四日（火）

「江戸後期秋田藩の藩政改革 上」

～「御亀鑑」を読む～

（講師 渡部紘一）

第四回 九月七日（火）

「御上覧の町踊り」ほかを読む」

（講師 菊地利雄）

C アーカイブズコース（四回）

歴史資料や公文書館の諸活動に興味・関心がある方を対象に、当館の資料利用方法や、資料保存活動などについて理解を深めること

を目的として実施した。

第一回 十月八日（金）

「久保田城下の町人ライフ」

～「米沢町記録」より～

（講師 加藤昌宏）

第二回 十月二十二日（金）

「秋田県の旧制女学校」

（講師 煙山英俊）

第三回 十一月五日（金）

「戦国時代の秋田」

～平成二十二年度企画展より～

（講師 佐藤 隆）

第四回 十一月十九日（金）

「県指定有形文化財「秋田県行政文書」について」

（講師 柴田知彰）

なお、三コースあわせて四七〇名の方に参加していただいた。来年度もより充実した講座を開講したい。（太田 研）

### ○県政映画上映会

昨年度に引き続き、八月二十九日の「県の記念日」に「懐かしき昭和30年代の秋田―県政映画―上映会―」を三階多目的ホールで開催した。今年度は映画本数を五本に増やした

上、午前午後の二回繰り返し上映を行った。酷暑に拘わらず、五五名の参加者があった。昭和三十三年の岩城町道川(現・由利本荘市)における観測ロケット打ち上げの映像が特に強烈なインパクトを与えたようである。

事後のアンケート結果は好評で、年度内複数回の開催を求める声も非常に多かった。そのため、急遽、十一月三日の文化の日に第二回上映会を開催することとした。

『文化の日』は秋田県公文書館へ!」をキャッチフレーズに、新聞・テレビ・ラジオほかマスコミの協力を得て、前回以上に積極的な広報活動を展開した。また文化の日になみ、昭和三十四年の秋田城跡発掘開始ほか文化事業関係を含む県政映画五本を選んだ。マスコミで数度にわたり報道されたお陰で、七六名の参加者があった。当日は、ABS(秋田放送)の「こくじょうラジオ」で県政映画の特集を組んだ他、NHKとAKT(秋田テレビ)が上映会場を取材し、夕方の県内ニュースで大きく報道した。

上映会終了後、県政映画を県人会や同窓会、町内会などで上映したいとの声も少なからず寄せられた。館職員としては、映像アーカイブズの力を再認識したと共に、広報活動の着

実な成果を噛みしめる思いだった。県政映画上映会は、当館の普及活動として定着しつつある。来年度も「県の記念日」と文化の日に開催を予定している。(柴田知彰)

### ○古文書相談日

平成二十一年十月より、月に二回(第二・第四火曜日午後)に開催している。事前申し込みの上、相談時間は一人三十分としている。今年度は計二十一回の開催を予定しており、一月現在十七回実施し、のべ二十八人が相談に訪れた。相談内容は家に残された近世・近代の古文書を持参してのものが大半である。(太田 研)

### 三 研修・協議会

#### ○第三十六回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国(京都)大会

十一月二十四日から二十五日の二日間、京都テルサと京都府立総合資料館を会場に「わたくしたちのアーカイブズ—めざすべき姿—」を大会テーマとして掲げて開催された。当館からは館長以下三名が出席した。

公文書管理法が来年度四月一日から施行さ

れる。今年度はその準備のための重要な一年である。この法が施行されることにより、資料保存の動きや考えが浸透していくことは間違いない。大会では、アーカイブズは日本社会必備の社会資本であるという認識が国民の共有認識となるよう、資料保存の利用と根本に立ち返り、公文書館機能の充実をはかることが重要であるとの立場から、めざすべき姿として多様な利用方法に応じるアーカイブズ、利用者と提供者との双方の立場からアーカイブズをどのように築くかをもとに事例報告があった。

しかし、実際はほとんどの自治体において、ハコモノをつくるための財政問題、公文書管理法の施行及びそれに付随する条例制定に伴う、機能としての公文書館設立に対してどうあるべきか模索状態である。

この大会テーマでも唱えているように、めざすべき姿は各自自治体・各個人で異なるものであると思う。しかし、試行錯誤をして前に進み、問題点を一つ一つ解決することで、めざすべき姿に一步でも近づけることが必要であることを痛感した大会であった。

(山村 剛)

○国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ  
—短期コース—

平成二十二年十一月八日から一九日まで、名古屋大学を会場に開催された。

講座はアーカイブズの保存と活用の歴史を学び、現代社会における文書館とアーキビストの役割を学ぶ「アーカイブズ総論」、アーカイブズの本質と構造を、情報学・組織学および史料学などから多面的に理解する「アーカイブズ論」、収集・移管から保存・利用まで、アーカイブズを永続的に守り活かすための科学的な管理・運用システムを考える「アーカイブズ管理論」、実際のアーカイブズ保存利用機関における管理業務の実際について施設見学を交えながら学ぶ「アーカイブズ管理の実際」の四つの柱からなり、計十三の講義が開かれた。

講座最終日の「総合討論」では全受講者から勤務先の現状や課題が話されたあと、民間資料の受け入れ態勢や指定管理制度の状況などをテーマに情報交換がなされた。

アーカイブズにかかわる基本や実態を知ることができ、有意義な研修であった。また、さまざまな立場の受講者からの話は、自分の職場や仕事内容を振り返り、今後を考えるう

えて非常に参考になった。さらに、多くの講師・受講生と親睦を深めることができ、貴重な機会をいただいた。(太田 研)

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議  
来年度より公文書管理法が施行される。同法は、国における公文書管理について定めるものであるが、地方自治体においても公文書管理は重要であり、同法の趣旨にならった条例制定が緊急課題である。

今年度は十一月十日(水)、アーカイブズの意義や活動の事例、法への対応について「自治体とアーカイブズ」をテーマとし、国文学研究資料館・総合研究大学院大学の高橋実教授をお迎えし、基調講演をいただいた。

講演では、「民主主義の根幹である」アーカイブズの意味や重要性から、熊本県天草市や静岡県磐田市などの地方自治体の文書館設立への取り組み、公文書管理法制定までの流れやその必要性及び内容、地方自治体への影響について話が及び、公文書館の設立及び資料保存は、現代だけでなく後世の人々に対しても「時を貫く説明責任」として重要であることを説いていた。質疑応答では、来年度の同法の施行に對しての具体的取り組み方につ

いての質問があり、各自治体の個性を生かした取り組みをすることやハコモノはなくとも機能としての公文書館を設置する必要性を話された。

情報交換では、秋田市から公文書管理法に對する条例制定に向けての取り組み、美郷町から庁舎統合再編に伴う非現用文書について、男鹿市から古文書の整理収蔵について、それぞれ報告があった。(山村 剛)

○公文書館懇話会

第一回を六月三十日(水)午後一時から当館多目的ホールにおいて、第二回は館内工事のため、十二月二日(水)午後一時三十分から秋田地方庁舎大会議室において開催した。会議録はホームページに全文を掲載している。

館の業務の説明に對する質疑のほか、公文書管理法制定にかかわる県内市町村の取り組みや、博物館との役割分担及び資料の保管などのついて委員から提案があった。委員の方々の意見を真摯に受け止めて今後の業務に取り組んでいきたい。

なお、今年度で現委員の二年の任期が満了した。(太田 研)

#### 四 資料調査

##### ○県外古文書所在調査

平成二十二年十月十八～二十一日

国立公文書館つくば分館（茨城県つくば市）

昨年度に引き続き、昭和十年に秋田営林局が購入した「賀藤家文書」について調査を行った。本資料は、秋田藩木山方吟味役として活躍した賀藤景林・景琴父子が遺した資料を中心とし、近世後期の秋田藩林政に関する貴重な資料群である。

来年度のマイクログ撮影による収集を目的として、三〇〇点以上の資料について丁数、サイズ、資料状態などの確認作業を行った。

（加藤 昌宏）

##### ○県内古文書所在調査

平成二十二年度の県内資料調査は以下のとおり。

①十月十五日（金）仙北市総合情報センター

仙北市教育委員会

②十月二十六日（火）由利本荘市教育委員会

本荘郷土博物館

③十月二十八日（木）

大館市郷土博物館  
大館市立中央図書館

①は、県文化財「北家御日記」の利用や公文書館企画展の出張展示などについて話し合いを行った。②は、文化財保護について旧市町村単位で行われていること、郷土博物館に

市史編纂時の戦前の公文書等を保管していることなどを確認した。③は市史編纂時の資料が郷土博物館に収蔵されており緊急雇用対策事業により整理が進んでいること、中央図書館所蔵「真崎文庫」の当館での複製本公開についてなどを打ち合わせした。

各市町村とも合併後の文化財保護については困難な状況も抱えているが、緊急雇用対策事業を利用した資料整理や、旧市町村の文化財保護の情報利用など、それぞれで工夫している状況を他の市町村へと伝えることなどで、公文書館が市町村の文化財保護に貢献できることはないかと考えている。

2 廻り目の県内調査は、8 市を終了した。今後も市町村合併後の古文書所在状況について調査を継続していく予定である。ご協力をお願いしたい。  
（佐藤 隆）

#### 五 当館刊行物

（刊行物については年度内のものを示す）

○『佐竹文庫目録』（秋田藩関係文書Ⅱ）

所蔵古文書目録第七集・資料群目録二

○『秋田県庁文書群目録』第八集

昭和十一年～昭和二十年

○『宇都宮孟綱日記』第六卷

安政五年五月～万延元年十二月

○『公文書館だより』第二十六号

○『古文書倶楽部』第三十四～三十九号

#### 六 受贈刊行物

（二〇一〇年一月から十二月までの分を次ページ以下に示す）

〈 各公文書館からの受贈刊行物 〉

彙  
報

発行機関	資料名
北海道立文書館	北海道立文書館所蔵資料目録 21 北海道関係写真資料目録
福島県歴史資料館	福島県歴史資料館収蔵資料目録 第41集 県内諸家寄託文書 (35)
茨城県立歴史館	茨城県史研究 第94号 茨城県立歴史館報 第37号 茨城県行政文書目録 (9) (1972) 行政資料目録14 茨城県立歴史館史料叢書 13 鉄道関係史料Ⅱ 茨城県立歴史館シンポジウム報告書 中世常陸・両総地域の様相一発見された井田文書 茨城県立歴史館史料目録 54 結城市矢畑鈴木誠一郎家文書目録 (一)
栃木県立文書館	栃木県史料所在目録 第39集 坂本治家文書 横尾健一家文書 (DVD付) 学校教材史料集 第6号 一授業に使うとちぎの史料一 栃木県立文書館研究紀要 第14号 栃木県立文書館年報 平成21年度/第24号
群馬県立文書館	群馬県行政文書件名目録 第21集 明治期皇室・来賓・兵事・軍事編 群馬県立文書館双文 第27号 群馬県立文書館収蔵文書目録 28 利根郡昭和村諸家文書
埼玉県立文書館	埼玉県史料叢書 14 栗橋関所史料三 御関所日記書抜 I 埼玉県立文書館紀要 第23号 埼玉県立文書館要覧 平成22年度/第28号
千葉県文書館	千葉県文書館収蔵文書目録 第23集 諸家文書目録9 千葉県の文書館 第15号
東京都公文書館	東京都行政資料集録 平成20年度 東京市史稿 産業篇 第五十一 山口直養・直毅日記 幕末旗本の記録
神奈川県立公文書館	神奈川県立公文書館年報 平成21年度
新潟県立文書館	新潟県立文書館年報 平成21年度/第18号
富山県公文書館	富山県公文書館年報 (平成20年度) /第22号 富山県公文書館文書目録 歴史文書二十五、二十六 富山県公文書館年報 平成21年度/第23号 富山県公文書館展示図録 平成22年度/特別企画展「富山の治水の歴史—近世から近代へ—」
福井県文書館	福井県文書館資料叢書 4 越前松平家家譜 慶永1、5 越前松平家家譜 慶永2 福井県文書館研究紀要 第7号 福井県文書館年報 平成21年度/第7号 福井県文書館資料叢書 7 越前松平家家譜 慶永4
長野県立歴史館	長野県立歴史館収蔵文書目録 9 長野県立歴史館研究紀要 第16号 長野県立歴史館年報 2009年度/第12号 長野県立歴史館展示図録 平成22年度/秋季企画展「東の牛伏寺 西の若澤寺—古代に創建された松本平の二つの寺院—」
京都府立総合資料館	京都府立総合資料館紀要 第38号
兵庫県公館県政資料館	新兵庫県の歴史 第2号
奈良県立図書館情報館	「奈良県立図書館」100年の歩み 開館100周年記念 一県立図書館から県立図書館情報館へ—
和歌山県立文書館	和歌山県立文書館収蔵史料目録 9 紀の川市名手市場 堀家文書目録 和歌山県立文書館紀要 第14号
鳥取県立公文書館	澤田廉三と美喜の時代 鳥取県立公文書館研究紀要 第6号
岡山県立記録資料館	岡山県記録資料叢書 5 岡山県史料五 (小田県史・下) 岡山県立記録資料館紀要 第5号
山口県文書館	山口県内所在史料目録 第34集 山口県文書館地方調査員調査報告34 山口県文書館研究紀要 第37号 山口県文書館所蔵アーカイブズガイド 開館50周年記念 幕末維新編
徳島県立文書館	徳島県立文書館展示図録 第41回企画展「歴史写真でよみがえる徳島の姿—「四国第一の都市」再現をめざして—」
香川県立文書館	香川県立文書館収蔵文書目録 第13集 讃岐国大内郡馬宿村 八木家文書目録 香川県立文書館紀要 第14号
大分県公文書館	大分県公文書館事業年報 平成21年度
沖縄県公文書館	沖縄県公文書館研究紀要 第12号
大阪市公文書館	大阪市公文書館研究紀要 第22号 大阪市公文書館年報 平成21年度/第22号
神戸市文書館	新修神戸市史 歴史編Ⅱ 古代・中世
福岡市総合図書館	福岡市総合図書館古文書資料目録 平成21年度/15 福岡市公文書資料目録 平成21年度版/〔CD-ROM版〕 福岡市総合図書館研究紀要 第10号
小山市文書館	小山市文書館要覧 平成21年度/第2号

九  
三

発行機関	資料名
板橋区公文書館	板橋区公文書館10年のあゆみ 開館10周年記念
寒川文書館	寒川町史研究 第23号 寒川町史調査報告書 17 一浜降祭日記 (3) 一 寒川文書館年報 平成21年度/第3号 文人町長と工業市街地化 1940～2010一寒川町制施行70周年記念誌一
松本市文書館	松本市文書館紀要 松本市史研究 第20号
尼崎市立地域研究史料館	尼崎市立地域研究史料館紀要 地域史研究 第109号、第110号
天草市立天草アーカイブズ	天草市立天草アーカイブズ年報 平成21年度/第7号

〈 県内市町村史関連図書 〉

発行機関	資料名
秋田市	秋田市歴史叢書 4 長瀬直達日記 露月全句集 (CD付) 石井露月遺墨集 第2集 民俗調査報告書 第12集 大正寺おけさ 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸 (如斯亭) 庭園保存管理計画書 秋田市遺跡確認調査報告書 平成21年度 秋田市下野遺跡 一経営体育成基盤整備事業に伴う発掘調査報告書一 秋田県秋田市遺跡詳細分布調査報告書 一追補版一 黒澤家日記解説資料集 天保六年/ (十一) 黒澤家日記 秋田市の図書館要覧 平成22年度 秋田市青少年センターの概要 平成22年度/第10号
横手市	横手市史叢書 11 史料編中世 補遺2 横手市史 史料編 近現代Ⅱ
男鹿市 鹿角市	男鹿市の文化財 第一六集 『秋田半島新報』(昭和四年刊行分) 復刻版Ⅰ 鹿角市文化財調査資料 98 特別史跡 大湯環状列石 (Ⅱ)、99 秋田県鹿角市遺跡詳細分布調査報告書一堤尻Ⅰ遺跡・申ヶ野Ⅴ遺跡範囲確認調査一 一湯環状列石 遺跡範囲確認調査一 上津野 No.35
美郷町	三郷町埋蔵文化財調査報告書 第8集 「本堂城跡・飛沢尻遺跡」 一県営農地集積加速化基盤整備事業 (本堂城回地区) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一付図つき、第9集 「県指定史跡本堂城跡保存管理計画書」、第10集 「県指定史跡一丈木遺跡」 一地域活力基盤創造交付金事業「大坂善知鳥外川原線」改良舗装工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一
八峰町	八峰町の古文書 第25号 塙村文書 第二集

〈 国機関からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
宮内庁	書陵部紀要 第61号、第61号〔陵墓篇〕
防衛省	戦史研究年報 第13号 戦争史研究国際フォーラム報告書 平成21年9月30日/太平洋戦争とその戦略
外務省	外交史料館報 第23号
財務省	租税史料叢書 第四巻 酒税関係史料集Ⅰ～明治時代～ 租税史料年報 平成20年度版
厚生労働省	秋田労働局雇用施策実施方針 平成22年度/一地域を支える人材確保と育成＝労働市場年報 平成21年度
国会	国立国会図書館月報 平成21年12月号/No.585～平成22年11月号/No.596
国立公文書館	北の丸 国立公文書館報 第42号 アーカイブズ 第38号～第40号 公文書館専門職員養成課程修了研究論文集 平成21年度
その他	歴博 第158号 特集 写真・風景・歴史～第163号 特集 俗信一身近な言い伝え一 歴博のめざすもの 事例集1 博物館型研究統合の実践 国立歴史民俗博物館要覧 平成22年度版 国文学研究資料館研究成果報告 平成16年度～平成21年度/アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究 国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第6号 (通巻第41号) 国文学研究資料館史料目録 第90集 信濃国松代真田家文書目録 (その11)

〈 県外自治体史 〉

発行機関	資料名
北海道	札幌市文化資料室研究紀要 第2号 一公文書館への道一
	北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 第16号
	北海道立アイヌ民族文化研究センター調査研究報告書 6 『北東日報』『釧路新聞』記載アイヌ関係記事(1901～1942年)：目録と紹介
	北海道立アイヌ民族文化研究センター年報 平成21年度
	北海道立アイヌ民族文化研究センター企画展図録 2010/企画展「アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 小樽/せたな」
青森県	青森県史叢書 平成21年度/西浜と外ヶ浜の民俗
岩手県	岩手県立博物館研究報告 第27号
	岩手県立博物館年報 平成21年度
	岩手県立博物館企画展示図録 開館30周年記念特別企画展「いわての漆～縄文から現代まで岩手に伝わる漆の文化～」
宮城県	東北歴史博物館研究紀要 11
	東北歴史博物館年報 平成21年度
	東北歴史博物館企画展示図録 特別史跡多賀城跡調査50周年記念特別展「多賀城・大宰府と古代の都」
	仙台市史 特別編8 慶長遣欧使節
	市せんだい Vol.20 特集 仙台への道 仙台からの道 仙台藩白老元陣屋資料館報 第13・14合併号 仙台藩白老元陣屋資料館報 第15・16合併号
福島県	会津若松市史研究 第十一号
	会津若松の移り変わり ～明治から現代まで～ 会津若松市史ビジュアル編(DVD-ROM)
会津若松市史史料目録 第4集	
埼玉県	さいたま市新聞記事目録 平成20年版
	埼玉の文化財 第50号 一特集 文化財としての行政文書の保存と活用一
千葉県	佐倉市史研究 第23号
	松戸市立博物館紀要 第17号
	松戸市立博物館年報 平成21年度/第17号 伊能忠敬記念館年報 平成20年度/第11号
東京都	品川歴史館紀要 第24号
	歴史民俗研究 第7輯 一櫻井徳太郎賞受賞論集一
	豊島区立郷土資料館調査報告書 第二十一集 豊島の集団学童疎開資料集(10)日記・書簡編Ⅸ一仰高国民学校(続)一
	豊島区立郷土資料館研究紀要 第19号 生活と文化
	民権ボックス 23 細野喜代四郎と繁荘
	町田市立自由民権資料館紀要 自由民権23 特集 豪農にとつての幕末維新 しょうけい館年報 平成21年度/第4号
神奈川県	金澤文庫研究 第323号、第324号
	市史研究横須賀 第9号
	横須賀市史資料所在目録 第5集 一旧山内家文書(横須賀市自然・人文博物館蔵)一
	新横須賀市史 別編 考古
	横浜開港資料館紀要 第28号
	横浜市史資料室報告書 横浜・関東大震災の記憶 藤沢市教育史 通史編 現代
石川県	石川県史資料 近世篇(9) 諸士系譜(二)
	加賀藩史料の宝庫 ～受け継がれた歴史を今に伝える～ (DVD)
長野県	真田宝物館企画展示図録 平成21年度/企画展「お殿様・お姫様の江戸暮らし」、平成22年度/「真田家の衣服」
	松代白鳥神社調査報告書
	松代 2009年/〈付・年報〉 第23号 松代 新御殿 (真田邸)
静岡県	下田市史 資料編一 考古・古代・中世
	沼津市明治史料館史料目録 42 旧沼津藩士資料目録
愛知県	愛知県史研究 第14号
三重県	三重県史研究 第25号
滋賀県	水口藩加藤家文書調査報告書
大阪府	大阪の歴史 第73号、第74号
	新修大阪市史 史料編 第三巻 中世Ⅱ
島根県	竹島関係資料集 第一集 近世地方文書
岡山県	倉敷の歴史 第20号
広島県	アーカイブスふくやま 創刊号
山口県	山口県史研究 第18号
	山口県史 民俗編、史料編 幕末維新4、近世5、近代2

発行機関	資料名
愛媛県	愛媛県歴史文化博物館展示図録 平成21年度/特別展 「歌舞伎と文楽の世界—愛媛の伝統芸能—」 愛媛県歴史文化博物館資料目録 第18集 鳴山菊池家文書・皆田字都宮家文書目録 愛媛県歴史文化博物館研究紀要 第15号
高知県	高知市立自由民権記念館紀要 第18号 高知市立自由民権記念館展示図録 平成22年度/特別展 「幸徳秋水展—その生涯と思想—」
福岡県	柳川市史 史料編Ⅶ 山門郡行政・下、別編 図説 立花家記 柳川文化資料集成 第二集 安東省菴集 影印編Ⅲ
大分県	大分県立先哲史料館研究紀要 第14号 大分県先哲叢書 前野良沢 資料集 第三卷
宮崎県	佐土原藩嶋津家江戸日記 (十一) 宮崎県文化講座研究紀要 平成21年度/第三十六輯

〈 大学からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
東京大学史料編纂所	東京大学史料編纂所報 (2008年度) /第44号
東京大学大学院情報学環	文化資源の電子化に関する調査報告書
ノースアジア大学総合研究センター経済研究所	経済論集 第7号
ノースアジア大学総合研究センター教養・文化研究所	教養・文化論集 第5巻第1号 (通巻第8号) ,第2号 (通巻第9号)
鶴史会	あしたづ 第15号
川村学園女子大学図書委員会	川村学園女子大学研究紀要 第20巻第1,2号、第21巻第1,2号
秋田大学教育文化学部日本アジア文化講座石川研究室	江戸期の秋田漢詩文訳読 第五集
和歌山大学紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所紀要 第30号
東北学院大学東北文化研究所	東北文化研究所紀要 第41号
日本近代史研究会	近代史料研究 2009/第9号
高崎経済大学地域政策学会	地域政策研究 第12巻第3号 和泉清司教授退職記念号,第4号 清水武明教授退職記念号、第13巻第1号
高崎経済大学経済学会	高崎経済大学論集 第52巻第3,4号、第53巻第1,2号
神奈川大学日本常民文化研究所	民具マンスリー 第42巻8~12号、第43巻1~6号
神奈川大学非文字資料研究センター	神奈川大学非文字資料研究センター展示図録 2010年度/「関東大震災を描く—絵巻・漫画・子どもの絵—」展
神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学研究 第15号
立正大学史学会	立正史学 第106号,第107号 高木俊輔教授退職記念号
奈良大学史学会	奈良史学 明石岩雄先生退職記念号 第26号
武蔵大学人文学会	武蔵大学人文学会雑誌 宮本袈裟雄教授追悼号 第41巻第2号、40周年記念論文集 第41巻第3・4号、第42巻第1号
武蔵野美術大学大学史料室	武蔵野美術大学大学史料集 昭和十九(一九四四)年—昭和二十一(一九四六)年/第七集 金原省吾日記 Archive&Archives 01 創立六〇年史編集会議オーラルヒストリー
国史学会	国史学 第199~201号
中央大学史料委員会専門委員会	中央大学史資料集 第22集 中央大学史紀要 第15号
中央史学会	中央史学 第33号
三田史学会	史学 第78巻第4号、第79巻第1・2,3号
神戸女子大学史学会	神女大史学 第26号
秋田公立美術工芸短期大学	秋田公立美術工芸短期大学紀要 2009/第14号
秋田公立美術工芸短期大学 2010年卒業・修了制作展実行委員会	秋田公立美術工芸短期大学卒業・修了制作作品集
秋田公立美術工芸短期大学教員作品集制作委員会	秋田公立美術工芸短期大学教員展作品集 2010/ 「こころ揺さぶるモノづくり」
慶應義塾福澤研究センター	慶應義塾福澤研究センター近代史日本研究資料 (9) 小泉信三書簡 岩波茂雄・小林勇宛114点、(12) 奥山春枝「日本作文」答案 近代日本研究 2009年度/第26巻
東北大学学術資源研究公開センター史料館	東北大学史料館紀要 第5号
東北大学東北アジア研究センター	東北アジア研究センター叢書 第38号 18~19世紀仙台藩の災害と社会 別所万右衛門記録
東北大学国史談話会	国史談話会雑誌 第50号 今泉隆雄先生退任記念号
東北大学大学院文学研究科東北文化研究室	東北文化研究紀要 2009年度/通巻第51集 東北文化資料叢書 第5集 近世文学資料 狂歌陸奥百歌撰

発行機関	資料名
弘前大学大学院地域社会研究科	弘前大学大学院地域社会研究科年報 第6号
弘前大学地域社会研究会	地域社会研究 第3号
弘前大学国史研究会	国史研究 第128,129号
佐賀大学地域学歴史文化研究センター	地域学シンポジウム 第2回 「史料保存とアーカイブズ」講演会・シンポジウム 佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要 第4号 佐賀大学地域学歴史文化研究センター・小城市教育委員会展示図録 佐賀大学地域学歴史文化研究センター開館5周年記念 文化交流事業特別展 「小城の教育と地域社会」
広島史学研究会	史学研究 第267～269号
広島大学文書館	広島大学文書館紀要 第12号 横浜市所蔵 森戸辰男関係文書目録
駿台史学会	駿台史学 第138～140号
関西大学史学・地理学会	史泉 第111,112号
南山学園	南山学園史料集 5 アルベルト・ポルトと南山学園
南山大学史料室	アルケイア ー記録・情報・歴史ー 第4号
専修大学歴史学会	専修史学 第48号
専修大学大学史資料課	専修大学史紀要 第2号
日本大学史学会	史叢 第81号 考古学特集号,第82号
大阪商業大学商業史博物館	大阪商業大学商業史博物館資料目録 第13集 大阪商業大学商業史博物館紀要 第11号
九州大学附属図書館付設記録資料館 九州文化史資料部門	九州文化史研究所紀要 第53号
明治大学	戦争と明治大学 ー明治大学の学徒出陣・学徒勤労動員ー 大学史紀要 第14号 三木武夫研究 I
明治大学史資料センター	大学史資料センター報告 第31集 大学史活動 特集 周年事業をめぐって
秋田大学史学会	秋大史学 第56号
千葉大学大学院人文社会科学研究所	千葉大学大学院人文社会科学研究所プロジェクト研究成果報告書 2008～2009年度/第220集 記録史料に関する総合的研究VI 記録史料と日本近世社会V
千葉大学文学部史学科菅原研究室	丹後国加佐郡上安久村安久家文書目録 第三集 (現京都府舞鶴市上安久)
京都大学大学文書館	京都大学大学文書館研究紀要 第8号 『大学紛争関係資料』解説・目録 I～V
岐阜女子大学	社会人のためのデジタル・アーキビスト教育プログラム事業報告書 平成19年度～平成21年度/文部科学省委託「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業」
法政大学史学会	法政史学 第73,74号
学習院大学史学会	学習院史学 第48号
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻	学習院大学大学院アーカイブズ学専攻開設記念誌 記録を守り記録を伝える
創価大学人文学会	創価大学人文論集 第22号 野本和幸教授退任記念号
山形大学歴史・地理・人類学研究学会	山形大学歴史・地理・人類学論集 第11号
聖園学園短期大学	聖園学園短期大学研究紀要 第40号
滋賀大学経済学部附属史料館	滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要 第43号 滋賀大学経済学部附属史料館展示図録 平成22年度/企画展 「古文書と絵図にみる湖辺のくらし」
熊本史学会	熊本史学 第92号
京都府立大学文学部歴史学科	京都府立大学文化遺産叢書 第3集 八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図 ー地域文化遺産の情報化ー
京都西山短期大学	西山学苑研究紀要 第5号
青山学院大学文学部史学研究室	青山史学 第28号 ー相田洋教授退任記念号ー
国士舘大学日本史学会	国士舘史学 第14号
日本史料研究会 企画部	日本史料研究会研究叢書 5 全国官途状・加冠状・一字状目録
宮城学院	宮城学院資料室年報 2009年度/第16号 『信・望・愛』
高知海南史学会	海南史学 第48号
米沢史学会	米沢史学 第26号
鷹陵史学会	鷹陵史学 第36号

〈 関係機関からの受贈刊行物 〉

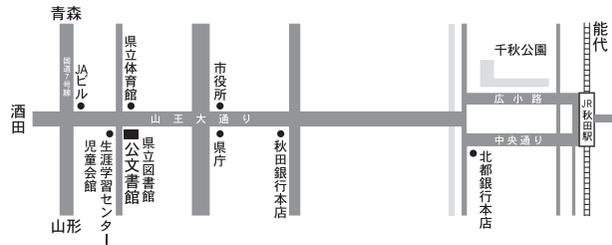
発行機関	資 料 名
総務部 (旧総務企画部)	秋田県税務統計書 平成20年度/No.57
企画振興部 (旧学術国際部)	毎月勤労統計調査地方調査報告 平成20年/一賃金・労働時間・雇用の動き一 秋田県の工業 平成20年/一工業統計調査結果一 工業統計調査結果速報 平成21年
健康福祉部	健康づくりに関する調査報告書 秋田県健康福祉部業務概要 平成22年度 子育て環境と意識に関する調査報告書 概要版 子育て環境と意識に関する調査報告書
生活環境部 (旧生活環境文化部)	環境白書 平成21年版/ (本編)、(資料編)、概要版 秋田県水道施設現況調査 平成20年度
生活環境部 (旧学術国際部)	秋田県健康環境センター年報 平成20年度/第4号
農林水産部	秋田県農林水産業累年統計表 稲作指導指針 平成22年度 農林水産業及び農山漁村に関する年次報告 平成21年度 秋田県農林水産業関係施策の概要 平成22年度
産業労働部	秋田県産業技術総合研究センター事業年報 平成21年度
建設交通部	大館能代空港業務概要 2008 秋天空港概要 2009 本荘港 2008/本荘港湾計画平面図 船川港 2008/船川港湾計画平面図 秋田港 2009/秋田港湾計画平面図 能代港 2009/能代港湾計画平面図
地域振興局	鹿角地域振興局普及年報 平成21年度 山本地域振興局普及活動年報 平成21年度 仙北地域振興局普及年報 平成21年度 秋田地域農林水産業施策の概要 平成22年度 北秋田地域振興局大館福祉環境部業務概要 平成21年度
教育庁各課	出羽路 第146,147号 秋田県文化財調査報告書 2009/第457集 払田柵跡調査事務所年報 払田柵跡一第139次・第140次調査 関連遺跡の調査一 秋田県文化財調査報告書 第458集 秋田県重要遺跡調査報告書Ⅰ一払田柵跡第139次調査・怒遺跡出土遺物一
図書館	秋田県立図書館要覧 平成22年度
博物館	秋田県立博物館研究報告 第35号 北東北三県共同展図録 平成22年度/第3回 「境界に生きた人々～遺物でたどる北東北のあゆみ～」 秋田県立博物館年報 平成22年
埋蔵文化財センター	秋田県文化財調査報告書 第449集 堂ノ沢遺跡一一般国道7号鷹巣大館道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ一～456集 遺跡群細分布調査報告書,459集 折戸遺跡・大沢倉下遺跡一一般国道7号鷹巣大館道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ一 秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第24号 秋田県埋蔵文化財センター年報 平成21年度/28
その他	秋田県立増田高等学校研究紀要 平成21年度 秋田県立大館高等学校研修集録 平成21年度/第16号
議会事務局	秋田県議会十一月臨時会十二月定例会会議録 (写) 平成21年 秋田県議会八月臨時会九月定例会会議録 (写) 平成22年

## 開館時間

- 平日（4月～10月）・・・午前10時～午後8時  
（11月～3月）・・・午前10時～午後7時
- 土曜・日曜日・祝日・・・午前10時～午後6時

## 休館日

- 毎月1回（平日の初日〈12月、1月を除く〉）
- 年末年始（12月28日～1月3日）
- 特別整理期間



秋田県公文書館研究紀要 第十七号

平成二十三年三月十八日発行

編集  
発行  
秋田県公文書館

〒010-0195

秋田市山王新町一四一三一

電話 〇一八（八六六）八三〇一

（題字 寿松木 毅）

この印刷物は六五〇部作成し、

その経費は一部あたり二二〇円です